

議案番号	件名	頁	摘要
追加予定	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	/	
〃	教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて	/	
〃	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	/	

第3号議案

豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更について

豊岡市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

事業内容の追加等により、計画の変更を要するため。

豊岡市過疎地域持続的発展計画（変更箇所）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前
<p>(26～27 頁)</p> <p>5 交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>(1) 現況と問題点</p>	<p>ア 観光アクセス</p> <p>但馬地域は高速交通網の整備が立ち遅れており、広域観光を推進する上では時間と距離の短縮が求められている。3地域とも観光産業との関わりが非常に強く、観光動向から見ても道路に依存するところが大きいため、アクセス道路の整備と改善が必要である。北近畿豊岡自動車道及び山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の早期整備を図るため、関係機関への強い働きかけが重要である。</p> <p>また、コウノトリ但馬空港は空の玄関として重要な拠点であり、多くの観光客に利用されるようPRするとともに、東京直行便の実現に向けた取組みが必要である。</p> <p><u>さらに、鉄道は、地域住民の日常生活や観光・交流による地域活性化に欠くことのできない交通手段であるが、市内を走る鉄道路線は、鉄道会社が大量輸送機関として鉄道の特性を発揮できていない赤字路線であると公表しており、鉄道を維持存続するため官民連携による利用促進策等の検討、実施が必要である。</u></p>	<p>ア 観光アクセス</p> <p>但馬地域は高速交通網の整備が立ち遅れており、広域観光を推進する上では時間と距離の短縮が求められている。3地域とも観光産業との関わりが非常に強く、観光動向から見ても道路に依存するところが大きいため、アクセス道路の整備と改善が必要である。北近畿豊岡自動車道及び山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の早期整備を図るため、関係機関への強い働きかけが重要である。</p> <p>また、コウノトリ但馬空港は空の玄関として重要な拠点であり、多くの観光客に利用されるようPRするとともに、東京直行便の実現に向けた取組みが必要である。</p>

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前
(26～27 頁) 5 交通施設 の整備、交通 手段の確保 (2) その 対 策	<p>ア 観光アクセス</p> <p>(ア) 北近畿豊岡自動車道の早期完成、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の整備促進を要望する。</p> <p>(イ) コウノトリ但馬空港の利用を促進するとともに、東京直行便の実現を図る。</p> <p><u>(ウ) 観光等広域的な移動手段である鉄道交通の利用を促進し、鉄路の維持存続と利便性の向上を図る。</u></p>	<p>ア 観光アクセス</p> <p>(ア) 北近畿豊岡自動車道の早期完成、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の整備促進を要望する。</p> <p>(イ) コウノトリ但馬空港の利用を促進するとともに、東京直行便の実現を図る。</p>
	<p>ウ 公共交通</p> <p>(ア) 赤字補てんで維持されているバス路線の乗車促進運動を継続するとともに、地域の実情に応じた路線再編に取り組む。</p> <p>(イ) 持続可能なバス交通を目指し、地域の実情に応じた新しい交通モードの検討を進める。</p> <p>(ウ) 高校生のバス通学における負担軽減を図る。</p> <p><u>(エ) 鉄道路線維持存続と利便性向上のため、利用促進策を検討し、実施する。</u></p>	<p>ウ 公共交通</p> <p>(ア) 赤字補てんで維持されているバス路線の乗車促進運動を継続するとともに、地域の実情に応じた路線再編に取り組む。</p> <p>(イ) 持続可能なバス交通を目指し、地域の実情に応じた新しい交通モードの検討を進める。</p> <p>(ウ) 高校生のバス通学における負担軽減を図る。</p>

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
(28~34頁) 5 交通施設 の整備、交通 手段の確保 (3)計画	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度)				事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度)			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(1)市町村道 道路	風早線(改良) L = <u>281m</u> W = <u>5.5m</u> (7.0)(楽々浦)	市	城崎	(1)市町村道 道路	風早線(改良) L = <u>290m</u> W = <u>5.5m</u> (8.0)(楽々浦)	市	城崎
		上山二見線(改良) L = <u>210m</u> W = <u>4.0m</u> (5.0)(上山)	市	城崎		上山二見線(改良) L = <u>210m</u> W = <u>5.5m</u> (6.75)(上山)	市	城崎
		御所2号線(側溝整備) L = <u>100m</u>	市	城崎		御所2号線(側溝整備) L = <u>50m</u>	市	城崎
		湯島桃島線(舗装修繕) L = <u>475m</u> W = <u>2.5m</u>	市	城崎		—	—	—
		御所3号線(側溝整備) L = <u>50m</u>	市	城崎		—	—	—
		中村区内線第2号(側溝修繕) L = <u>30m</u>	市	竹野		—	—	—
		桑野本川南谷線(舗装・側 溝修繕) L = <u>300m</u> W = <u>4.0m</u>	市	竹野		—	—	—
		中山虫生線(側溝修繕) L = <u>6m</u>	市	但東		—	—	—
		中畑山線(舗装修繕) L = <u>770m</u> W = <u>5.5m</u>	市	但東		—	—	—
		登尾線(側溝修繕) L = <u>50m</u>	市	但東		—	—	—

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																																																												
(28~34頁) 5 交通施設 の整備、交通 手段の確保 (3)計画	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度) <table border="1" data-bbox="405 459 1184 1254"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)市町村道 橋りょう</td> <td><u>小桜橋(木屋町磯ヶ谷線)</u> L=10m</td> <td>市</td> <td>城崎</td> </tr> <tr> <td><u>0341 橋 (宇日小島線)</u> L=5m</td> <td>市</td> <td>竹野</td> </tr> <tr> <td><u>野尻橋 (赤坂野尻線)</u> L=65m</td> <td>市</td> <td>但東</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他</td> <td><u>大見塚線</u> <u>落石防護柵補修</u></td> <td>市</td> <td>城崎</td> </tr> <tr> <td><u>二見森津線</u> <u>測量詳細設計</u></td> <td>市</td> <td>城崎</td> </tr> <tr> <td><u>戸島結線</u> <u>道路防災 (樋管・樋門)</u> N=1 式</td> <td>市</td> <td>城崎</td> </tr> <tr> <td><u>湯島今津線外</u> <u>道路防災 (樋管・樋門)</u> N=2 基</td> <td>市</td> <td>城崎</td> </tr> <tr> <td><u>阿金谷轟線</u> <u>落石防護柵補修</u></td> <td>市</td> <td>竹野</td> </tr> <tr> <td><u>三原区内線第1号</u> <u>調査設計 N=1 式</u> <u>道路防災 L=50m</u></td> <td>市</td> <td>竹野</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1)市町村道 橋りょう	<u>小桜橋(木屋町磯ヶ谷線)</u> L=10m	市	城崎	<u>0341 橋 (宇日小島線)</u> L=5m	市	竹野	<u>野尻橋 (赤坂野尻線)</u> L=65m	市	但東	その他	<u>大見塚線</u> <u>落石防護柵補修</u>	市	城崎	<u>二見森津線</u> <u>測量詳細設計</u>	市	城崎	<u>戸島結線</u> <u>道路防災 (樋管・樋門)</u> N=1 式	市	城崎	<u>湯島今津線外</u> <u>道路防災 (樋管・樋門)</u> N=2 基	市	城崎	<u>阿金谷轟線</u> <u>落石防護柵補修</u>	市	竹野	<u>三原区内線第1号</u> <u>調査設計 N=1 式</u> <u>道路防災 L=50m</u>	市	竹野	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度) <table border="1" data-bbox="1216 459 1995 1254"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)市町村道 橋りょう</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1)市町村道 橋りょう	—	—	—	—	—	—	—	—	—	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業名	事業内容	事業主体	備考																																																											
(1)市町村道 橋りょう	<u>小桜橋(木屋町磯ヶ谷線)</u> L=10m	市	城崎																																																											
	<u>0341 橋 (宇日小島線)</u> L=5m	市	竹野																																																											
	<u>野尻橋 (赤坂野尻線)</u> L=65m	市	但東																																																											
その他	<u>大見塚線</u> <u>落石防護柵補修</u>	市	城崎																																																											
	<u>二見森津線</u> <u>測量詳細設計</u>	市	城崎																																																											
	<u>戸島結線</u> <u>道路防災 (樋管・樋門)</u> N=1 式	市	城崎																																																											
	<u>湯島今津線外</u> <u>道路防災 (樋管・樋門)</u> N=2 基	市	城崎																																																											
	<u>阿金谷轟線</u> <u>落石防護柵補修</u>	市	竹野																																																											
	<u>三原区内線第1号</u> <u>調査設計 N=1 式</u> <u>道路防災 L=50m</u>	市	竹野																																																											
事業名	事業内容	事業主体	備考																																																											
(1)市町村道 橋りょう	—	—	—																																																											
	—	—	—																																																											
	—	—	—																																																											
その他	—	—	—																																																											
	—	—	—																																																											
	—	—	—																																																											
	—	—	—																																																											

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																						
(28～34頁) 5 交通施設 の整備、交通 手段の確保 (3)計画	事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度） <table border="1" data-bbox="405 469 1182 703"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(7)道路整備機 械等</td> <td>除雪機購入補助 N=15台</td> <td>民間</td> <td>城崎 竹野 但東</td> </tr> <tr> <td>歩道用除雪機更新 ハンドガイド式2台</td> <td>市</td> <td>竹野</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(7)道路整備機 械等	除雪機購入補助 N=15台	民間	城崎 竹野 但東	歩道用除雪機更新 ハンドガイド式2台	市	竹野	事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度） <table border="1" data-bbox="1218 469 1995 703"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(7)道路整備機 械等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(7)道路整備機 械等	—	—	—	—	—	—
事業名	事業内容	事業主体	備考																					
(7)道路整備機 械等	除雪機購入補助 N=15台	民間	城崎 竹野 但東																					
	歩道用除雪機更新 ハンドガイド式2台	市	竹野																					
事業名	事業内容	事業主体	備考																					
(7)道路整備機 械等	—	—	—																					
	—	—	—																					

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
(28~34頁) 5 交通施設 の整備、交通 手段の確保 (3)計画	事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）				事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(9)過疎地域持続 的發展特別事業 公共交通	<u>JR 山陰本線利用促進</u> <u>①事業内容</u> <u>JR 山陰本線(城崎温泉駅-竹野駅間)の利用を促進するため、列車に乗ること自体が目的となるイベントの開催や既存イベントとの連携、芸術文化観光専門職大学との連携による利用促進策の検討・実施、地域団体の取組みや意識啓発活動への支援など市民の列車利用への意識醸成、二次交通の充実など、実効性・持続性のある施策に取り組む。</u> <u>②必要性・効果等</u> <u>過疎地域の市民生活を支え、観光等広域的な移動手段である鉄道交通の維持と利便性向上を図り、交流人口拡大による地域活性化に寄与する。</u>	市	城崎 竹野	(9)過疎地域持続 的發展特別事業 公共交通	-	-	-

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
(28～34頁) 5 交通施設 の整備、交通 手段の確保 (3)計画	事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）				事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）			
	事業名 (9)過疎地域持続 的发展特別事業 公共交通	事業内容 <u>竹野南地区新交通モード実 証運行</u> <u>①事業内容</u> <u>交通空白地域における地 域の実情に合った新たな交 通モードの仕組み構築に向 けたデマンド型乗合運送サ ービスの運行及び検証。</u> <u>②必要性・効果等</u> <u>市民の外出機会の創出と 持続可能な交通体系の維持 を図る。</u>	事業主体 市	備考 竹野	事業名 (9)過疎地域持続 的发展特別事業 公共交通	事業内容 -	事業主体 -	備考 -

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																
(42～43 頁) 7 子育て環 境の確保、高 齢者等の保健 及び福祉の向 上及び増進 (3)計画	事業計画 (2021 (令和 3) 年度 ～ 2025 (令和 7) 年度) <table border="1" data-bbox="405 461 1182 735"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 高齢者福祉施設</td> <td>但東健康増進センター長寿 命化工事</td> <td>市</td> <td>但東</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(3) 高齢者福祉施設	但東健康増進センター長寿 命化工事	市	但東	事業計画 (2021 (令和 3) 年度 ～ 2025 (令和 7) 年度) <table border="1" data-bbox="1218 461 1995 735"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 高齢者福祉施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(3) 高齢者福祉施設	—	—	—
事業名	事業内容	事業主体	備考															
(3) 高齢者福祉施設	但東健康増進センター長寿 命化工事	市	但東															
事業名	事業内容	事業主体	備考															
(3) 高齢者福祉施設	—	—	—															

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前																								
(48~50頁) 9 教育の振 興 (3)計画	事業計画(2021(令和3)年度～2025(令和7)年度) <table border="1" data-bbox="405 469 1167 890"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 学校教育 関連施設 校舎</td> <td>城崎中学校ランチルーム等 照明改修事業 LED照明器具更新</td> <td>市</td> <td>城崎</td> </tr> <tr> <td>(3) 集会施設、 体育施設等 その他</td> <td>但東市民センター改修事業 屋根防水改良等</td> <td>市</td> <td>但東</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1) 学校教育 関連施設 校舎	城崎中学校ランチルーム等 照明改修事業 LED照明器具更新	市	城崎	(3) 集会施設、 体育施設等 その他	但東市民センター改修事業 屋根防水改良等	市	但東	事業計画(2021(令和3)年度～2025(令和7)年度) <table border="1" data-bbox="1216 469 1995 890"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 学校教育 関連施設 校舎</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) 集会施設、 体育施設等 その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1) 学校教育 関連施設 校舎	—	—	—	(3) 集会施設、 体育施設等 その他	—	—	—
事業名	事業内容	事業主体	備考																							
(1) 学校教育 関連施設 校舎	城崎中学校ランチルーム等 照明改修事業 LED照明器具更新	市	城崎																							
(3) 集会施設、 体育施設等 その他	但東市民センター改修事業 屋根防水改良等	市	但東																							
事業名	事業内容	事業主体	備考																							
(1) 学校教育 関連施設 校舎	—	—	—																							
(3) 集会施設、 体育施設等 その他	—	—	—																							

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後					変更前				
(61~68頁) (別表) 過疎 地域 持続的 発展 特別事 業分	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度) 過疎地域持続的発展特別事業分					事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度) 過疎地域持続的発展特別事業分				
	持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来にわた って持続的に及ぶ説明等)	持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来にわた って持続的に及ぶ説明等)
	4 交通施 設の整備、 交通手段 の確保	公共交通	JR山陰本線利用促進 JR山陰本線(城崎 温泉駅-竹野駅間)の 利用を促進するた め、列車に乗ること 自体が目的となるイ ベントの開催や既存 イベントとの連携、 芸術文化観光専門職 大学との連携による 利用促進策の検討・ 実施、地域団体の取 組みや意識啓発活動 への支援など市民の 列車利用への意識醸 成、二次交通の充実 など、実効性・持続性 のある施策に取り組 む。	市	過疎地域の市 民生活を支え、 観光等広域的 な移動手段で ある鉄道交通 の維持と利便 性向上を図り、 交流人口拡大 による地域活 性化に寄与す る。	4 交通施 設の整備、 交通手段 の確保	公共交通	-	-	-

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後					変更前				
(61～68頁) (別表) 過疎 地域持続的 発展特別事 業分	事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度） 過疎地域持続的発展特別事業分					事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度） 過疎地域持続的発展特別事業分				
	持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来にわたっ て持続的に及ぶ説明等）	持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来にわたっ て持続的に及ぶ説明等）
	4 交通 施設の整 備、交通 手段の確 保	公共交通	竹野南地区新交 通モード実証運 行 交通空白地域 における地域の 実情に合った新 たな交通モード の仕組み構築に 向けたデマンド 型乗合運送サー ビスの運行及び 検証。	市	市民の外出機会 の創出と持続可 能な交通体系の 維持を図る。	4 交通施 設の整備 交通手段 の確保	公共交通	—	—	—

第4号議案

豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項及び第8項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。

豊岡市辺地総合整備計画 (案)

2023年度

2023年3月

兵庫県豊岡市

豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市奥野辺地
(辺地の人口 176 人 面積 4.4 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市奥野
- (2) 地域を中心の位置 豊岡市奥野字土師谷 627
- (3) 辺地度点数 113 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、市東部の奥野地区と京都府京丹後市久美浜町を結ぶ、山あいを通る道路であるが、特定道路土工構造物点検で盛土法面、切土法面の崩壊が確認されている箇所がある。道路利用者の安全性確保のため、崩壊箇所の補修工事を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度から 4 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道奥野 久美浜線	豊岡市	51,200	0	51,200	51,200
合 計		51,200	0	51,200	51,200

奥野辺地 事業計画位置図



豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町藤井辺地
(辺地の人口 162 人 面積 0.9 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町藤井
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町藤井字中森 221-1
- (3) 辺地度点数 103 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、主要地方道日高竹野線と藤井地区を結ぶ道路であるが、幅員が狭小であり緊急車両の進入も困難な状況である。北近畿豊岡自動車道日高北インター関連で整備される代替道路と一体的に整備することにより、周辺住民の安心と利便性を確保することができる。

3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度から 4 年間

(単位 千円)

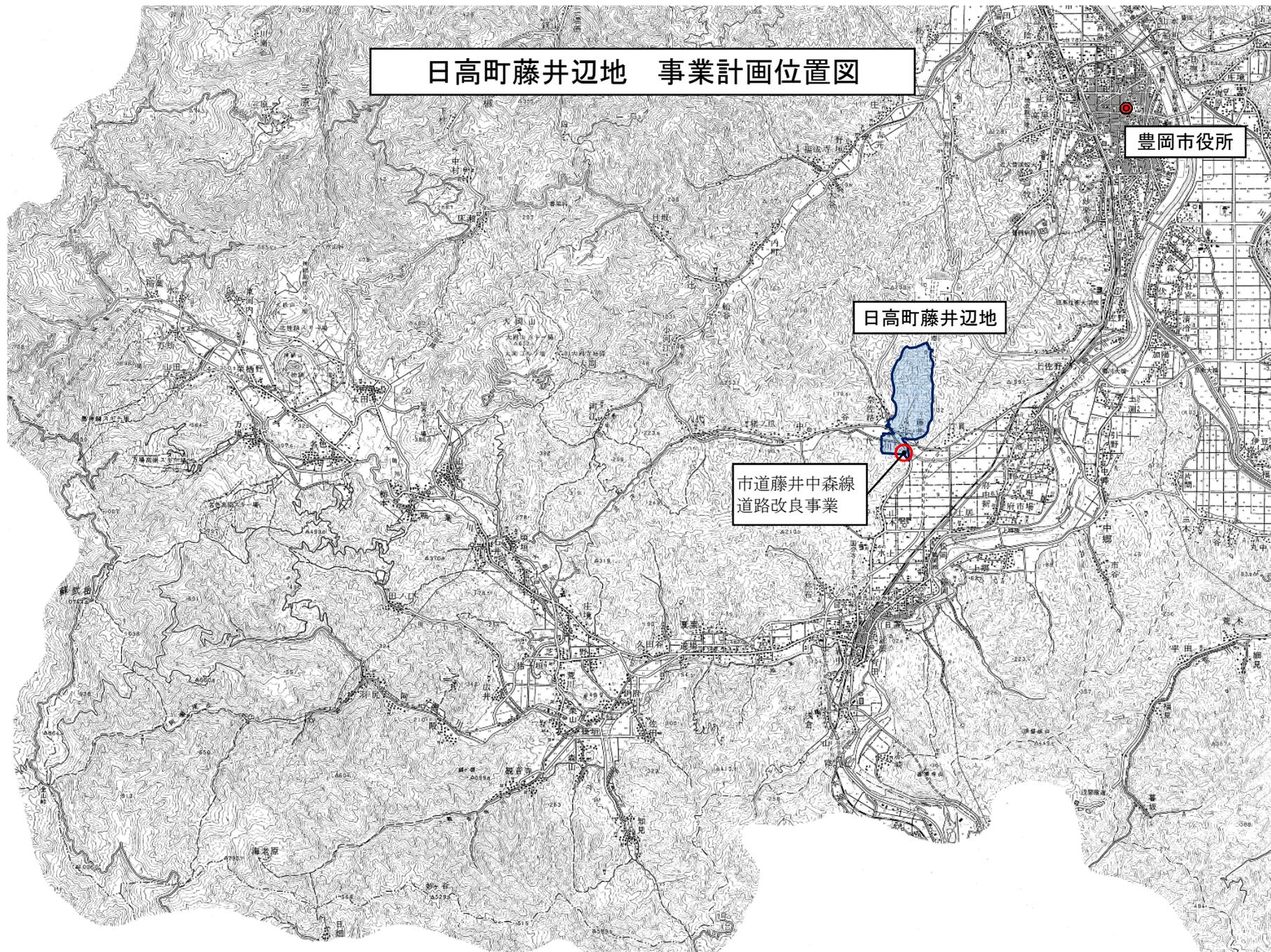
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道藤井中森線	豊岡市	71,600	31,972	39,628	39,400
合 計		71,600	31,972	39,628	39,400

日高町藤井辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町藤井辺地

市道藤井中森線
道路改良事業



豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町八代・河江・小河江・大岡辺地
(辺地の人口 149 人 面積 7.5 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 豊岡市日高町八代・河江・小河江・大岡
 (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町八代字南山 1014-6
 (3) 辺地度点数 129 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本橋梁は、一級河川八代川に架かり、集落と対岸の旧県道とを結ぶ単純H形鋼橋であるが、主桁の鋼材部分に腐食が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため、橋梁の補修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度 1 年間

(単位 千円)

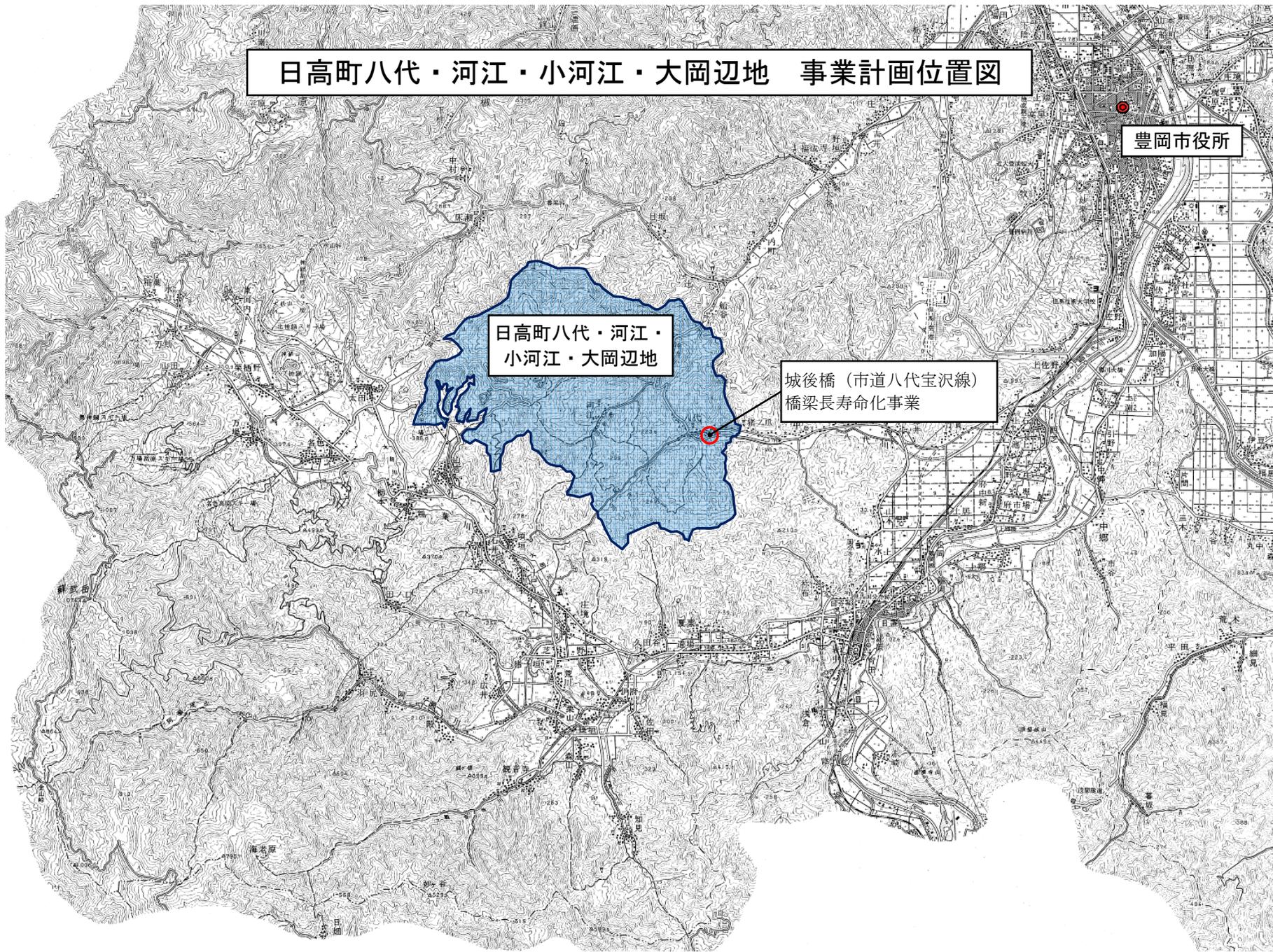
施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
城後橋(市道 八代宝沢線)	豊岡市	1,500	0	1,500	1,500
合 計		1,500	0	1,500	1,500

日高町八代・河江・小河江・大岡辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町八代・河江・
小河江・大岡辺地

城後橋（市道八代宝沢線）
橋梁長寿命化事業



豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町知見辺地
(辺地の人口 216 人 面積 3.5 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町知見
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町知見字梨木ノ下 1366
- (3) 辺地度点数 145 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、県道十戸養父線と接続する水路沿いの道路であるが、兼用護岸が空石積みであり、経年劣化により崩壊の危険性がある。また、本路線にはう回路がなく、護岸が崩壊すると市民生活にも支障をきたすことから、早期に修繕を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度 1 年間

(単位 千円)

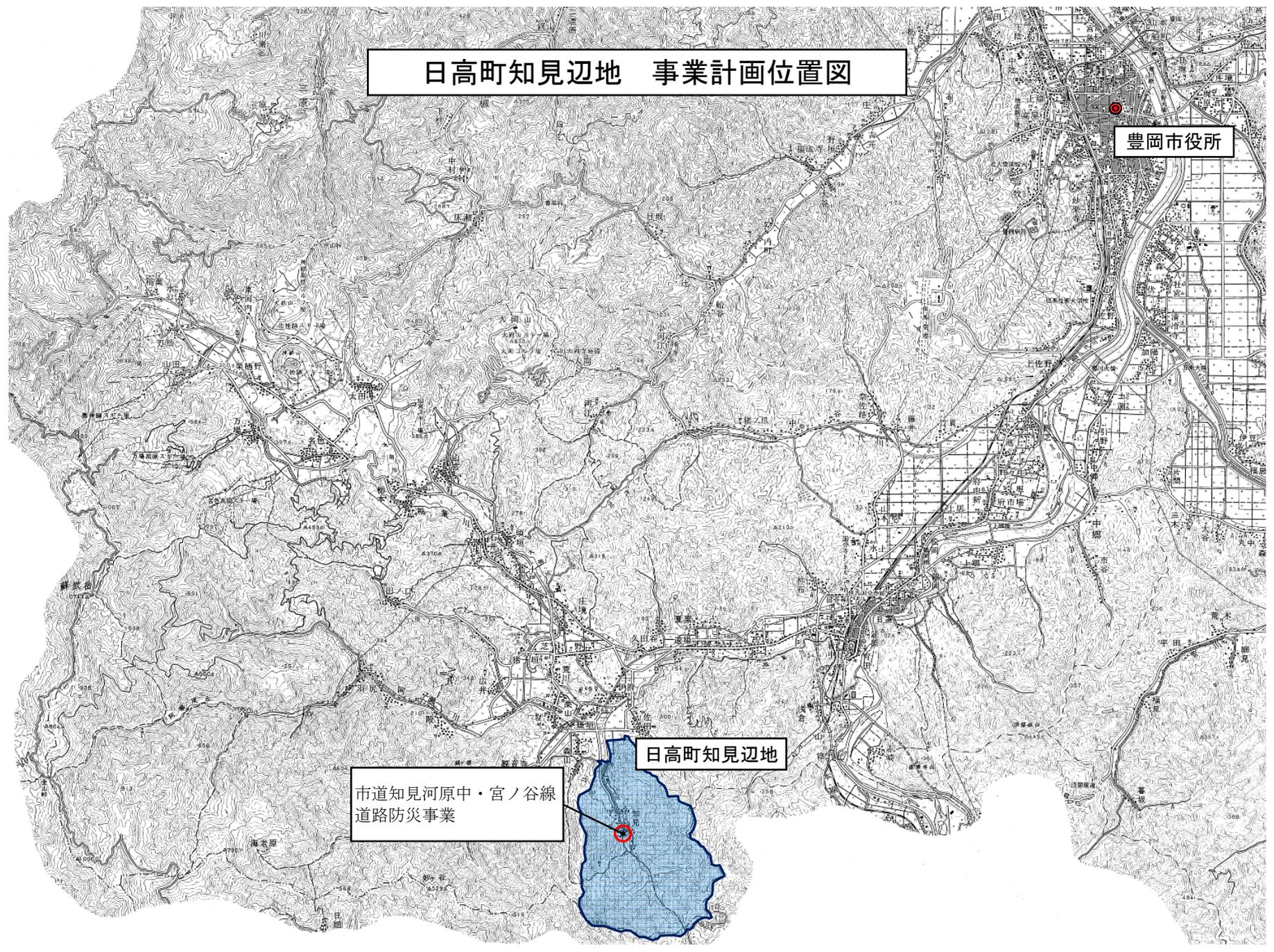
施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道知見河原 中・宮ノ谷線	豊岡市	7,000	0	7,000	7,000
合 計		7,000	0	7,000	7,000

日高町知見辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町知見辺地

市道知見河原中・宮ノ谷線
道路防災事業



豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町観音寺辺地
(辺地の人口 221 人 面積 8.8 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 豊岡市日高町観音寺
(2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町観音寺字中筋 678-1
(3) 辺地度点数 112 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

【市道栗山妙見線】

本路線の事業計画区間は、一級河川観音寺川に沿って通る、床版によって拡幅された道路であるが、床版のコンクリート部材の老朽化が激しく、特に荷重を支えるための梁・柱部の損傷が激しい。構造上、梁・柱部の損傷がこれ以上進行した場合には、通過車両の事故につながる恐れがあるため、早期の補修工事が必要である。

【観音寺旧橋(市道観音寺味噌谷線)】

本橋梁は、一級河川観音寺川に架かり、集落と対岸の市道とを結ぶ2径間単純木橋であるが、床版に腐食が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため、橋梁の補修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から 4年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道栗山妙見線	豊岡市	44,000	0	44,000	44,000
観音寺旧橋 (市道観音寺味噌谷線)	豊岡市	15,000	7,795	7,205	7,200
合計		59,000	7,795	51,205	51,200

日高町観音寺辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

観音寺旧橋（市道観音寺
味噌谷線）
橋梁長寿命化事業

市道栗山妙見線
道路補修事業

日高町観音寺辺地

豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町羽尻辺地
(辺地の人口 188 人 面積 10.1 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町羽尻
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町羽尻字上川原 356-1
- (3) 辺地度点数 135 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、日高町羽尻地区の北部の山間部と県道耀山・日高線の通る中心部を結ぶ道路であるが、法面の岩が風化し、市道への落石が多発している。地域住民の安全な通行を確保するために法面の防災対策工事を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度 1 年間

(単位 千円)

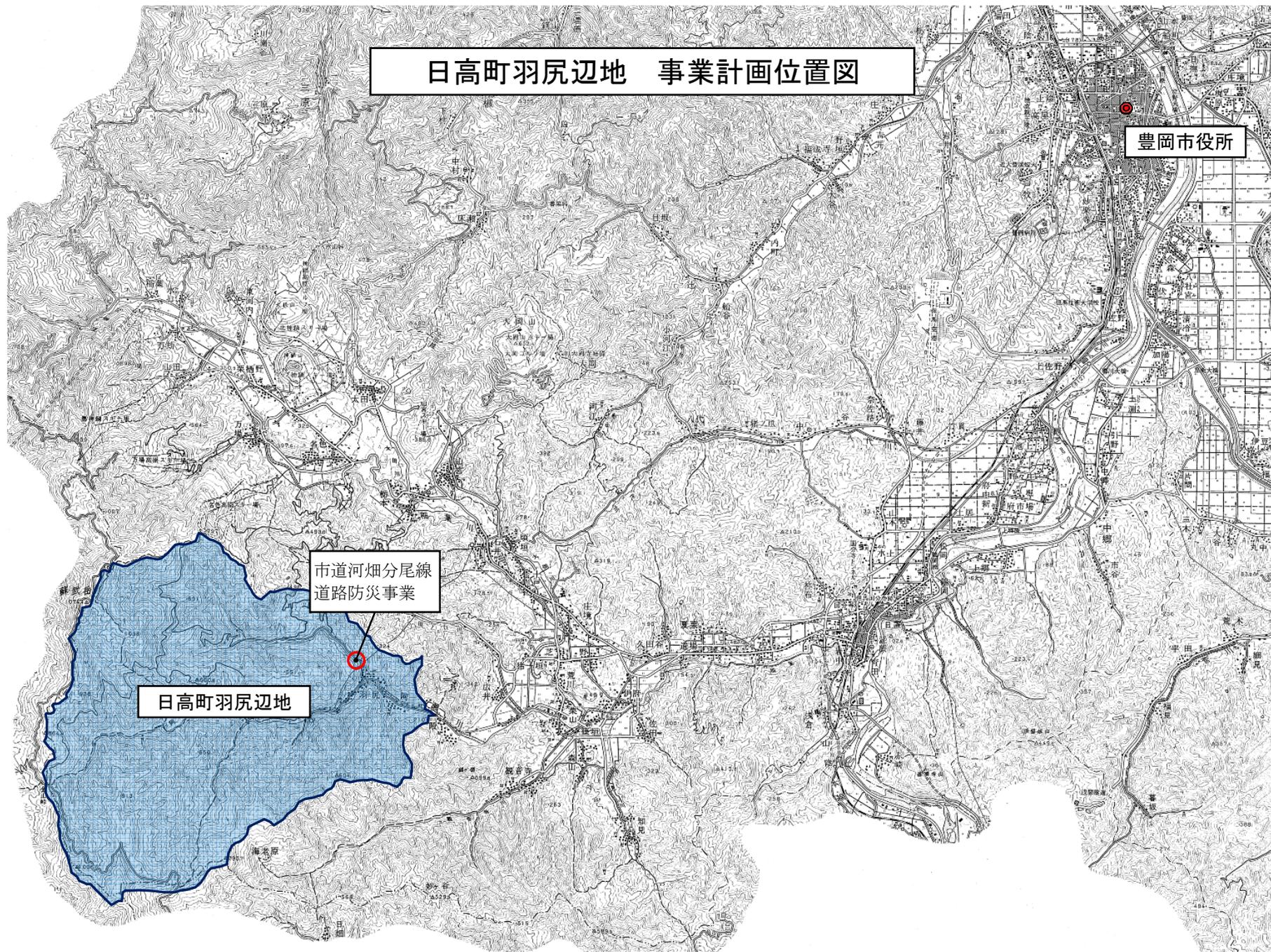
施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道河畑 分尾線	豊岡市	2,500	0	2,500	2,500
合 計		2,500	0	2,500	2,500

日高町羽尻辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

市道河畑分尾線
道路防災事業

日高町羽尻辺地



豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町田ノ口辺地
(辺地の人口 75 人 面積 2.3 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町田ノ口
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町田ノ口字ナラギ 23
- (3) 辺地度点数 115 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本橋梁は、一級河川田ノ口川に架かり、集落と市街地とを結ぶ単純H形鋼橋であるが、主桁の腐食及び支承に機能障害が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため、橋梁の補修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度 1 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
大谷口 2 号橋 (市道広井田 ノ口栃本線)	豊岡市	34,000	17,671	16,329	16,300
合 計		34,000	17,671	16,329	16,300

日高町田ノ口辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町田ノ口辺地

大谷口2号橋（市道広井田ノ口栃本線）
橋梁長寿命化事業

豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町栗栖野辺地
(辺地の人口 187 人 面積 1.4 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町栗栖野
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町栗栖野字皷ヶ野 59-187
- (3) 辺地度点数 107 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

隣接地に新たにオープンした民間ホテル利用者の利便性向上及び地域全体の集客力向上のため、道の駅「神鍋高原」の機能強化を行う。併せて、運営体制の見直しも含めた道の駅の最適化と長寿命化を図ることにより、地域の魅力をさらに高めることを目的とする。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から 2 年間

(単位 千円)

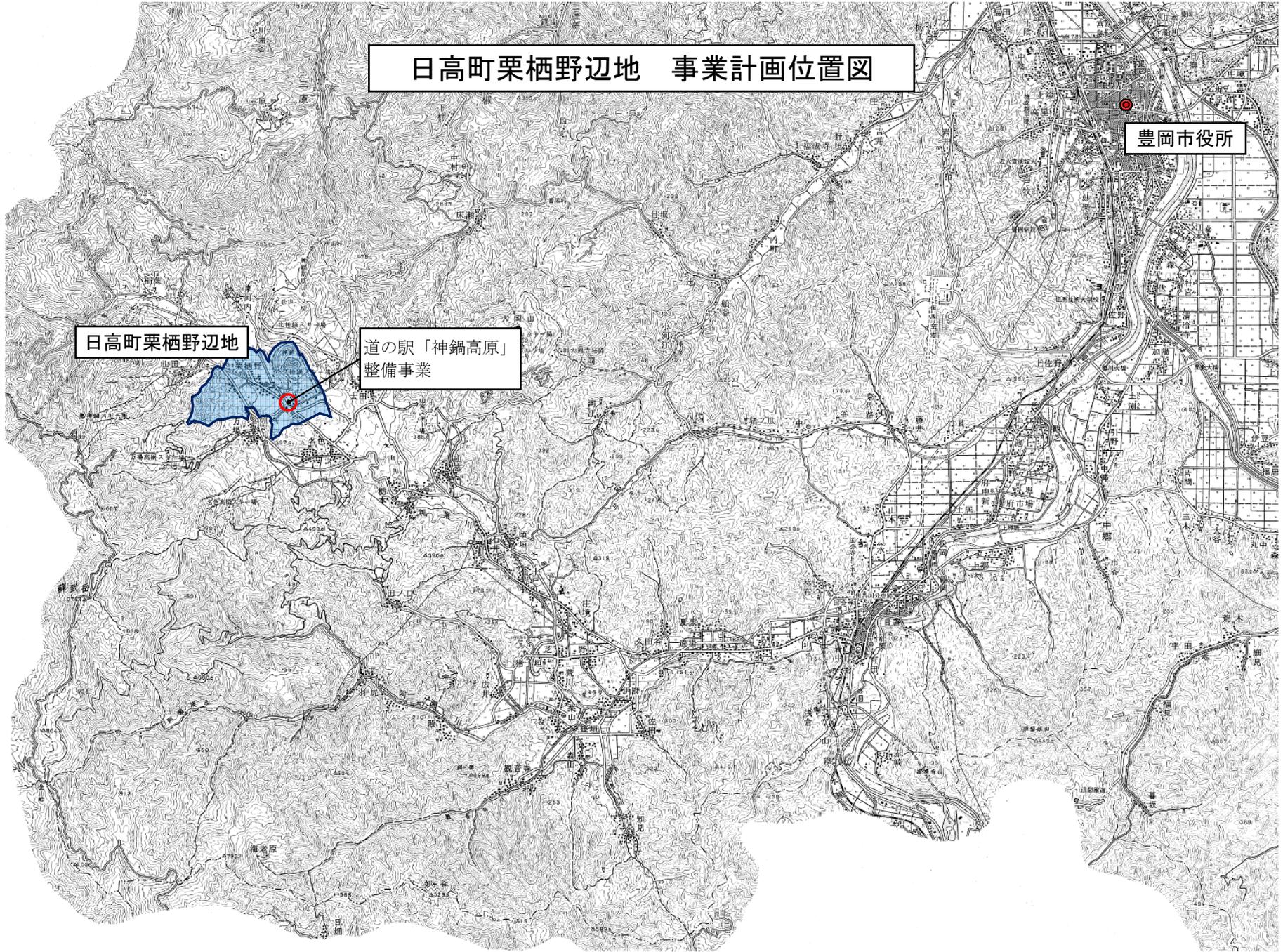
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道の駅「神鍋高原」	豊岡市	140,300	20,000	120,300	120,000
合 計		140,300	20,000	120,300	120,000

日高町栗栖野辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町栗栖野辺地

道の駅「神鍋高原」
整備事業



豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町山田辺地
(辺地の人口 121 人 面積 1.7 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町山田
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町山田字杉ノ本 148-4
- (3) 辺地度点数 176 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、日高町山田地区内を通り、奥神鍋スキー場へも通じる主要道路であるが、側溝が空石積みであり、吸出しによる道路の陥没が起きている。また、道路の幅員も狭いため、側溝の整備によって通行の安全性と利便性の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から 2 年間

(単位 千円)

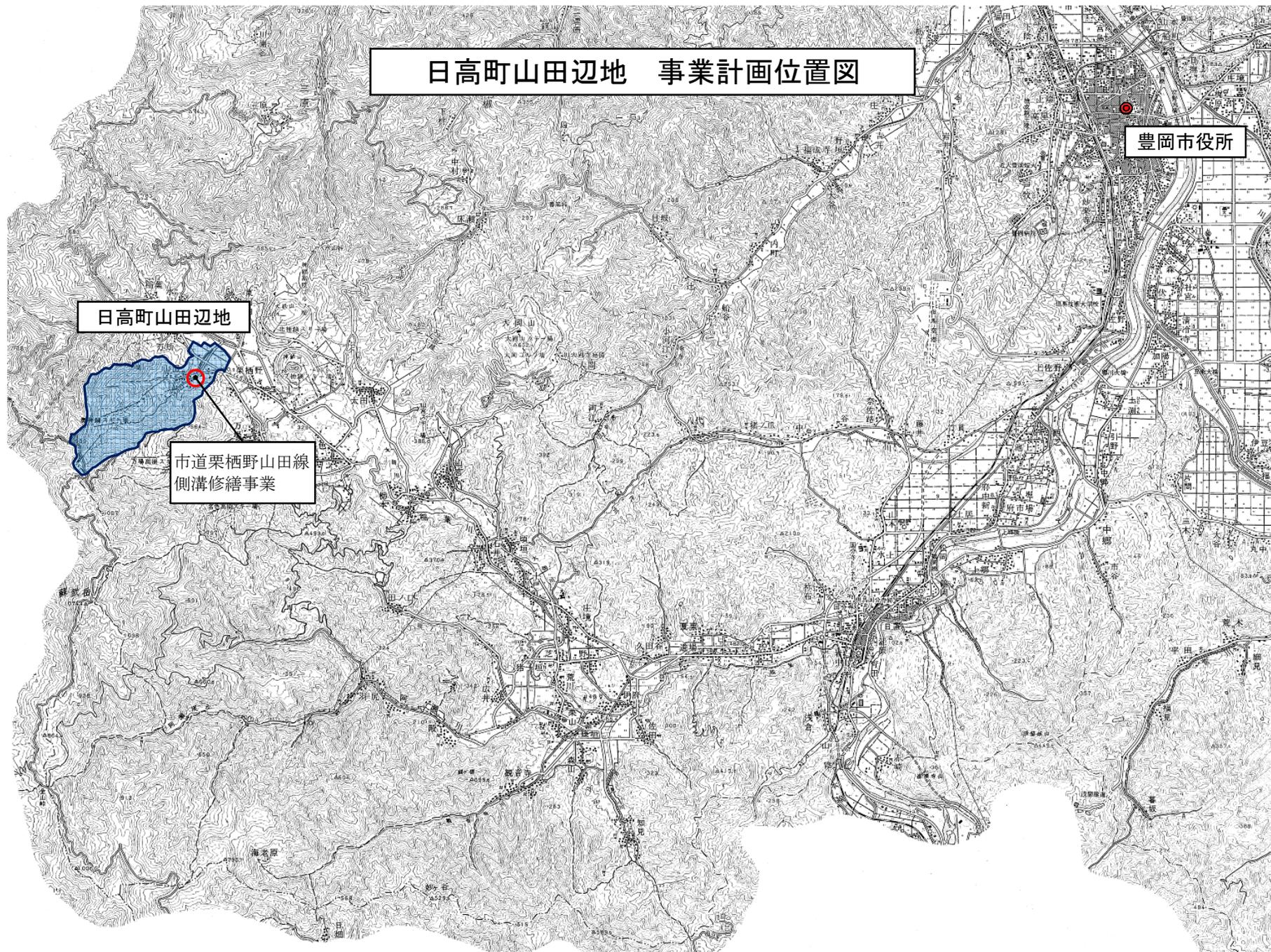
施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道栗栖 野山田線	豊岡市	9,500	0	9,500	9,500
合 計		9,500	0	9,500	9,500

日高町山田辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町山田辺地

市道栗栖野山田線
側溝修繕事業



豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市出石町坪井・袴狭辺地
(辺地の人口 370 人 面積 6.4 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市出石町坪井・袴狭
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市出石町袴狭字下坂 336-38
- (3) 辺地度点数 117 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当路線は、出石町袴狭地区と宮内地区とを結ぶ幹線道路であるが、切土法面の落石防止網が破損しており、落石により通行に支障が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため、補修を行う必要がある。

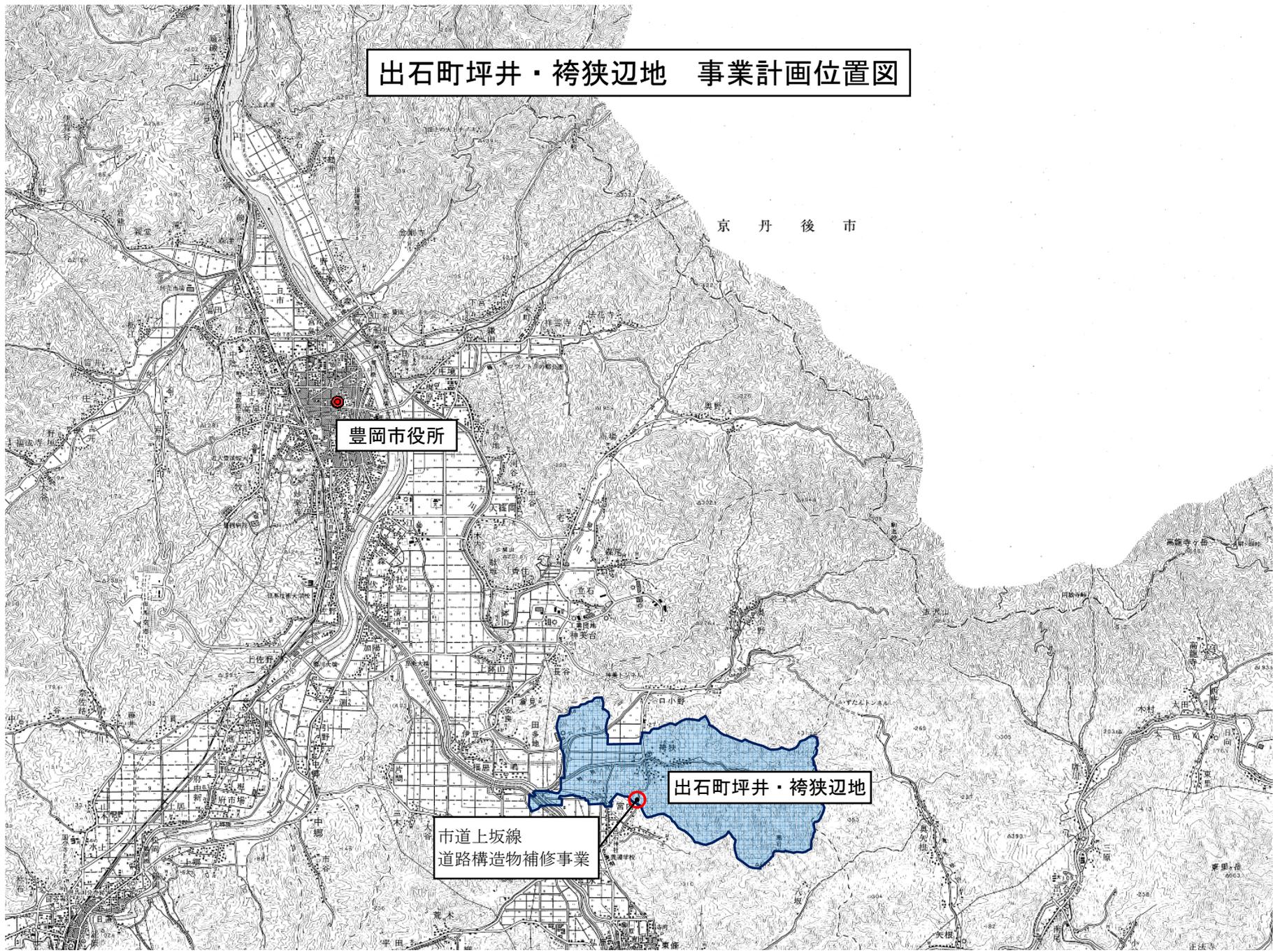
3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度 1 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道上坂 線	豊岡市	1,500	0	1,500	1,500
合 計		1,500	0	1,500	1,500

出石町坪井・袴狭辺地 事業計画位置図



第5号議案

豊岡市立神鍋野外スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立神鍋野外スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立神鍋野外スポーツ公園 |
| 2 団体等の名称 | 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会・全但バス株式会社グループ |
| 3 指定の期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立神鍋野外スポーツ公園

(2) 所在地

豊岡市日高町名色88番地の50

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣工 平成10年10月

ア センター棟

建築面積 1,380.58㎡

延床面積 1,139.72㎡

構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、平屋建

施設内容 事務室 97㎡ (監視室、応接室を含む)

休憩室 4.4㎡

救護室 10.5㎡

機械室 73㎡

会議室 1室 70㎡

ロッカー室 3室 166個

シャワー室 3室 19基

トイレ

レストラン 50席

エントランス 207㎡

イ 屋外施設群

芝生グラウンド (天然芝仕上げ、照明設備) 14,130㎡

環境発見遊具 全長56.7m、トイレ

憩いのスペース 花の広場、林の広場、緑の広場、ファミリー広場

せせらぎの径

ジョギングコース 約1,400m

駐車場 乗用車120台 バス6台

2 管理業務の内容

(1) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務

(2) 利用料金の徴収等に関する業務

(3) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言

(4) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会・全但バス株式会社グループ

(2) 所在地

神戸市中央区下山手通6丁目3番28号

(3) 代表者の氏名

(代表者) 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
理事長 成岡 英彦

(構成団体) 全但バス株式会社
代表取締役 村上 宣人

神姫バス株式会社
代表取締役社長 長尾 真

日本管財株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎

(4) 主な事業又は活動

兵庫県立但馬ドームの管理運営

第6号議案

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

消防団員の報酬に関し、年額報酬にあつては分団長、副分団長、部長等の金額の引上げ、出動報酬にあつては出動による算定方法及び金額の見直しを行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成17年豊岡市条例第158号）の一部を次のように改正する。

別表中「65,100円」を「78,600円」に、「48,600円」を「62,100円」に、「32,300円」を「45,800円」に、「26,000円」を「39,500円」に、「23,000円」を「36,500円」に、

「

出動報酬	災害、警戒、訓練等	1回	1,500円（ただし、業務に従事した時間が8時間を超えた場合は、4時間ごとに800円を加算する。）
------	-----------	----	---

」を

「

出動報酬	災害	地震及び風水害	1日	8,000円
		火災	1日	4時間以上
	2時間以上 4時間未満			4,000円
	2時間未満		2,000円	
			2,000円	
	搜索	1日	4時間以上	8,000円
			2時間以上 4時間未満	4,000円
			2時間未満	2,000円
			2,000円	
	警戒、訓練等	1日	2,000円	

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例別表の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

報酬のうち年額報酬にあつては、分団長、副分団長、部長、班長及び団員のそれぞれの年額を13,500円引き上げ、出動報酬にあつては、出動につき算定する方法を1回から1日とし、その出動1日の金額を災害及び捜索は8,000円等、警戒、訓練等は2,000円に見直すこと。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例は、令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）					
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）					
区分		金額		区分		金額			
年額報酬	団長	年額	197,900円	年額報酬	団長	年額	197,900円		
	副団長	年額	121,000円		副団長	年額	121,000円		
	分団長	年額	65,100円		分団長	年額	78,600円		
	副分団長	年額	48,600円		副分団長	年額	62,100円		
	部長	年額	32,300円		部長	年額	45,800円		
	班長	年額	26,000円		班長	年額	39,500円		
	団員	年額	23,000円		団員	年額	36,500円		
出動報酬	災害、警戒、訓練等	1回	1,500円（ただし、業務に従事した時間が8時間を超えた場合は、4時間ごとに800円を加算する。）	出動報酬	災害	地震及び風水害	1日	8,000円	
			火災			1日	4時間以上	8,000円	
								2時間以上	4,000円
								4時間未満	2,000円
				2時間未満	2,000円				
				搜索	1日	4時間以上	8,000円		
						2時間以上	4,000円		
						4時間未満	2,000円		
						2時間未満	2,000円		
				警戒、訓練等	1日		2,000円		

第7号議案

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

審査会の調査審議事項に、豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による審査請求に関する事項を加えるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（令和4年豊岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を改める改正規定を次のように改める。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）第20条、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項若しくは豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）第45条第1項に規定する審査請求に関する事項又は特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項について調査審議するため、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2条第1項第1号の改正規定を次のように改める。

第2条第1項第1号中「又は豊岡市個人情報保護条例第40条」を削り、「諮問をした」の右に「同条例第2条第1号に規定する」を加え、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊岡市条例第31号）第2条第2項に規定する実施機関

(3) 豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議会

第2条第3項を改める改正規定を次のように改める。

第2条第3項を次のように改める。

3 この条例において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報

(2) 豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報

第2条第3項を改める改正規定の次に次のように加える。

第4条第2項中「2年」を「3年以内」に改める。

第7条第1項中「等」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 審査会の調査審議事項に、豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による審査請求に関する事項を加えること。(第1条関係)
- (2) 豊岡市議会に対する審査請求に関する事項を調査審議するために必要な諮問庁及び保有個人情報の定義等の規定の整備をすること。(第2条、第7条関係)
- (3) 審査会の委員の任期について、2年を3年以内に改めること。(第4条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>第1条第1号中「豊岡市個人情報保護条例（平成17年豊岡市条例第215号）第40条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。</u></p> <p><u>第2条第1項第1号を次のように改める。</u></p> <p><u>(1) 豊岡市情報公開条例第20条の規定により審査会に諮問をした同条例第2条第1号に規定する実施機関又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊岡市条例第31号）第2条第2項に規定する実施機関</u></p> <p><u>第2条第3項中「豊岡市個人情報保護条例第19条第1項、第30条第1項又は第38条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第3項に規定する保有個人情報</u></p>	<p><u>第1条を次のように改める。</u></p> <p><u>（設置）</u></p> <p><u>第1条 豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）第20条、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項若しくは豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）第45条第1項に規定する審査請求に関する事項又は特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項について調査審議するため、豊岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>第2条第1項第1号中「又は豊岡市個人情報保護条例第40条」を削り、「諮問をした」の右に「同条例第2条第1号に規定する」を加え、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。</u></p> <p><u>(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊岡市条例第31号）第2条第2項に規定する実施機関</u></p> <p><u>(3) 豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議会</u></p> <p><u>第2条第3項を次のように改める。</u></p> <p><u>3 この条例において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定す</u></p>

をいう。）」を「法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報」に改める。

る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報

(2) 豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報第4条第2項中「2年」を「3年以内」に改める。
第7条第1項中「等」を削る。

第8号議案

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例制定について

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次の
ように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

東大谷野外活動施設を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第183号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第9号議案

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

出産育児一時金の額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険条例（平成17年豊岡市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第3条中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に引き上げること。(第3条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>第4条 略</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>第4条 略</p>

第10号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

国民健康保険税の税率等の改定を行うため。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.45」を「100分の5.24」に改める。

第4条中「100分の4.34」を「100分の2.18」に改める。

第5条中「2万2,400円」を「2万3,800円」に改める。

第5条の2第1号中「1万5,500円」を「1万6,000円」に改め、同条第2号中「7,750円」を「8,000円」に改め、同条第3号中「1万1,625円」を「1万2,000円」に改める。

第6条中「100分の2.71」を「100分の2.64」に改める。

第7条中「100分の2.17」を「100分の1.10」に改める。

第7条の2中「1万600円」を「1万1,400円」に改める。

第7条の3第1号中「7,300円」を「7,700円」に改め、同条第2号中「3,650円」を「3,850円」に改め、同条第3号中「5,475円」を「5,775円」に改める。

第8条中「100分の2.51」を「100分の2.46」に改める。

第9条中「100分の3.06」を「100分の1.51」に改める。

第9条の2中「1万3,000円」を「1万3,600円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「1万5,680円」を「1万6,660円」に改め、同号イ(ア)中「1万850円」を「1万1,200円」に改め、同号イ(イ)中「5,425円」を「5,600円」に改め、同号イ(ウ)中「8,138円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「7,420円」を「7,980円」に改め、同号エ(ア)中「5,110円」を「5,390円」に改め、同号エ(イ)中「2,555円」を「2,695円」に改め、同号エ(ウ)中「3,833円」を「4,043円」に改め、同号オ中「9,100円」を「9,520円」に改め、同項第2号ア中「1万1,200円」を「1万1,900円」に改め、同号イ(ア)中「7,750円」を「8,000円」に改め、同号イ(イ)中「3,875円」を「4,000円」に改め、同号イ(ウ)中「5,813円」を「6,000円」に改め、同号ウ中「5,300円」を「5,700円」に改め、同号エ(ア)中「3,650円」を「3,850円」に改め、同号エ(イ)中「1,825円」を「1,925円」に改め、同号エ(ウ)中「2,738円」を「2,888円」に改め、同号オ中「6,500円」を「6,800円」に改め、同項第3号ア中「4,480円」を「4,760円」に改め、同号イ(ア)中「3,100円」を「3,200円」に改め、同号イ(イ)中「1,550円」を「1,600円」に改め、同号イ(ウ)中「2,325円」を「2,400円」に改め、同号ウ中「2,120円」を「2,280円」に改め、同号エ(ア)中「1,460円」を「1,540円」に改め、同号エ(イ)中「730円」を「770円」に改め、同号エ(ウ)中「1,095円」を「1,155円」に改め、同号オ中「2,600円」を「2,720円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,360円」を「3,570円」に改める。

円」に改め、同号イ中「5,600円」を「5,950円」に改め、同号ウ中「8,960円」を「9,520円」に改め、同号エ中「1万1,200円」を「1万1,900円」に改め、同項第2号ア中「1,590円」を「1,710円」に改め、同号イ中「2,650円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「4,240円」を「4,560円」に改め、同号エ中「5,300円」を「5,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 基礎課税額に係る所得割額の税率を100分の5.24とすること。(第3条関係)
- (2) 基礎課税額に係る資産割額の税率を100分の2.18とすること。(第4条関係)
- (3) 基礎課税額に係る被保険者均等割額を2万3,800円とすること。(第5条関係)
- (4) 基礎課税額に係る一般の世帯別平等割額を1万6,000円とし、特定世帯の世帯別平等割額を8,000円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を1万2,000円とすること。(第5条の2関係)
- (5) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率を100分の2.64とすること。(第6条関係)
- (6) 後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額の税率を100分の1.10とすること。(第7条関係)
- (7) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を1万1,400円とすること。(第7条の2関係)
- (8) 後期高齢者支援金等課税額に係る一般の世帯別平等割額を7,700円とし、特定世帯の世帯別平等割額を3,850円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を5,775円とすること。(第7条の3関係)
- (9) 介護納付金課税額に係る所得割額の税率を100分の2.46とすること。(第8条関係)
- (10) 介護納付金課税額に係る資産割額の税率を100分の1.51とすること。(第9条関係)
- (11) 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を1万3,600円とすること。(第9条の2関係)
- (12) 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減額等について規定すること。(第21条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.45</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4.34</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万2,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.24</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の2.18</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万3,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の</p>

属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯 1万5,500円

(2) 特定世帯 7,750円

(3) 特定継続世帯 1万1,625円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.71を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の2.17を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万600円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯 1万6,000円

(2) 特定世帯 8,000円

(3) 特定継続世帯 1万2,000円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.64を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.10を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万1,400円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,300円
- (2) 特定世帯 3,650円
- (3) 特定継続世帯 5,475円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.51を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.06を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,700円
- (2) 特定世帯 3,850円
- (3) 特定継続世帯 5,775円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.46を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.51を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の

合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,680円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万850円

合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万6,660円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,200円

(イ) 特定世帯 5,425円

(ウ) 特定継続世帯 8,138円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,420円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,110円

(イ) 特定世帯 2,555円

(ウ) 特定継続世帯 3,833円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,100円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万1,200円

(イ) 特定世帯 5,600円

(ウ) 特定継続世帯 8,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,980円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,390円

(イ) 特定世帯 2,695円

(ウ) 特定継続世帯 4,043円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,520円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万1,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,750円

(イ) 特定世帯 3,875円

(ウ) 特定継続世帯 5,813円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,650円

(イ) 特定世帯 1,825円

(ウ) 特定継続世帯 2,738円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円

(イ) 特定世帯 4,000円

(ウ) 特定継続世帯 6,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,850円

(イ) 特定世帯 1,925円

(ウ) 特定継続世帯 2,888円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,800円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人
について 4,480円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円
- (イ) 特定世帯 1,550円
- (ウ) 特定継続世帯 2,325円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主
を除く。） 1人について 2,120円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,460円
- (イ) 特定世帯 730円
- (ウ) 特定継続世帯 1,095円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1
人について 2,600円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後
の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が
ある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額
（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人
について 4,760円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円
- (イ) 特定世帯 1,600円
- (ウ) 特定継続世帯 2,400円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主
を除く。） 1人について 2,280円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,540円
- (イ) 特定世帯 770円
- (ウ) 特定継続世帯 1,155円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金
課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1
人について 2,720円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後
の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が
ある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額
（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均

等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,360円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,600円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,960円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万1,200円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,590円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,650円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,240円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,300円

等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,570円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,950円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,520円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万1,900円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,710円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,850円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,560円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,700円

第11号議案

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置期間を延長するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年豊岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年以内」を「令和6年3月31日まで」に改め、「構築物」の右に「(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)」を、「土地」の右に「(当該同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

固定資産税の課税免除に関し、事業者が対象施設の用に供する家屋及び構築物を新設又は増設する期間を令和6年3月31日まで延長する等の規定の整備をすること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から起算して5年以内に、前条に規定する事業者が新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び構築物_____</p> <p>_____並びにこれらの敷地である土地_____</p> <p>_____に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、課税免除をすることができる。</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から令和6年3月31日までに、前条に規定する事業者が新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)並びにこれらの敷地である土地(当該同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、課税免除をすることができる。</p>

第12号議案

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

健康増進施設のうち但東健康増進センターを市が管理するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第97号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第3条の3第1項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条の2とする。

第3条の4第1項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項を削り、同条を第3条の3とする。

第4条、第5条、第7条第1項及び第8条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第9条を次のように改める。

(使用料の徴収)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けてする健康増進施設の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、健康増進施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に定めることができる。

第9条の次に次の2条を加える。

(使用料の減免)

第9条の2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条の3 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、健康増進施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に健康増進施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に健康増進施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務

(2) 健康増進施設の使用及びその制限に関する業務

(3) 健康増進施設の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に健康増進施設の管理を行わせる場合において、当該健康増進施設に係る第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項の規定の適用については、第3条の2及び第3条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に健康増進施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に健康増進施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第9条から第9条の3までの規定にかかわらず、健康増進施設が前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる健康増進施設である場合は、当該施設の利用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる健康増進施設に係る別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

附則第3項から第5項までを削る。

別表中「第3条の4」を「第3条の3」に、「利用料金の限度額」を「使用料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によ

りなされたものとみなす。

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正の内容

- (1) 健康増進施設の休館日及び開館時間に関し、特に必要があると認めるときの日時の変更等を行う者を市長とすること。(第3条の2、第3条の3関係)
- (2) 健康増進施設の使用の許可、特別の設備の設置等の許可、許可の取消し等を行う者を市長とすること。(第4条、第5条、第7条、第8条関係)
- (3) 市長が使用料の徴収、減免及び還付を行うこと。(第9条から第9条の3、別表関係)
- (4) 健康増進施設の入館の制限等、許可をした場所への立入り等、原状回復の指示等を行う者を市長とすること。(第10条、第12条、第13条関係)
- (5) 市長は、健康増進施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に健康増進施設の管理を行わせることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第15条関係)
- (6) 指定管理者に健康増進施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に健康増進施設の使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第16条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。(附則第2項関係)

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第3条の2 健康増進施設の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。</u></p> <p><u>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項各号に規定する事業に係る業務</u></p> <p><u>(2) 健康増進施設の使用及びその制限に関する業務</u></p> <p><u>(3) 健康増進施設の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務</u></p> <p><u>（休館日）</u></p> <p><u>第3条の3 健康増進施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p><u>第3条の4 健康増進施設の開館時間は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の規定による開館時間の変更について準用する。</u></p>	<p><u>（休館日）</u></p> <p><u>第3条の2 健康増進施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長_____は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。</u></p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p><u>第3条の3 健康増進施設の開館時間は、別表のとおりとする。ただし、市長_____は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。</u></p>

(使用の許可)

第4条 健康増進施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に健康増進施設の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不相当であると認めるとき。

2 指定管理者は、健康増進施設の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(特別の設備の設置等)

第7条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(5) 略

2 指定管理者は、健康増進施設の管理上又は公益上やむを得ない必要

(使用の許可)

第4条 健康増進施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に健康増進施設の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不相当であると認めるとき。

2 市長は、健康増進施設の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(特別の設備の設置等)

第7条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1)～(5) 略

2 市長は、健康増進施設の管理上又は公益上やむを得ない必要

が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(利用料金)

第9条 健康増進施設の指定管理者に、当該健康増進施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 健康増進施設の利用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、健康増進施設への入館を拒絶し、又は健康増進施設からの退館を命ずるこ

が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けてする健康増進施設の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、健康増進施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に定めることができる。

(使用料の減免)

第9条の2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条の3 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第10条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、健康増進施設への入館を拒絶し、又は健康増進施設からの退館を命ずるこ

とができる。

(1)～(4) 略

(立入り等)

第12条 指定管理者は、健康増進施設の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第13条 略

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が指定管理者の指示に従わないときは、指定管理者は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

とができる。

(1)～(4) 略

(立入り等)

第12条 市長は、健康増進施設の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第13条 略

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、健康増進施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に健康増進施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に健康増進施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務

(2) 健康増進施設の使用及びその制限に関する業務

(3) 健康増進施設の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に健康増進施設の管理を行わせる場合において、当該健康増進施設に係る第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項の規定の適用については、第3条の2及び第3条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に健康増進施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に健康増進施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第9条から第9条の3までの規定にかかわらず、健康増進施設が前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる健康増進施設である場合は、当該施設の使用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる健康増進施設に係る別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第15条 略

附 則

1・2 略

(指定管理者不在等期間における健康増進施設の管理に関する業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における当該指定を取り消し、又は業務の停止を命じた健康増進施設に係る第3条の3第1項、第3条の4第1項、第4条、第5条、第7条第1項、第8条、第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

4 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第9条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

5 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第9条第4項の基準により減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

別表（第3条の4、第9条関係）

	施設	使用時間	利用料金の限度額
1	豊岡市立竹野多目的 屋内運動広場	略	略

(委任)

第17条 略

附 則

1・2 略

別表（第3条の3、第9条関係）

	施設	使用時間	使用料
1	豊岡市立竹野多目的 屋内運動広場	略	略

2	豊岡市立出石多目的 屋内運動場 (屋外広場を除く。)	略	略
3	豊岡市立但東健康増 進センター	略	略

備考

- この表に規定する使用時間を引き続いて使用するときの利用料金の限度額は、それぞれに規定する額の合計額とする。
- 使用者が営利を目的として使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 備考2に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

2	豊岡市立出石多目的 屋内運動場 (屋外広場を除く。)	略	略
3	豊岡市立但東健康増 進センター	略	略

備考

- この表に規定する使用時間を引き続いて使用するときの使用料 _____ は、それぞれに規定する額の合計額とする。
- 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料 _____ は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 備考2に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の使用料 _____ は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

第13号議案

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

まちなか交流館の施設機能に関し、歴史的な建物、伝統産業、菓祖伝説等のまちの記憶を題材とした賑わいと交流の拠点とする施設として機能させるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例（平成25年豊岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日本への菓子伝来にまつわるタジマモリ伝説が残る豊岡において、菓子」を「豊岡の中心市街地において、歴史的な建物、伝統産業、菓祖伝説等のまちの記憶」に改める。

第3条第1項第1号中「菓子を題材とした地域活性化のための展示会、販売会等の開催及び情報発信」を「歴史的な建物を活かした賑わいづくり」に改め、同項第2号中「市の文化、風土に培われた菓子、物産等の販売及び飲食の提供」を「伝統産業、菓祖伝説等を活用した地域活性化」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の内容

- (1) まちなか交流館の設置の目的は、豊岡の中心市街地において、歴史的な建物、伝統産業、菓祖伝説等のまちの記憶を題材とした賑わいと交流の拠点を創出し、もって地域経済の発展に寄与すること。(第1条関係)
- (2) まちなか交流館で行う事業の一部について、歴史的な建物を活かした賑わいづくりに関すること及び伝統産業、菓祖伝説等を活用した地域活性化に関することに見直すこと。(第3条関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>日本への菓子伝来にまつわるタジマモリ伝説が残る豊岡において、菓子_____を題材とした賑わいと交流の拠点</u>を創出し、もって地域経済の発展に寄与するため、豊岡市立まちなか交流館（以下「交流館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 交流館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>菓子を題材とした地域活性化のための展示会、販売会等の開催及び情報発信に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市の文化、風土に培われた菓子、物産等の販売及び飲食の提供に関すること。</u></p> <p>(3) <u>菓子づくりを通じた地域食材、産品等の新たな活用方策の発掘に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>豊岡の中心市街地において、歴史的な建物、伝統産業、菓祖伝説等のまちの記憶を題材とした賑わいと交流の拠点</u>を創出し、もって地域経済の発展に寄与するため、豊岡市立まちなか交流館（以下「交流館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 交流館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>歴史的な建物を活かした賑わいづくり_____に関すること。</u></p> <p>(2) <u>伝統産業、菓祖伝説等を活用した地域活性化_____に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

第14号議案

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

公営住宅入居手続の請書に、特別の事情があると認める者には連帯保証人の署名を必要としないことができるようにするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「は、第1項第2号に規定する敷金の減免又は徴収の猶予をする」を「、第1項第1号による請書に連帯保証人の署名を必要としない」に改める。

第16条中「次に掲げる」の右に「いずれかの」を加える。

第19条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、第16条各号に掲げるいずれかの特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 市長は、特別の事情があると認める者に、入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1人の署名が必要な請書に、連帯保証人の署名を必要としないようにできること。(第11条関係)
- (2) 敷金の減免又は徴収猶予に関する規定について、市長が敷金の減免又は徴収猶予を認める場合の特別の事情を、家賃の減免又は徴収猶予を認める場合と同様の入居者又は同居者の著しい収入減、病気等の事情とするなどの規定の整備をすること。(第16条、第19条関係)

2 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行すること。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、<u>第1項第2号に規定する敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第16条 市長は、次に掲げる_____特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第19条 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対して、<u>第1項第1号による請書に連帯保証人の署名を必要としない</u>ことができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第16条 市長は、次に掲げる<u>いずれかの</u>特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第19条 略</p> <p><u>2</u> 市長は、第16条各号に掲げる<u>いずれかの特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>

第15号議案

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

浴場施設の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「800円」を「1,000円」に、「400円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

浴場施設の利用料金の限度額に関し、大人800円を1,000円に、子ども400円を500円に引き上げること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和5年7月1日から施行すること。

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
1 浴場施設		1 浴場施設	
区分	利用料金の限度額（1人1回）	区分	利用料金の限度額（1人1回）
大人	800円	大人	1,000円
子ども	400円	子ども	500円
備考 略		備考 略	
2 研修室		2 研修室	
略		略	

第16号議案

令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度豊岡市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,118,482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,297,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		9,751,371	31,200	9,782,571
	1. 市 民 税	3,959,600	△1,800	3,957,800
	2. 固 定 資 産 税	4,843,571	4,000	4,847,571
	3. 軽 自 動 車 税	329,900	3,000	332,900
	4. 市 た ば こ 税	542,000	20,000	562,000
	7. 入 湯 税	76,000	6,000	82,000
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		194,435	△14,309	180,126
	1. 分 担 金	15,711	△1,120	14,591
	2. 負 担 金	178,724	△13,189	165,535
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		760,877	602	761,479
	1. 使 用 料	556,406	2,756	559,162
	2. 手 数 料	204,471	△2,154	202,317
16. 国 庫 支 出 金		7,186,027	△121,675	7,064,352
	1. 国 庫 負 担 金	3,035,429	△55,598	2,979,831
	2. 国 庫 補 助 金	4,111,399	△66,077	4,045,322
17. 県 支 出 金		3,549,961	△79,665	3,470,296
	1. 県 負 担 金	1,712,667	△19,679	1,692,988
	2. 県 補 助 金	1,458,691	△49,625	1,409,066
	3. 委 託 金	378,603	△10,361	368,242
18. 財 産 収 入		112,422	366	112,788
	1. 財 産 運 用 収 入	46,194	108	46,302
	2. 財 産 売 払 収 入	66,228	258	66,486
19. 寄 附 金		1,375,167	1,150	1,376,317
	1. 寄 附 金	1,375,167	1,150	1,376,317
20. 繰 入 金		2,003,392	△661,474	1,341,918
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	134,491	2,378	136,869
	2. 基 金 繰 入 金	1,868,901	△663,852	1,205,049
21. 繰 越 金		1,537,287	131,151	1,668,438

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1.繰越金	1,537,287	131,151	1,668,438
22. 諸収入		2,817,647	△240,528	2,577,119
	1.延滞金加算金及び過料	7,000	3,500	10,500
	3.貸付金元利収入	555,054	9	555,063
	5.雑収入	2,235,005	△244,037	1,990,968
23. 市債		3,005,000	△165,300	2,839,700
	1.市債	3,005,000	△165,300	2,839,700
歳入合計		52,416,409	△1,118,482	51,297,927

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		270,718	△2,037	268,681
	1. 議 会 費	270,718	△2,037	268,681
2. 総 務 費		8,079,934	△69,544	8,010,390
	1. 総 務 管 理 費	7,335,489	△64,372	7,271,117
	2. 徴 税 費	398,574	△3,819	394,755
	3. 戸籍住民基本台帳費	233,934	△70	233,864
	4. 選 挙 費	84,155	△723	83,432
	5. 統 計 調 査 費	1,964	△300	1,664
	6. 監 査 委 員 費	25,818	△260	25,558
3. 民 生 費		15,030,276	△293,111	14,737,165
	1. 社 会 福 祉 費	4,716,933	△78,631	4,638,302
	2. 老 人 福 祉 費	3,435,005	△58,858	3,376,147
	3. 児 童 福 祉 費	5,825,420	△155,405	5,670,015
	4. 生 活 保 護 費	1,052,918	△217	1,052,701
4. 衛 生 費		5,385,514	△111,076	5,274,438
	1. 保 健 衛 生 費	4,770,401	△60,641	4,709,760
	2. 清 掃 費	615,113	△50,435	564,678
6. 農 林 水 産 業 費		2,191,734	△111,411	2,080,323
	1. 農 業 費	1,884,255	△86,877	1,797,378
	2. 林 業 費	250,323	△23,521	226,802
	3. 水 産 業 費	57,156	△1,013	56,143
7. 商 工 費		3,173,993	△280,743	2,893,250
	1. 商 工 費	3,173,993	△280,743	2,893,250
8. 土 木 費		5,736,873	△68,841	5,668,032
	1. 土 木 管 理 費	874,212	△18,410	855,802
	2. 道 路 橋 り よ う 費	1,763,657	△11,117	1,752,540
	3. 河 川 費	105,902	△300	105,602
	4. 港 湾 費	11,090	△4,113	6,977

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 都市計画費	2,758,287	△11,099	2,747,188
	6. 住宅費	223,725	△23,802	199,923
9. 消防費		1,606,120	△26,351	1,579,769
	1. 消防費	1,606,120	△26,351	1,579,769
10. 教育費		4,470,816	△158,706	4,312,110
	1. 教育総務費	985,095	△42,129	942,966
	2. 小学校費	690,275	△25,910	664,365
	3. 中学校費	308,379	△11,406	296,973
	4. 幼稚園費	269,108	△3,272	265,836
	5. 社会教育費	938,272	△43,600	894,672
	6. 保健体育費	1,279,687	△32,389	1,247,298
13. 諸支出金		30,925	3,338	34,263
	1. 普通財産取得費	30,925	3,338	34,263
歳出合計		52,416,409	△1,118,482	51,297,927

第 2 表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加 款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	コウノトリ野生復帰推進事業	4,759
		行政情報化推進事業	40,126
		D X 推進事業	1,100
3. 民生費	3. 児童福祉費	保育所管理費	672
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業振興事業	23,305
		農業用施設管理費	43,130
		地籍調査事業	6,820
	3. 水産業費	並型漁礁設置事業	30,000
7. 商工費	1. 商工費	産業用地整備事業	1,606
		道の駅「神鍋高原」整備事業	2,000
8. 土木費	1. 土木管理費	内水処理事業	320,314
		排水機樋門管理費	32,000
	2. 道路橋りょう費	道路維持事業	81,693
		風早線道路改良事業	17,000
		片鍋一日市線道路改良事業	23,000
		藤井中森線道路改良事業	7,000
		雪害対策事業	11,847
		橋りょう長寿命化事業	134,865
		栃江橋整備事業	24,775
		上野橋整備事業	95,804
		交通安全施設整備事業	33,000

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	3. 河川費	河川改良事業	22,350
		普通河川整備事業	19,840
	5. 都市計画費	都市景観形成事業	375
9. 消防費	1. 消防費	消火栓管理費	9,000
10. 教育費	6. 保健体育費	豊岡総合体育館管理費	91,900
計			1,078,281

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
6. 農林水産業費	1. 農業費	基盤整備促進事業	83,200	132,480
7. 商工費	1. 商工費	商工振興事業	100,000	124,000
計			183,200	256,480

第 3 表 債務負担行為補正

追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合健康ゾーン整備運営事業	令和5年度から 令和6年度まで	1,524
計		1,524

廃 止 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
但東健康増進センター指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	2,565
農業経営基盤強化資金利子補給事業 (令和4年度事業分)	令和5年度から 令和13年度まで	1,083
計		3,648

変 更 (単位 千円)

事 項	期 間		限 度 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
有償旅客運送運行管理業務	令和5年度	同左	65,556	53,960
美しい村づくり資金利子補給事業 (令和4年度事業分)	令和5年度から 令和11年度まで	同左	1,462	628
豊かな海づくり資金利子補給事業 (令和4年度事業分)	令和5年度から 令和11年度まで	同左	2,628	1,046
通学バス運行管理業務	令和5年度	同左	88,880	61,802
計			158,526	117,436

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
バス交通対策事業費	24,900	20,500
〔イナカー〕	〔24,900〕	〔20,500〕
鉄道交通対策事業費	17,100	12,300
〔京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等〕	〔17,100〕	〔12,300〕
庁舎整備事業費	72,200	70,200
〔竹野庁舎〕	〔7,100〕	〔5,100〕
地域振興事業費	2,300	1,100
〔太鼓橋等〕	〔2,300〕	〔1,100〕
市民プラザ整備事業費	41,300	39,700
〔市民プラザ〕	〔41,300〕	〔39,700〕
コミュニティセンター整備事業費	58,000	54,500
〔日高地区コミュニティセンター〕	〔7,300〕	〔6,800〕
〔清滝地区コミュニティセンター〕	〔48,500〕	〔45,500〕
水道施設整備事業費	57,900	44,100
〔一般会計出資債〕	〔57,900〕	〔44,100〕
土地改良事業費	121,800	109,100
〔下鶴井地区〕	〔3,600〕	〔2,700〕
〔農免農道〕	〔19,100〕	〔7,500〕
〔トンネル照明〕	〔28,700〕	〔25,500〕
〔農道橋耐震化事業〕	〔13,700〕	〔12,800〕
〔農道橋長寿命化事業〕	〔20,200〕	〔24,100〕
林道整備事業費	6,100	5,700
〔シシブシ線〕	〔6,100〕	〔5,700〕
治山事業費	78,400	66,100
〔林地崩壊対策事業〕	〔78,400〕	〔66,100〕

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
水産業施設整備事業費	3,900	3,100
〔水産業施設〕	〔3,900〕	〔3,100〕
急傾斜地崩壊対策事業費	103,700	85,400
土木管理事業費	26,000	29,000
〔江原樋門〕	〔10,000〕	〔13,000〕
道路整備事業費	233,000	221,800
〔大規模舗装繕事業〕	〔75,900〕	〔68,600〕
〔道路防災事業〕	〔16,400〕	〔19,200〕
〔道路維持事業〕	〔58,800〕	〔55,100〕
〔藤井中森線〕	〔10,000〕	〔7,000〕
橋りょう整備事業費	142,000	149,200
〔上野橋〕	〔37,100〕	〔44,300〕
消防防災施設整備事業費	232,800	216,500
〔消防ポンプ自動車〕	〔108,300〕	〔102,800〕
〔防火水槽〕	〔31,500〕	〔20,700〕
認定こども園整備事業費	128,800	102,200
〔(仮称)アートチャイルドケア豊岡認定こども園〕	〔65,600〕	〔58,800〕
〔(仮称)蓼川認定こども園〕	〔63,200〕	〔43,400〕
新文化会館整備事業費	147,200	128,600
〔新文化会館〕	〔147,200〕	〔128,600〕
保健体育施設整備事業費	295,600	268,600
〔豊岡総合体育館〕	〔250,500〕	〔225,400〕
〔出石海洋センター〕	〔35,300〕	〔34,500〕
〔五荘小学校夜間照明〕	〔9,800〕	〔8,700〕
計	3,005,000	2,839,700

令和4年度豊岡市一般会計
補正予算（第11号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,751,371	31,200	9,782,571
14. 分担金及び負担金	194,435	△14,309	180,126
15. 使用料及び手数料	760,877	602	761,479
16. 国庫支出金	7,186,027	△121,675	7,064,352
17. 県支出金	3,549,961	△79,665	3,470,296
18. 財産収入	112,422	366	112,788
19. 寄附金	1,375,167	1,150	1,376,317
20. 繰入金	2,003,392	△661,474	1,341,918
21. 繰越金	1,537,287	131,151	1,668,438
22. 諸収入	2,817,647	△240,528	2,577,119
23. 市債	3,005,000	△165,300	2,839,700
歳入合計	52,416,409	△1,118,482	51,297,927

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	270,718	△2,037	268,681
2. 総務費	8,079,934	△69,544	8,010,390
3. 民生費	15,030,276	△293,111	14,737,165
4. 衛生費	5,385,514	△111,076	5,274,438
6. 農林水産業費	2,191,734	△111,411	2,080,323
7. 商工費	3,173,993	△280,743	2,893,250
8. 土木費	5,736,873	△68,841	5,668,032
9. 消防費	1,606,120	△26,351	1,579,769
10. 教育費	4,470,816	△158,706	4,312,110
13. 諸支出金	30,925	3,338	34,263
歳出合計	52,416,409	△1,118,482	51,297,927

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源			一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
			△2,037	
△13,800	△17,400	△28,084	△10,260	
△147,950		△22,473	△122,688	
△2,604	△13,800	△21,762	△72,910	
△58,729	△26,200	△20,926	△5,556	
41,211		△208,231	△113,723	
△10,232	△19,300	△7,427	△31,882	
△3,365	△16,300	155	△6,841	
△5,871	△72,300	△11,223	△69,312	
		3,338		
△201,340	△165,300	△316,633	△435,209	

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	3,384,000	△2,000	3,382,000
2. 法人	575,600	200	575,800
計	3,959,600	△1,800	3,957,800

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,823,000	4,000	4,827,000
計	4,843,571	4,000	4,847,571

(款) 1. 市税

(項) 3. 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計
1. 環境性能割	25,900	3,000	28,900
計	329,900	3,000	332,900

(款) 1. 市税

(項) 4. 市たばこ税

目	補正前の額	補正額	計
1. 市たばこ税	542,000	20,000	562,000
計	542,000	20,000	562,000

(款) 1. 市税

(項) 7. 入湯税

目	補正前の額	補正額	計
1. 入湯税	76,000	6,000	82,000
計	76,000	6,000	82,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 滞納繰越分	△2,000	滞納繰越分 △2,000
2. 滞納繰越分	200	滞納繰越分 200

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 滞納繰越分	4,000	滞納繰越分 4,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	3,000	現年課税分 3,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	20,000	現年課税分 20,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	6,000	現年課税分 6,000

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 農林水産業費分担金	5,211	△1,255	3,956
4. 土木費分担金	10,500	135	10,635
計	15,711	△1,120	14,591

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 2. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費負担金	176,355	△13,189	163,166
計	178,724	△13,189	165,535

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務使用料	47,130	△4,910	42,220
4. 衛生使用料	22,412	1,260	23,672
6. 商工使用料	26,663	14,163	40,826
7. 土木使用料	341,784	△7,331	334,453

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
1. 農業費分担金	△1,250	基盤整備事業費分担金	△1,250
2. 林業費分担金	△5	治山事業費分担金	△5
1. 土木管理費分担金	135	急傾斜地崩壊対策事業費分担金	135

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
2. 老人福祉費負担金	△2,436	老人福祉法第28条収入	△2,436
3. 児童福祉費負担金	△10,753	特定教育・保育施設利用者負担金 現年度分 助産制度利用者負担金 母子生活支援施設入所者負担金	△10,933 △10,933 168 12

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
1. 総務管理使用料	△4,910	行政財産目的外使用料 有償旅客運送使用料 コミュニティセンター使用料	△3,730 △1,580 400
1. 保健衛生使用料	1,260	豊岡斎場使用料	1,260
1. 商工使用料	14,163	玄武洞公園観覧料	14,163
3. 都市計画使用料	△746	駐車場使用料 出石西の丸駐車場 出石庁舎南側駐車場 出石鉄砲町駐車場	△746 △73 △289 △384
4. 住宅使用料	△6,585	現年度分 公営住宅使用料 特公賃住宅使用料 移住促進住宅使用料 滞納繰越分 公営住宅使用料 市営住宅駐車場使用料 高屋住宅 塩津住宅	△6,286 △6,637 577 △226 66 66 △365 △110 △110

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
(土木使用料)			
8. 教育使用料	17,272	△426	16,846
計	556,406	2,756	559,162

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務手数料	39,546	△698	38,848
3. 衛生手数料	163,210	△1,456	161,754
計	204,471	△2,154	202,317

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2,885,874	△55,598	2,830,276

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(住 宅 使 用 料)		今森住宅 一本松住宅 上山住宅 元薬師2号住宅 上郷住宅 福住住宅 元薬師1号住宅	35 △55 △41 △36 9 △72 15
1. 小 学 校 使 用 料	△210	学校施設使用料	△210
2. 中 学 校 使 用 料	△11	学校施設使用料	△11
4. 社 会 教 育 使 用 料	25	豊岡市民会館使用料 歴史博物館入館料 日本・モンゴル民族博物館入館料	△2,238 913 1,350
5. 保 健 体 育 使 用 料	△230	神美台スポーツ公園使用料 城崎スポーツ広場使用料	△200 △30

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 戸籍住民基本台帳手 数 料	△698	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 印鑑証明手数料 自動車臨時運行許可手数料 その他手数料	513 △255 △1,063 △4 111
2. 清 掃 手 数 料	△1,456	ごみ処理手数料 家庭系廃棄物 し尿処理手数料 汲取手数料 処分手数料	294 294 △1,750 △1,271 △479

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社 会 福 祉 費 負 担 金	△2,535	特別障害者手当等給付費負担金 国民健康保険基盤安定費負担金 障害者(児)自立支援給付費負担金 自立支援医療費負担金	△3,846 2,592 5,795 △5,965

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費国庫負担金)			
計	3,035,429	△55,598	2,979,831

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	118,230	△2,808	115,422
2. 民生費国庫補助金	1,966,749	△54,815	1,911,934
3. 衛生費国庫補助金	189,593	△268	189,325
6. 土木費国庫補助金	328,896	△5,080	323,816

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(社会福祉費負担金)		生活困窮者自立相談支援事業等負担金	△1,111
3. 児童福祉費負担金	△53,063	母子生活支援施設措置費負担金 児童扶養手当給付費負担金 児童手当負担金	△2,680 △7,612 △42,771

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	△2,808	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 マイナンバーカード交付事務費補助金 文化芸術振興費補助金 地域女性活躍推進交付金 デジタル田園都市国家構想推進交付金	△588 3,930 △576 △66 △5,508
1. 社会福祉費補助金	△38,096	障害者地域生活支援事業費補助金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金 価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金	△3,137 △1,780 △33,179 △33,179
3. 児童福祉費補助金	△16,680	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 放課後児童健全育成事業費補助金 延長保育事業費補助金 一時預かり事業費補助金 認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金 実費徴収に係る補足給付事業費補助金 養育支援訪問事業費補助金 保育所等業務効率化推進事業費補助金 保育環境改善等事業費補助金 保育体制強化事業費補助金 保育利用支援事業費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 子ども・子育て支援整備交付金	△61 10,068 74 103 1,306 15 △369 △500 △1,000 △930 6,377 △30,550 △749 △464
4. 生活保護費補助金	△39	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	△39
1. 保健衛生費補助金	△268	循環型社会形成推進交付金 がん検診推進事業費補助金	△264 △4
1. 道路橋りょう費補助金	1,259	防災・安全交付金 橋りょう新設改良事業費 交通安全施設整備事業費	1,259 10,940 △9,681
4. 住宅費補助金	△6,339	社会資本整備総合交付金 簡易耐震診断推進事業費 公営住宅等ストック総合改善事業費 民間住宅耐震改修助成事業費	△6,339 △756 △3,183 △2,400

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
7. 消防費国庫補助金	731	△731	0
8. 教育費国庫補助金	82,180	△2,375	79,805
計	4,111,399	△66,077	4,045,322

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,709,938	△19,679	1,690,259
計	1,712,667	△19,679	1,692,988

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	29,436	△2,900	26,536
2. 民生費県補助金	434,927	△5,687	429,240

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 消 防 費 補 助 金	△731	社会資本整備総合交付金 がけ地近接等危険住宅移転事業費	△731 △731
2. 小 学 校 費 補 助 金	△291	特別支援教育就学児童奨励費補助金 小学校理科教育等設備整備費補助金 へき地児童援助費等補助金	△250 △38 △3
3. 中 学 校 費 補 助 金	△147	特別支援教育就学生徒奨励費補助金 中学校理科教育等設備整備費補助金	△90 △57
5. 社会教育費補助金	△1,937	埋蔵文化財発掘調査費補助金 史跡等購入費補助金 重要伝統的建造物群保存地区保存修理費補助金 文化芸術振興費補助金	△224 △3,854 △374 2,515

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	△824	国民健康保険基盤安定費負担金 保険税軽減基準額 保険者支援基準額 障害者(児)自立支援給付費負担金 自立支援医療費負担金	△740 △1,062 322 2,898 △2,982
2. 老人福祉費負担金	△9,359	後期高齢者医療保険基盤安定費負担金	△9,359
3. 児童福祉費負担金	△9,496	母子生活支援施設措置費負担金 児童手当負担金	△1,340 △8,156

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	△2,900	移住支援事業費補助金 空き家活用支援事業費補助金	△900 △2,000
1. 社会福祉費補助金	△2,511	地域活動支援センター基礎的事業費補助金 障害者地域生活支援事業費補助金 グループホーム新規開設サポート事業費補助金	△763 △1,568 △180
2. 老人福祉費補助金	△1,706	老人クラブ活動費補助金 活動強化推進事業	△148 185

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費県補助金)			
3. 衛生費県補助金	24,757	△1,024	23,733
5. 農林水産業費県補助金	902,453	△51,758	850,695
6. 商工費県補助金	14,797	16,000	30,797
7. 土木費県補助金	2,561	△1,002	1,559
9. 教育費県補助金	31,876	△620	31,256
12. 消防費県補助金	2,884	△2,634	250
計	1,458,691	△49,625	1,409,066

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	192,465	△1,363	191,102

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(老人福祉費補助金)		老人クラブ連合会事業 単位老人クラブ 人生いきいき住宅助成事業費補助金	△25 △308 △1,558
3. 児童福祉費補助金	△1,470	延長保育促進事業費補助金 放課後児童クラブ設備整備事業費補助金 一時預かり事業費補助金 養育支援訪問事業費補助金 認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金 実費徴収に係る補足給付事業費補助金 保育体制強化事業費補助金	△689 △464 △220 △369 784 △47 △465
1. 保健衛生費補助金	△1,024	健康増進事業費補助金 自殺対策強化市町補助事業費補助金 骨髄等移植ドナー助成事業費補助金	△854 △270 100
1. 農業費補助金	△50,404	農業経営基盤強化資金利子補給事業費補助金 多面的機能支払交付金 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 新規就農総合支援事業費補助金 法人化促進総合対策事業費補助金 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 雪害被災施設復旧補助事業費補助金 農業生産コスト低減緊急対策事業費補助金	△32 △7,565 △285 △779 △175 △38,209 △307 △3,052
2. 林業費補助金	△1,354	森林環境保全整備事業費補助金 森林病虫害等防除事業費補助金	△347 △1,007
1. 商工費補助金	16,000	商店街消費拡大支援事業費補助金	16,000
5. 住宅費補助金	△1,002	簡易耐震診断推進事業費補助金 民間住宅耐震改修助成事業費補助金 老朽危険空家対策事業費補助金 住宅新築資金等貸付金償還推進助成事業費補助金	△340 △350 △333 21
5. 社会教育費補助金	△620	埋蔵文化財発掘調査費補助金 史跡等購入費補助金 重要伝統的建造物群保存地区保存修理費補助金	△112 △321 △187
2. 災害対策費補助金	△2,634	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費補助金	△2,634

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 選挙費委託金	△1,101	参議院議員選挙事務委託金	△1,101
5. 統計調査費委託金	△262	統計調査員確保対策事業費委託金 住宅・土地統計調査事務委託金	△28 △169

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
(総務費委託金)			
4. 農林水産業費委託金	147,600	△4,848	142,752
6. 土木費委託金	23,279	△4,150	19,129
計	378,603	△10,361	368,242

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	17,610	108	17,718
計	46,194	108	46,302

(款) 18. 財産収入

(項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売払収入	61,216	322	61,538
2. 物品売払収入	4,220	120	4,340
4. 生産物売払収入	792	△184	608
計	66,228	258	66,486

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	1,331,197	1,150	1,332,347

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(統計調査費委託金)		就業構造基本調査事務委託金	△65
1. 農業費委託金	△4,848	基盤整備促進事業委託金	△4,848
4. 港湾費委託金	△4,150	海岸環境整備事業委託金	△4,150

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 基金運用利子	108	財政調整基金利子	750
		市債管理基金利子	290
		福祉基金利子	△100
		仲田光成記念基金利子	1
		地域振興基金利子	△160
		公共施設整備基金利子	△680
		企業版ふるさと納税地方創生基金利子	7

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 立木売払収入	322	立木売払収入	322
1. 物品売払収入	120	不用物品売払収入	120
1. 生産物売払収入	△184	電力売払収入	△184
		今森住宅太陽光発電	△23
		小野地区コミュニティセンター太陽光発電	△106
		国府地区コミュニティセンター太陽光発電	△28
		竹野南地区コミュニティセンター太陽光発電	△27

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費寄附金	1,150	企業版ふるさと応援寄附金	1,100

(款)19. 寄附金

(項)1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
(総務費寄附金)			
計	1,375,167	1,150	1,376,317

(款)20. 繰入金

(項)1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
7. 太陽光発電事業特別会計繰入金	49,745	2,378	52,123
計	134,491	2,378	136,869

(款)20. 繰入金

(項)2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,021,112	△615,329	405,783
3. 福祉基金繰入金	17,500	△7,086	10,414
6. コウノトリ基金繰入金	16,434	△352	16,082
9. 仲田光成記念基金繰入金	308	△273	35
13. 地域振興基金繰入金	491,404	△28,812	462,592
16. 公共施設整備基金繰入金	194,400	△11,500	182,900
18. 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	2,700	△500	2,200
計	1,868,901	△663,852	1,205,049

(款)21. 繰越金

(項)1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1,537,287	131,151	1,668,438

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
(総務管理費寄附金)		環境保全事業費寄附金 50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 太陽光発電事業特別 会 計 繰 入 金	2,378	太陽光発電事業特別会計繰入金 2,378

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	△615,329	財政調整基金繰入金 △615,329
1. 福祉基金繰入金	△7,086	福祉基金繰入金 △7,086
1. コウノトリ基金繰入金	△352	コウノトリ基金繰入金 △352
1. 仲田光成記念基金繰入金	△273	仲田光成記念基金繰入金 △273
1. 地域振興基金繰入金	△28,812	地域振興基金繰入金 △28,812
1. 公共施設整備基金繰入金	△11,500	公共施設整備基金繰入金 △11,500
1. 企業版ふるさと納税 地方創生基金繰入金	△500	企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 △500

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	131,151	前年度繰越金 131,151

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
計	1,537,287	131,151	1,668,438

(款) 22. 諸収入

(項) 1. 延滞金加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 延滞金	7,000	3,500	10,500
計	7,000	3,500	10,500

(款) 22. 諸収入

(項) 3. 貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計
5. 土木費貸付金元利収入	1,451	9	1,460
計	555,054	9	555,063

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	2,234,185	△244,037	1,990,148

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 延滞金	3,500	諸税滞納延滞金 3,500

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 住宅資金貸付金元利収入	9	住宅改修資金貸付金元利収入 12 元金 11 利子 1 住宅新築資金貸付金元利収入 △3 元金 △9 利子 6

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 実費弁償金	△559	保育所弁償金 1,700 各種検診弁償金 △2,259 健康診査 △114 腹部超音波検査 △342 歯周病検診 △75 胃がん検診 △462 子宮がん検診 △629 肺がん検診 △189 乳がん検診 △241 大腸がん検診 △148 前立腺がん検診 △22 喀たん検診 △3 肝炎ウィルス検診 △34
3. 雑入	△243,478	複写料 △260 広告料 △49

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			

節		説	明
区	分		
(雑	入)		
		市広報	△165
		ホームページ	△54
		エレベーター	170
		頒布代	76
		植村直己冒険館グッズ	76
		私用電話料	△10
		他会計負担分消耗品等	△1,300
		派遣職員給与費等負担金	△1,200
		兵庫県	△1,200
		受益者負担金	△202
		外国語指導助手住宅費	△202
		参加者負担金	△60
		人権学習講座	△30
		栄養改善教室	△30
		利用者負担金	△206
		産前・産後サポーター派遣	△105
		産前・産後サポーター派遣 (養育支援訪問)	△61
		水田センサー	△40
		光熱水費等使用者負担金	△1,518
		本庁	△1,442
		日高庁舎	△11
		コミュニティセンター	△11
		森本車庫	△54
		保育所給食費負担金	100
		認定こども園給食費負担金	△2,100
		事業負担金	△1,234
		埋蔵文化財発掘調査費負担金	△669
		豊岡最終処分場負担金	△565
		協議会等負担金	△9,429
		豊岡市野生動物被害対策推進協議会負担金	△9,429
		市営住宅共益費	84
		市営住宅負担金	838
		栄町団地駐車場利用者負担金	△8
		栄町テレビ中継放送所利用者負担金	1
		市営住宅修繕費負担金	474
		市営住宅訴訟費用負担金	△10
		市営住宅退去時修繕費負担金 (滞納繰越分)	381
		移住促進住宅共益費	△18
		市有物件配分金及び共済金	218
		共済金	218
		補助金・交付金	109
		森林管理100%作戦推進事業費補助金	△2,064
		環境保全促進助成事業助成金	△800
		経営継承・発展等支援事業費補助金	△2,000
		後期高齢者医療制度窓口負担の見直しに伴う事業費補助金	4,973
		事業助成金	△10
		スポーツ振興くじ助成金	△10
		消防団員交付金等	155
		災害補償交付金	155
		市民プラザ入場料	△368
		市民会館等入場料	286
		市民会館等	286
		美術展等出展料	△42
		市展	△42

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			
計	2,235,005	△244,037	1,990,968

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	281,300	△17,500	263,800
4. 衛生債	114,800	△13,800	101,000
6. 農林水産業債	210,200	△26,200	184,000
8. 土木債	1,110,800	△19,300	1,091,500

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(雑 入)		移転補償金	△19,560
		旧豊岡清掃センター	△19,560
		返納金	6,808
		医師修学資金貸付金返納金	6,695
		兵庫県市町交通災害共済組合設立基金分配金	8
		グループホーム利用者負担軽減事業補助金返納金	105
		原稿料	14
		プレミアム付商品券販売収入	△214,600

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理債	△17,500	バス交通対策事業債	△4,400
		イナカー	△4,400
		鉄道交通対策事業債	△4,800
		京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等	△4,800
		庁舎整備事業債	△2,000
		竹野庁舎	△2,000
		地域振興事業債	△1,200
		太鼓橋等	△1,200
		市民プラザ整備事業債	△1,600
		コミュニティセンター整備事業債	△3,500
		日高地区コミュニティセンター	△500
		清滝地区コミュニティセンター	△3,000
1. 保健衛生債	△13,800	水道施設整備事業債	△13,800
		一般会計出資債	△13,800
1. 農業債	△12,700	土地改良事業債	△12,700
		下鶴井地区	△900
		農免農道	△11,600
		トンネル照明	△3,200
		農道橋耐震化事業	△900
		農道橋長寿命化事業	3,900
2. 林業債	△12,700	林道整備事業債	△400
		シシブシ線	△400
		治山事業債	△12,300
		林地崩壊対策事業	△12,300
3. 水産業債	△800	水産業施設整備事業債	△800
1. 土木管理債	△15,300	急傾斜地崩壊対策事業債	△18,300
		土木管理事業債	3,000
		江原樋門	3,000
2. 道路橋りょう債	△4,000	道路整備事業債	△11,200
		大規模舗装修繕事業	△7,300

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(土 木 債)			
9. 消 防 債	232,800	△16,300	216,500
10. 教 育 債	571,600	△72,200	499,400
計	3,005,000	△165,300	2,839,700

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(道路橋りょう債)		道路防災事業 道路維持事業 藤井中森線 橋りょう整備事業債 上野橋	2,800 △3,700 △3,000 7,200 7,200
1. 消 防 債	△16,300	消防防災施設整備事業債 消防ポンプ自動車 防火水槽	△16,300 △5,500 △10,800
1. 教 育 総 務 債	△26,600	認定こども園整備事業債 (仮称) アートチャイルドケア豊岡認定こども園 (仮称) 蓼川認定こども園	△26,600 △6,800 △19,800
5. 社 会 教 育 債	△18,600	新文化会館整備事業債	△18,600
6. 保 健 体 育 債	△27,000	保健体育施設整備事業債 豊岡総合体育館 出石海洋センター 五荘小学校夜間照明	△27,000 △25,100 △800 △1,100

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	270,718	△2,037	268,681				△2,037
計	270,718	△2,037	268,681				△2,037

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	1,982,662	56,998	2,039,660	△2		△2,511	59,511

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
8. 旅費	△1,860	議会管理費 【議会事務局】	△650
		普通旅費	△650
13. 使用料及び賃借料	△47	議会運営活動費 【議会事務局】	△1,387
		費用弁償	△1,210
18. 負担金、補助及び交付金	△130	自動車借上料	△47
		負担金	△130
		近畿議長会	△50
		播但議長会	△80

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	△154	人件費	68,723
		委員報酬	△154
4. 共済費	△2,394	行財政改革委員会委員	△154
		地方公務員災害補償基金負担金	△53
7. 報償費	△160	労災保険料	△1,295
		非常勤職員公務災害補償保険料	△1,046
8. 旅費	△2,382	負担金	71,271
		退職手当組合	71,171
9. 交際費	△600	職員給与費	100
		一般管理費 【総務課】	△7,341
10. 需用費	△600	特別旅費	△51
		消耗品費	△250
11. 役務費	△2,032	印刷製本費	△350
		通信運搬費	△1,400
12. 委託料	△1,393	手数料	△632
		業務委託料	△1,126
13. 使用料及び賃借料	△1,336	区長宛文書配送・区分業務 例規集作成等業務	
18. 負担金、補助及び交付金	68,049	機器借上料	△800
		補助金	△2,732
		地区集会施設整備費	△2,732
		秘書渉外費 【秘書広報課】	△600
		交際費	△600
		区長会費 【総務課】	△159
		業務委託料	△159
		行政事務	
		職員研修事業費 【人事課】	△3,265
		普通旅費	△2,278
		授業料	△536
		負担金	△451
		通信教育研修	△451

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般管理費)							
2. 広報費	25,156	0	25,156			△219	219
5. 財産管理費	1,817,546	△12,016	1,805,530			△4,348	△7,668
6. 企画費	725,761	△2,303	723,458				△2,303
8. 公共交通対策費	371,437	△9,740	361,697	△588	△8,800	△1,634	1,282

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			行革推進事業費 【DX・行財政改革推進課】	△110
			報償金	△110
			戦略的政策評価事業費 【政策調整課】	△147
			業務委託料	△108
			戦略的政策評価支援業務	
			負担金	△39
			会議等出席	△39
			公共施設マネジメント推進事業費 【公共施設マネジメント推進室】	△103
			報償金	△50
			費用弁償	△53
			財源更正	
8. 旅 費		△17	自動車管理費 【総務課】	△891
			普通旅費	△17
10. 需用 費		△230	修繕料	△230
			手数料	△140
11. 役 務 費		△1,702	自動車共済基金分担金	△18
			負担金	△486
13. 使用料及び賃借料		△330	安全運転管理者講習	△4
			認定運転者交通安全講習	△482
18. 負担金、補助及び 交 付 金		△486	土地管理費 【財政課】	△1,544
			手数料	△1,544
24. 積 立 金		△9,251	基金管理費 【生活環境課・環境経済課・農林水産課 ・都市整備課・会計課】	△9,251
			財政調整基金積立金	308
			財政調整基金積立金(利子)	750
			市債管理基金積立金	100
			市債管理基金積立金(利子)	290
			仲田光成記念基金積立金(利子)	1
			地域振興基金積立金	△1,100
			地域振興基金積立金(利子)	△160
			公共施設整備基金積立金(利子)	△680
			森林環境基金積立金	△8,767
			企業版ふるさと納税地方創生基金積立金(利子)	7
			財産管理費 【教育総務課】	△330
			土地借上料	△330
10. 需用 費		△2,531	企画調整費 【政策調整課】	528
			手数料	△12
11. 役 務 費		△12	負担金	540
			但馬広域行政事務組合	540
12. 委 託 料		△300	国内交流推進事業費 【秘書広報課】	△88
			消耗品費	△88
18. 負担金、補助及び 交 付 金		540	城崎国際アートセンター管理費 【大交流課】	△2,443
			修繕料	△2,443
			男女共同参画社会推進事業費 【ジェンダーギャップ 対策室】	△300
			業務委託料	△300
			一時保育業務	
17. 備 品 購 入 費		△4,345	鉄道交通対策事業費 【都市整備課】	△4,960

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(公共交通対策費)							
9. 環境政策推進費	114,147	△2,869	111,278			△2,743	△126
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	121,269	△1,443	119,826	△942		△352	△149
11. 情報管理費	388,492	△21,083	367,409	△11,076			△10,007
12. 市民プラザ費	120,560	△3,542	117,018	812	△1,600	△368	△2,386

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△5,395	補助金 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費 北近畿タンゴ鉄道安全運行維持助成費 バス交通対策事業費【都市整備課】 事業用備品 補助金 地方バス等公共交通維持確保対策費 市街地循環バス事業費 高校生通学定期券購入費	△4,960 △4,811 △149 △4,780 △4,345 △435 △1,863 1,228 200
1. 報酬		△40	人件費	△68
4. 共済費		△28	委員報酬 環境審議会委員	△40 △40
7. 報償費		△53	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△11 △17
8. 旅費		△176	ごみの減量・資源化対策事業費【生活環境課】 報償金	△2,801 △53
10. 需用費		△126	費用弁償	△176
11. 役務費		231	消耗品費 印刷製本費	50 △176
12. 委託料		△108	手数料 業務委託料 指定ごみ袋等作製業務	231 △108
13. 使用料及び賃借料		△56	会場借上料 補助金	△56 △2,513
18. 負担金、補助及び交付金		△2,513	資源ごみ集団回収促進費	△2,513
12. 委託料		△47	コウノトリ文化館管理費【コウノトリ共生課】 投資委託料	△941 △47
14. 工事請負費		△894	設計監理 補修工事費	△894
18. 負担金、補助及び交付金		△502	トイレ 生物多様性推進事業費【コウノトリ共生課】 補助金 小さな自然再生支援事業費 コウノトリ次世代育成事業費【コウノトリ共生課】 補助金 高校生等地域研究支援事業費	△352 △352 △352 △150 △150 △150
10. 需用費		△10,007	行政情報化推進事業費【情報推進課】 消耗品費	△10,067 △10,007
12. 委託料		△10,169	事業用備品 DX推進事業費【DX・行財政改革推進課】	△60 △11,016
13. 使用料及び賃借料		△663	業務委託料	△10,169
17. 備品購入費		△244	システム開発業務 ネットワーク環境整備業務 クラウド使用料 事業用備品	△663 △184
14. 工事請負費		△1,450	市民プラザ管理費【生涯学習課】 補修工事費	△3,542 △1,450

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(市民プラザ費)							
13. 城崎振興局費	26,821	△1,312	25,509		△1,200		△112
14. 竹野振興局費	52,573	△2,522	50,051		△2,300		△222
15. 日高振興局費	37,862	△1,911	35,951			△11	△1,900
16. 出石振興局費	157,608	△1,621	155,987				△1,621
17. 但東振興局費	26,750	0	26,750			△244	244
22. 但馬空港利用促進費	81,407	3,112	84,519				3,112

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び 交付金	△2,092	多目的ホール 負担金 共益費 駐車場	△2,092 △982 △1,110
13. 使用料及び賃借料	△100	自動車管理費 【城崎地域振興課】	△100
14. 工事請負費	△1,212	自動車借上料 城崎振興局プロジェクト事業費 【城崎地域振興課】 補修工事費 太鼓橋等	△100 △1,212 △1,212
8. 旅費	△102	庁舎管理費 【竹野地域振興課】	△2,120
12. 委託料	△144	投資委託料 設計監理 補修工事費	△144 △1,976
14. 工事請負費	△1,976	庁舎 竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】	△402
18. 負担金、補助及び 交付金	△300	費用弁償 補助金 竹野焼杉板景観保全事業費	△102 △300 △300
10. 需用費	△276	庁舎管理費 【日高地域振興課】	△1,375
11. 役員費	△27	光熱水費 整備工事費 庁舎	△99 △1,276
13. 使用料及び賃借料	△332	自動車管理費 【日高地域振興課】	△536
14. 工事請負費	△1,276	燃料費 自動車共済基金分担金 自動車借上料	△177 △27 △332
12. 委託料	△1,121	庁舎管理費 【出石地域振興課】	△1,621
17. 備品購入費	△500	保守点検委託料 発電機保守点検 投資委託料 設計監理 庁用備品	△121 △1,000 △500
		財源更正	
1. 報酬	△70	人件費	△208
3. 職員手当等	△76	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員 通勤手当	△70 △70 △76
4. 共済費	△62	健保、厚生年金保険料	△62
8. 旅費	△1,800	但馬空港利用促進事業費 【都市整備課】 普通旅費 手数料	3,320 △1,800 △80
11. 役員費	△80	補助金 コウノトリ但馬空港利用促進協議会	5,200 5,200
18. 負担金、補助及び 交付金	5,200		

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
24. 諸費	26,033	△1,540	24,493			△920	△620
32. 地域コミュニティ推進費	395,173	△5,003	390,170		△3,500	△32	△1,471
34. 地方創生推進事業費	785,627	△57,577	728,050	△571		△14,004	△43,002

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△1,540	防犯対策事業費 【生活環境課】 補助金 防犯灯整備費 防犯カメラ設置費	△1,540 △1,540 △920 △620
1. 報酬		△300	人件費	△300
8. 旅費		△51	会計年度任用職員報酬 作業員 (コミュニティ振興課)	△300 △300
11. 役務費		△200	地域コミュニティ推進事業費 【コミュニティ振興課】 普通旅費	△51 △51
12. 委託料		△2,394	コミュニティセンター管理費 【コミュニティ振興課】	△4,652
14. 工事請負費		△2,058	通信運搬費 保守点検委託料 消防設備保守点検 維持管理委託料 清掃管理 投資委託料 設計監理 業務委託料 防火設備定期検査報告書作成業務 補修工事費 清滝地区コミュニティセンター	△200 △130 △225 △1,851 △188 △2,058
7. 報償費		△3,667	ワークイノベーション推進事業費 【ジェンダーギャップ対策室】	△1,039
8. 旅費		△3,309	報償金 食糧費	△618 △3
10. 需用費		△258	業務委託料	△418
11. 役務費		△299	ワークイノベーション推進業務	
12. 委託料		△17,954	ジェンダーギャップ解消推進事業費 【ジェンダーギャップ対策室】 報償金 事業委託料	△872 △834 △38
13. 使用料及び賃借料		△744	みらい塾開催事業	
17. 備品購入費		△190	子育て中の女性の就労促進事業費 【ジェンダーギャップ対策室】 手数料	△732 △99
18. 負担金、補助及び交付金		△31,156	業務委託料 子育て支援業務 一時保育業務 文化芸術創造交流事業費 【文化・スポーツ振興課】 会場借上料 自動車借上料 結婚・女性活躍推進事業費 【健康増進課】 報償金 費用弁償 補助金 社会福祉協議会 出会い機会創出事業費 企業誘致推進事業費 【環境経済課】 手数料	△633 △243 △50 △193 △605 △130 △84 △391 △191 △200 △798 △189

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(地方創生推進事業 費)							

(単位 千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		補助金	△609
		I T関連事業所開設支援事業費	△609
		内発型産業育成事業費 【環境経済課】	△9,545
		報償金	△590
		費用弁償	△382
		補助金	△8,573
		ステップアップ支援事業費	△2,611
		創業支援事業費	△5,962
		Uターン推進事業費 【環境経済課】	△500
		業務委託料	△100
		兵庫県北部合同企業説明会運営業務	
		補助金	△400
		高校生の総合学習等支援事業費	△400
		定住推進事業費 【環境経済課】	△9,650
		補助金	△9,650
		定住促進事業費	△4,825
		移住促進支援事業費	△625
		東京圏からの移住支援事業費	△1,200
		学生向けシェアハウス改修事業費	△3,000
		観光事業費 【大交流課】	△1,073
		保守点検委託料	△73
		無料Wi-Fi保守点検	
		補助金	△1,000
		豊岡ツーリズム協議会	△1,000
		情報戦略推進事業費 【大交流課】	△542
		普通旅費	△139
		業務委託料	△380
		レセプション業務	
		PR広告代行業務	
		会場借上料	△23
		政策アドバイザー推進事業費 【大交流課】	△830
		費用弁償	△830
		新規就農総合支援事業費 【農林水産課】	△4,988
		補助金	△4,988
		新規就農者確保事業費	△4,748
		若手農家支援事業費	△240
		スマート農業推進事業費 【農林水産課】	△117
		修繕料	△55
		事業用備品	△62
		コミュニケーション教育推進事業費 【こども教育課】	△265
		報償金	△75
		費用弁償	△190
		英語教育推進事業費 【こども教育課】	△5,034
		報償金	△155
		費用弁償	△30
		普通旅費	△800
		特別旅費	△367
		保険料	△11
		業務委託料	△431
		J E Tプログラムコーディネート業務	
		住宅使用料	△402
		住宅用備品	△128

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							
計	7,335,489	△64,372	7,271,117	△12,367	△17,400	△27,386	△7,219

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	254,084	△2,497	251,587			△58	△2,439
2. 賦課徴収費	144,490	△1,322	143,168			58	△1,380
計	398,574	△3,819	394,755				△3,819

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		負担金 △2,710
		自治体国際化協会 △2,522
		研修旅費 △87
		会議等出席 △101
		非認知能力向上対策事業費 【こども教育課】 △153
		報償金 △50
		費用弁償 △103
		英語遊び保育推進事業費 【こども育成課】 △1,235
		報償金 △1,035
		消耗品費 △200
		文化観光推進事業費 【大交流課】 △863
		報償金 △180
		費用弁償 △384
		業務委託料 △299
		玄武洞公園ホームページ制作業務
		地域おこし協力隊推進事業費 【環境経済課・農林水産課・こども教育課・竹野地域振興課】 △18,493
		業務委託料 △15,582
		地域おこし協力隊業務
		クラウド使用料 △76
		補助金 △2,835
		起業支援事業費 △2,835

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△2,252	人件費 △2,439
		一般職給 △2,252
4. 共済費	△187	一般職員 △2,252
		共済組合負担金 △187
8. 旅費	△58	税務総務費 【税務課】 △58
		普通旅費 △58
11. 役務費	△1,322	賦課徴収事務費 【税務課】 △1,322
		手数料 △1,322

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	233,934	△70	233,864	△70		△698	698
計	233,934	△70	233,864	△70		△698	698

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 参議院議員選挙費	51,413	△723	50,690	△1,101			378
計	84,155	△723	83,432	△1,101			378

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
12. 委託料	△70	個人番号カード交付事業費 【DX・行財政改革推進課】 業務委託料 マイナンバーカード出張申請受付業務	△70 △70

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	0	人件費	0
7. 報償費	△19	会計年度任用職員報酬 補助員(選挙管理委員会事務局)	160 160
8. 旅費	△8	非常勤職員報酬 参議院議員選挙費 【選挙管理委員会事務局】	△160 △723
10. 需用費	△32	報償品 費用弁償	△19 △3
11. 役務費	△1	普通旅費 消耗品費	△5 122
12. 委託料	△384	燃料費 食糧費	△29 △20
13. 使用料及び賃借料	△82	印刷製本費 修繕料	△40 △65
17. 備品購入費	△197	通信運搬費 手教料 保守点検委託料 投票管理システム保守点検 業務委託料 駐車場警備業務 システムサーバ機更新業務	5 △6 59 △443
		会場借上料 自動車借上料 OA機器借上料 機器借上料 用品借上料 通行料 駐車料 庁用備品	16 △84 △1 45 △60 △6 8 △197

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 統計調査総務費	242	△83	159	△45			△38
39. 指定統計調査費	785	△65	720	△65			
90. 住宅・土地統計調査費	640	△152	488	△152			
計	1,964	△300	1,664	△262			△38

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	25,818	△260	25,558				△260
計	25,818	△260	25,558				△260

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,634,995	△51,578	1,583,417	△35,173		150	△16,555

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
8. 旅費	△47	統計調査総務費 【総務課】	△55
		普通旅費	△47
10. 需用費	△6	負担金	△8
		近畿都市統計協議会	△8
11. 役務費	△22	調査員確保対策事業費 【総務課】	△28
		消耗品費	△4
18. 負担金、補助及び交付金	△8	修繕料	△2
		通信運搬費	△22
1. 報酬	△65	人件費	△65
		調査員報酬	△65
1. 報酬	△144	人件費	△144
		指導員報酬	△144
11. 役務費	△8	住宅・土地統計調査費 【総務課】	△8
		通信運搬費	△8

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
8. 旅費	△148	監査事務費 【監査委員事務局】	△260
		費用弁償	△148
13. 使用料及び賃借料	△17	通行料	△15
		駐車料	△2
18. 負担金、補助及び交付金	△95	負担金	△95
		近畿都市監査委員会	△14
		兵庫県都市監査委員会	△13
		三地区（北陸・東海・近畿）共催都市監査事務研修会	△4
		日本経営協会	△64

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	△2,547	人件費	△3,668

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会福祉総務費)							
2. 身体障害者福祉費	6,381	△120	6,261				△120
3. 知的障害者福祉費	63,361	△7,578	55,783			△7,086	△492
4. 精神障害者福祉費	63,476	△3,808	59,668	△763			△3,045
11. 健康福祉施設管理費	147,152	△1,122	146,030				△1,122
15. 障害者総合支援事業	2,383,193	△11,242	2,371,951	△6,112		52	△5,182

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	△445	会計年度任用職員報酬	△2,547	
		パートタイム職員	△2,547	
3. 職員手当等	△198	一般職給	△445	
		一般職員	△445	
4. 共済費	△478	通勤手当	△198	
		共済組合負担金	△188	
12. 委託料	△3,179	健保、厚生年金保険料	△290	
		福祉事務所費 【社会福祉課】	△8,000	
18. 負担金、補助及び交付金	△38,000	補助金	△8,000	
		社会福祉協議会	△8,000	
		特別障害者手当等運営対策事業費 【社会福祉課】	△5,126	
19. 扶助費	△5,126	特別障害者手当	△5,126	
27. 繰出金	△1,605	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【市民課】	2,306	
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	2,306	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】	△3,911	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△3,911	
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費 【社会福祉課】	△33,179	
		業務委託料	△3,179	
		システム改修業務		
		封入封緘業務		
		交付金	△30,000	
		価格高騰緊急支援給付金	△30,000	
13. 使用料及び賃借料	△120	身体障害者福祉事業費 【社会福祉課】	△120	
		自動車借上料	△120	
1. 報酬	△380	人件費	△380	
		会計年度任用職員報酬	△380	
7. 報償費	△112	事務員（社会福祉課）	△380	
		知的障害者福祉事業費 【社会福祉課】	△7,198	
18. 負担金、補助及び交付金	△7,086	報償金	△112	
		補助金	△7,086	
		障害福祉施設整備事業費	△7,086	
18. 負担金、補助及び交付金	△3,808	精神障害者福祉事業費 【社会福祉課】	△3,808	
		補助金	△3,808	
		地域活動支援センター基礎的事業費	△3,808	
14. 工事請負費	△1,122	日高健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	△1,122	
		補修工事費	△1,122	
		屋上防水		
11. 役務費	△283	障害者（児）自立支援給付事業費 【社会福祉課】	11,283	
		補助金	△360	
12. 委託料	△9,339	グループホーム新規開設サポート事業費	△360	
		障害福祉サービス費	11,591	
18. 負担金、補助及び交付金	△1,333	国県負担金等精算返納金	52	
		県補助金返納金	52	
		障害者（児）医療給付事業費 【社会福祉課】	△11,930	
19. 扶助費	△339	更生医療費	△11,930	

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(障害者総合支援事業費)							
16. 生活困窮者自立支援事業費	38,901	△3,183	35,718	△2,832			△351
計	4,716,933	△78,631	4,638,302	△44,880		△6,884	△26,867

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,026,448	△41,317	2,985,131	△9,499		4,973	△36,791
2. 老人福祉事業費	142,305	△8,244	134,061	△5,321		△200	△2,723

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引料	52		地域生活支援事業費 【社会福祉課】	△8,911
			手数料	△283
			事業委託料	△7,655
			地域活動支援センター運営事業	
			相談支援事業	
			交付金	△973
			原油価格高騰対策支援金	△973
			障害者基幹相談支援事業費 【社会福祉課】	△1,684
			業務委託料	△1,684
			一般相談支援業務	
			専門員派遣業務	
18. 負担金、補助及び交付金		△1,780	住居確保給付金支給事業費 【社会福祉課】	△1,403
			住居確保給付金	△1,403
19. 扶助費		△1,403	生活困窮者自立支援金給付事業費 【社会福祉課】	△1,780
			交付金	△1,780
			生活困窮者自立支援金	△1,780

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
27. 繰出金		△41,317	介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】	△28,838
			介護保険事業特別会計繰出金	△28,838
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【市民課】	△12,479
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△12,479
10. 需用費		△79	老人クラブ活動事業費 【高年介護課】	△1,015
			補助金	△1,015
11. 役員費		△35	老人クラブ連合会	△25
			単位老人クラブ	△990
18. 負担金、補助及び交付金		△8,130	長寿祝福事業費 【高年介護課】	△64
			消耗品費	△64
			住宅改造費助成事業費 【高年介護課】	△3,115
			補助金	△3,115
			人生いきいき住宅助成事業費	△3,115
			老人福祉事業費 【高年介護課・健康増進課】	△4,050
			消耗品費	△10
			修繕料	△5
			通信運搬費	△35
			補助金	△435
			玄さん元気教室奨励金	△435
			交付金	△3,565
			原油価格高騰対策支援金	△3,565

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 老人保護措置費	172,844	△9,297	163,547			△2,436	△6,861
計	3,435,005	△58,858	3,376,147	△14,820		2,337	△46,375

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,908,035	△121,666	1,786,369	△92,074		△5,773	△23,819
2. 放課後児童クラブ運営費	338,497	△4,847	333,650	6,302		△1,100	△10,049

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
19. 扶 助 費	△9,297	老人保護措置事業費 【高年介護課】 施設入所者措置費	△9,297 △9,297

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報 酬	△169	人件費	△169
7. 報 償 費	△1,545	委員報酬 子ども・子育て会議委員	△169 △169
8. 旅 費	△86	児童福祉総務費 【こども育成課】 報償金	△238 △95
10. 需 用 費	△2,755	費用弁償 普通旅費	△32 △54
11. 役 務 費	△55	食糧費 印刷製本費	△4 △50
12. 委 託 料	79	通行料 児童扶養手当給付事業費 【社会福祉課】	△3 △22,835
13. 使用料及び賃借料	△3	児童扶養手当 児童手当給付事業費 【市民課】	△22,835 △59,085
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△35,212	児童手当 養育支援訪問事業費 【健康増進課・こども育成課】	△59,085 △1,579
19. 扶 助 費	△81,920	業務委託料 養育支援訪問業務 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 【社会福祉課】	△1,579 △30,550
		交付金 子育て世帯生活支援特別給付金	△30,550 △30,550
		市民交流広場及びこども広場管理費 【こども育成課】	△5,712
		光熱水費	△2,701
		建物共済基金分担金	△7
		運営委託料 指定管理料（市民交流広場及びこども広場）	1,658
		負担金	△4,662
		共益費	△3,348
		駐車場	△1,314
		生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費 【社会福祉課】	△1,498
		報償金	△1,450
		通信運搬費	△48
12. 委 託 料	△91	放課後児童クラブ整備事業費 【こども育成課】	△4,847
14. 工 事 請 負 費	△4,756	投資委託料 実施設計等	△91

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(放課後児童クラブ 運営費)							
4. 私立保育所費	2,482,715	△4,614	2,478,101	△1,090		△9,883	6,359
5. 公立保育所費	673,316	△14,502	658,814	5,898		△1,350	△19,050
6. 母子・父子福祉費	29,522	△5,970	23,552	△4,081		180	△2,069
9. 子育て世帯臨時特別 給付金支給費	393,335	△3,806	389,529	△3,107			△699

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			設計監理 整備工事費 放課後児童クラブ	△4,756
18. 負担金、補助及び交付金		△4,614	私立保育園等振興事業費 【こども育成課】 補助金 託児保育者 私立保育所運営事業費 重度食物アレルギー児対策事業費 子ども子育て支援交付金等事業費 【こども育成課】 補助金 実費徴収に係る補足給付事業費 保育所等業務効率化推進事業費 保育環境改善等事業費	△2,223 △2,223 △286 △650 △1,287 △2,391 △2,391 △141 △750 △1,500
1. 報酬		△90	人件費 会計年度任用職員報酬	△9,404 △90
2. 給料		△4,725	パートタイム職員 一般職給	△90 △4,725
3. 職員手当等		△209	一般職員 会計年度任用職員	△190 △4,535
4. 共済費		△4,380	期末手当 共済組合負担金	△209 △1,017
8. 旅費		△200	健保、厚生年金保険料 学校共済組合負担金	△1,059 △2,304
10. 需用費		△716	保育所管理費 【教育総務課】 光熱水費	△3,746 △297
11. 役務費		△4	土地購入費 認定こども園用地	△3,449 △3,449
13. 使用料及び賃借料		△229	児童保育運営事業費 【こども育成課】 普通旅費	△929 △200
14. 工事請負費		△500	OAソフト借上料 整備工事費	△229 △500
16. 公有財産購入費		△3,449	情報通信設備 一時保育事業費 【こども育成課】 消耗品費 賄材料費 保険料	△423 △155 △264 △4
19. 扶助費		△5,970	母子・父子福祉事業費 【社会福祉課】 母子・父子自立支援給付費 母子生活支援施設措置事業費 【社会福祉課】 施設入所者支援費	△613 △613 △5,357 △5,357
1. 報酬		△422	人件費 会計年度任用職員報酬	△699 △422
3. 職員手当等		△186	パートタイム職員 通勤手当	△422 △50
4. 共済費		△91	期末手当 共済組合負担金	△136 △21
11. 役務費		△507	健保、厚生年金保険料	△70

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(子育て世帯臨時特別給付金支給費)							
計	5,825,420	△155,405	5,670,015	△88,152		△17,926	△49,327

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	48,819	△217	48,602	△98			△119
計	1,052,918	△217	1,052,701	△98			△119

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	450,257	1,030	451,287	△270			1,300

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金	△2,600	子育て世帯への家計応援給付金支給事業費 【市民課】 手数料 交付金 子育て世帯への家計応援給付金	△3,107 △507 △2,600 △2,600

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	△58	人件費 一般職給	△58 △58
8. 旅費	△159	一般職員 生活保護適正実施推進事業費 【社会福祉課】 特別旅費	△58 △159 △159

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	2,549	人件費 会計年度任用職員報酬	3,616 2,549
3. 職員手当等	856	パートタイム職員 時間外勤務手当	2,549 450
4. 共済費	211	期末手当 共済組合負担金	406 211
7. 報償費	△57	総合健康ゾーン健康増進施設管理費 【健康増進課】 業務委託料	△220 △220
10. 需用費	△50	劣化診断調査・民活手法調査業務	
11. 役務費	△15	総合健康ゾーン運営事業費 【健康増進課】 業務委託料	△1,188 △1,188
12. 委託料	△2,464	モニタリング業務 健康行動計画策定事業費 【健康増進課】 報償金 消耗品費 修繕料 通信運搬費	△1,178 △57 △10 △40 △15

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保健衛生総務費)							
2. 生涯健康推進費	347,884	△13,254	334,630	△758		△2,394	△10,102
3. 予 防 費	766,034	△1,000	765,034	△1,000			
4. 環 境 衛 生 費	21,441	△466	20,975	△264			△202
6. 公 害 行 政 費	4,476	△456	4,020				△456
7. 火 葬 場 費	39,917	△6,429	33,488			1,260	△7,689
8. 病 院 費	2,681,331	△11,313	2,670,018			△1,000	△10,313
9. 診 療 所 費	114,563	△14,963	99,600	△312			△14,651

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			業務委託料 健康行動計画策定業務	△1,056
7. 報 償 費	△1,000	健康教育事業費 【健康増進課】		△90
		事業委託料		△90
8. 旅 費	△133	運動指導事業		
		健康診査事業費 【健康増進課】		△10,853
10. 需 用 費	△30	普通旅費		△33
		業務委託料		△11,020
12. 委 託 料	△12,291	すこやか市民健診業務		
		骨髄等移植ドナー支援金		200
19. 扶 助 費	200	栄養改善事業費 【健康増進課】		△30
		消耗品費		△30
		母子保健事業費 【健康増進課】		△1,181
		業務委託料		△1,181
		産前・産後サポーター派遣業務		
		歩いて暮らすまちづくり推進事業費 【健康増進課】		△1,100
		報償金		△1,000
		費用弁償		△100
10. 需 用 費	△1,000	感染症対策事業費 【財政課】		△1,000
		修繕料		△1,000
12. 委 託 料	327	クリーン作戦推進事業費 【生活環境課】		542
		業務委託料		542
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△793	水路土砂収集運搬業務		
		グリーン作戦推進事業費 【生活環境課】		△215
		維持管理委託料		△215
		花壇等管理		
		浄化槽設置事業費 【下水道課】		△793
		補助金		△793
		浄化槽設置事業費		△793
12. 委 託 料	△456	水質保全対策事業費 【生活環境課】		△456
		維持管理委託料		△456
		公共用水域水質管理		
10. 需 用 費	1,475	斎場管理費 【生活環境課】		△6,429
		燃料費		191
12. 委 託 料	△7,904	光熱水費		1,284
		業務委託料		△7,904
		火葬等業務		
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△11,313	公立豊岡病院組合負担金 【健康増進課】		△11,269
		負担金		△11,269
		公立豊岡病院組合		△11,269
		地域医療対策事業費 【健康増進課】		△44
		負担金		△44
		小児救急電話相談事業費		△44
27. 繰 出 金	△14,963	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】		△14,963
		診療所事業特別会計繰出金		△14,963

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 水道費	344,498	△13,790	330,708		△13,800		10
計	4,770,401	△60,641	4,709,760	△2,604	△13,800	△2,134	△42,103

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 塵芥処理費	550,079	△49,007	501,072			△17,878	△31,129
3. し尿処理費	28,892	△1,428	27,464			△1,750	322
計	615,113	△50,435	564,678			△19,628	△30,807

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	65,767	△613	65,154				△613

一般会計

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△13,790			水道事業会計負担金 【水道課】	△13,790
				負担金	△13,790
				水道事業会計	△13,790

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
12. 委 託 料	△8,344			塵芥処理事業費 【生活環境課】	△40,663
				負担金	△40,663
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△40,663			北但行政事務組合	△40,663
				最終処分場管理費 【生活環境課】	△565
				業務委託料	△565
				水質検査業務	
				ダイオキシン類測定業務	
				旧清掃施設管理費 【生活環境課】	△7,779
				業務委託料	△7,779
				水質検査業務	
				ダイオキシン類測定業務	
				現状調査業務	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△1,428			し尿処理費 【生活環境課】	△1,428
				負担金	△1,428
				し尿処理費	△1,428

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
3. 職 員 手 当 等	△60			人件費	△60
				扶養手当	△60
7. 報 償 費	△30			農業委員会費 【農業委員会事務局】	△553
				報償金	△30
8. 旅 費	△308			費用弁償	△164
				普通旅費	△144
13. 使用料及び賃借料	△215			自動車借上料	△190
				通行料	△25

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 農業総務費	174,367	△132	174,235	96			△228
3. 農業振興費	892,357	△30,534	861,823	△14,414		△10,929	△5,191
5. 農地費	729,059	△56,968	672,091	△43,057	△12,700	△1,250	39

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅 費		△132	農業総務費 【農林水産課】	△132
			普通旅費	△132
7. 報 償 費		△600	農業振興事業費 【農林水産課】	△6,560
			補助金	△3,513
8. 旅 費		△280	雪害被災施設復旧事業費	△461
			農業生産コスト低減緊急対策事業費	△3,052
13. 使用料及び賃借料		△774	交付金	△233
			水稻営農継続支援給付金	△233
18. 負担金、補助及び 交 付 金		△28,880	利子補給金	△145
			農業経営基盤強化資金	△65
			美しい村づくり資金	△80
			給付金	△2,669
			肥料等生産資材高騰対策支援給付金	△2,669
			有害鳥獣駆除対策事業費 【農林水産課】	△1,709
			報償金	△490
			自動車借上料	△774
			補助金	△445
			狩猟免許取得促進事業費	△45
			ニホンザル被害防除対策事業費	△400
			鳥獣被害防止緊急対策事業費 【農林水産課】	△11,111
			負担金	△11,111
			豊岡市野生動物被害対策推進協議会	△11,111
			多面的機能支払事業費 【農林水産課】	△10,216
			交付金	△10,216
			共同活動交付金	78
			長寿命化活動交付金	△10,294
			コウノトリ育む農法推進事業費 【農林水産課】	△75
			報償金	△75
			経営所得安定対策直接支払推進事業費 【農林水産課】	△285
			補助金	△285
			経営所得安定対策直接支払推進事業費	△285
			法人化・高度化促進施設整備事業費 【農林水産課】	△263
			補助金	△263
			法人化促進総合対策事業費	△263
			豊岡市農業ビジョン推進事業費 【農林水産課】	△315
			報償金	△35
			費用弁償	△280
4. 共 済 費		△190	人件費	△190
			共済組合負担金	△12
12. 委 託 料		△7,832	健保、厚生年金保険料	△178
			農業用施設管理費 【農林水産課】	△54,531
14. 工 事 請 負 費		△50,046	投資委託料	△2,832
			調査設計	
18. 負担金、補助及び 交 付 金		1,100	整備工事費	△51,699
			トンネル照明	
			ため池廃止	
			農免農道安全対策	
			基盤整備促進事業費 【農林水産課】	△2,247
			投資委託料	△5,000
			測量設計等	

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農地費)							
7. たん水防除施設費	5,972	1,370	7,342				1,370
計	1,884,255	△86,877	1,797,378	△57,375	△12,700	△12,179	△4,623

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	38,272	△1,799	36,473				△1,799
2. 林業振興費	205,084	△21,722	183,362	△1,354	△12,700	△8,747	1,079

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		整備工事費 1,653 内町地区 負担金 1,100 農地整備事業費 △2,250 基幹農道整備事業費 3,350
10. 需用費	184	ポンプ場管理費 【農林水産課】 1,370 光熱水費 184
12. 委託料	1,155	維持管理委託料 1,155 運転管理
18. 負担金、補助及び 交付金	31	負担金 31 田鶴野排水機場運転管理費 31

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	△1,799	林業総務費 【農林水産課】 △1,799 保守点検委託料 △1,799 ペレットストーブ保守点検
7. 報償費	△26	市行造林事業費 【農林水産課】 △2,061 事業委託料 △264
8. 旅費	△53	施業 整備工事費 △1,797
10. 需用費	△15	作業道
12. 委託料	△2,458	森林管理100%作戦推進事業費 【農林水産課】 △2,247 消耗品費 △13 補助金 △2,234
14. 工事請負費	△15,908	森林管理100%作戦推進事業費 △2,234 治山事業費 【農林水産課・但東地域振興課】 △14,111 防災対策工事 △14,111 林地崩壊対策
18. 負担金、補助及び 交付金	△3,262	松くい虫防除事業費 【農林水産課】 △1,008 事業委託料 △1,008 伐倒駆除事業 林道管理費 【農林水産課】 △394 投資委託料 △394 設計 森林環境整備事業費 【農林水産課】 △1,901 報償金 △26 費用弁償 △42 普通旅費 △11 食糧費 △2 業務委託料 △792

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(林業振興費)							
計	250,323	△23,521	226,802	△1,354	△12,700	△8,747	△720

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 水産業振興費	41,685	△1,013	40,672		△800		△213
計	57,156	△1,013	56,143		△800		△213

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 商工振興費	2,664,035	△275,084	2,388,951	44,586		△214,600	△105,070

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		委員会運営業務 森林経営計画調査業務 補助金 森林環境保全対策事業費
		△1,028 △1,028

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△1,013	水産業振興事業費 【農林水産課】 負担金 農業水路等長寿命化・防災減災事業費 補助金 内水面漁業振興対策事業費 外国人漁業実習生コミュニケーション向上支援事 業費 利子補給金 燃油高騰特別対策経営資金 豊かな海づくり資金
		△1,013 △839 △839 △299 △286 △13 125 437 △312

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7. 報 償 費	△300	商工振興事業費 【環境経済課】 通信運搬費
8. 旅 費	△199	業務委託料 プレミアム付商品券換金等業務
11. 役 務 費	△15,200	補助金 商店街消費拡大支援事業費
12. 委 託 料	△258,006	中小企業金融対策事業費 【環境経済課】 利子補給金
13. 使用料及び賃借料	△70	中小企業融資資金
14. 工 事 請 負 費	△24,277	内発型産業育成事業費 【環境経済課】 報償金 費用弁償 手数料
		△248,520 △15,000 △257,520 24,000 24,000 △650 △650 △650 △700 △300 △150 △200

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(商工振興費)							
5. 観光費	252,073	△4,265	247,808	△3,248		1,969	△2,986
9. 観光施設管理費	108,880	△1,394	107,486	△127		4,400	△5,667
計	3,173,993	△280,743	2,893,250	41,211		△208,231	△113,723

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金	23,044	通行料 △50 企業誘致推進事業費 【環境経済課】 △306 補助金 △306 工場等設置奨励金 △306 産業用地整備事業費 【環境経済課】 △24,908 普通旅費 △49 投資委託料 △486 実施設計等 通行料 △17 駐車料 △3 造成工事費 △24,277 産業用地 補償金 △76 立木補償金 △76	
21. 補償、補填及び賠償金	△76		
3. 職員手当等	△107	人件費 △217 住居手当 △107	
4. 共済費	△110	共済組合負担金 △46 健保、厚生年金保険料 △64	
12. 委託料	△18	観光事業費 【大交流課】 △4,048 事業委託料 △18	
18. 負担金、補助及び交付金	△4,030	玄武洞公園ライトアップ事業負担金 △800 玄武洞公園を美しくする会 △300 兵庫県自然公園美化推進協議会 △500 補助金 △3,230 反転攻勢支援事業費 △3,230	
8. 旅費	△153	玄武洞公園管理費 【大交流課】 △865 運営委託料 △865	
12. 委託料	△1,114	指定管理料(玄武洞公園) 竹野川湊館管理費 【竹野地域振興課】 △273 費用弁償 △153 業務委託料 △120 防虫処理業務	
14. 工事請負費	△127	観光施設管理費 【出石地域振興課】 △127 整備工事費 △127 観光トイレ 日高観光施設管理費 【日高地域振興課】 △129 維持管理委託料 △129 施設管理	

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	323,744	△18,268	305,476		△18,300	135	△103
2. 用地対策費	2,559	△121	2,438				△121
4. 排水機樋門管理費	99,319	△21	99,298		3,000		△3,021
計	874,212	△18,410	855,802		△15,300	135	△3,245

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	116,212	△1,112	115,100				△1,112
2. 道路維持費	389,513	△10,955	378,558		△8,200		△2,755
3. 道路新設改良費	156,809	△12,000	144,809		△3,000		△9,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金	△17,485	急傾斜地崩壊対策事業費 【建設課】	△18,268	
		負担金	△17,485	
		急傾斜地崩壊対策事業費	△17,485	
22. 償還金、利子及び割引料	△783	還付金	△783	
		受益者分担金過年度過誤納還付金	△783	
8. 旅費	△121	用地対策事業費 【建設課】	△121	
		費用弁償	△14	
		普通旅費	△107	
4. 共済費	△21	人件費	△21	
		共済組合負担金	△21	
		排水機樋門管理費 【建設課】	0	
		補修工事費	0	
		宮島排水ポンプ	△3,000	
		江原樋門	3,000	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等	△112	人件費	△112	
		住居手当	△112	
7. 報償費	△140	道路橋りょう総務費 【建設課】	△1,000	
		報償金	△140	
10. 需用費	△100	消耗品費	△20	
		印刷製本費	△80	
11. 役務費	△20	通信運搬費	△20	
		用品借上料	△740	
13. 使用料及び賃借料	△740			
12. 委託料	527	道路維持事業費 【建設課】	△10,955	
		投資委託料	527	
14. 工事請負費	△11,482	設計等		
		補修工事費	△11,482	
		補修		
		舗装		
12. 委託料	△12,000	片鍋一日市線道路改良事業費 【建設課】	△9,000	
		投資委託料	△9,000	
		設計等		
		藤井中森線道路改良事業費 【建設課】	△3,000	
		投資委託料	△3,000	
		設計等		

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 橋りょう新設改良費	154,904	15,000	169,904	10,940	7,200		△3,140
7. 交通安全施設整備費	74,350	△2,050	72,300	△9,681			7,631
計	1,763,657	△11,117	1,752,540	1,259	△4,000		△8,376

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 河川総務費	105,902	△300	105,602				△300
計	105,902	△300	105,602				△300

(款) 8. 土木費

(項) 4. 港湾費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 港湾管理費	11,090	△4,113	6,977	△4,150			37
計	11,090	△4,113	6,977	△4,150			37

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
14. 工事請負費	15,000	栢江橋整備事業費 【建設課】 △4,000 整備工事費 △4,000 栢江橋 上野橋整備事業費 【建設課】 19,000 整備工事費 19,000 上野橋
14. 工事請負費	△2,050	交通安全施設整備事業費 【建設課】 △2,050 整備工事費 △2,050 防護柵・区画線等

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△300	河川改良事業費 【建設課】 △300 補助金 △300 普通河川浚渫事業費 △300

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
11. 役務費	△100	海岸環境整備事業費 【建設課】 △4,113 手数料 △100
12. 委託料	△3,873	業務委託料 △4,000 海岸漂着物処分業務
13. 使用料及び賃借料	△140	事業委託料 127 海岸環境整備事業 重機借上料 △140

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	135,762	△747	135,015			116	△863
2. 公園管理費	91,243	△1,170	90,073				△1,170
4. 駐車場管理費	26,774	△862	25,912			△862	
8. 下水道費	2,504,508	△8,320	2,496,188				△8,320
計	2,758,287	△11,099	2,747,188			△746	△10,353

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	223,725	△23,802	199,923	△7,341		△6,816	△9,645

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	△97	人件費	△97
		一般職給	△97
7. 報償費	△50	一般職員	△97
		都市景観形成事業費 【都市整備課】	△650
18. 負担金、補助及び交付金	△600	報償金	△50
		補助金	△600
		景観形成支援事業費	△600
12. 委託料	△1,170	公園管理費 【都市整備課】	△1,170
		維持管理委託料	△1,170
		公園管理	
10. 需用費	△250	中央駐車場管理費 【都市整備課】	△500
		維持管理委託料	△500
12. 委託料	△612	駐車場管理	
		出石駐車場管理費 【出石地域振興課】	△362
		光熱水費	△250
		業務委託料	△112
		交通誘導警備業務	
18. 負担金、補助及び交付金	△8,320	下水道事業会計負担金 【下水道課】	△8,320
		負担金	△8,320
		下水道事業会計	△8,320

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 共済費	△51	人件費	△51
		共済組合負担金	△22
8. 旅費	△288	健保、厚生年金保険料	△29
		住宅管理費 【建築住宅課】	△4,397
11. 役務費	△140	普通旅費	△95
		補修工事費	△2,500
12. 委託料	△7,724	市営住宅	
		庁用備品	△35
13. 使用料及び賃借料	△19	負担金	△32
		会議等出席	△32
14. 工事請負費	△2,500	補償金	△1,735
		移転補償金	△1,735
17. 備品購入費	△35	住宅耐震改修促進事業費 【建築住宅課】	△11,494
		普通旅費	△82
18. 負担金、補助及び交付金	△11,310	業務委託料	△1,512
		耐震診断業務	
		補助金	△9,900

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(住宅管理費)							
計	223,725	△23,802	199,923	△7,341		△6,816	△9,645

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 非常備消防費	386,991	△5,316	381,675		△2,300	155	△3,171
3. 消防施設費	126,851	△12,943	113,908		△14,000		1,057
4. 水防費	4,381	△933	3,448				△933

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
21. 補償、補填及び賠償金	△1,735	住宅耐震改修促進事業費 △9,900 住宅新築資金等貸付金回収事業費 【建築住宅課】 △146 普通旅費 △42 手数料 △90 負担金 △14 会議等出席 △14 老朽危険空家対策事業費 【建築住宅課】 △7,714 普通旅費 △69 手数料 △50 業務委託料 △6,212 空家等対策計画策定業務 特定空家除却等業務 通行料 △19 負担金 △32 会議等出席 △32 補助金 △1,332 老朽危険空家除却支援事業費 △1,332	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	△2,040	人件費 △2,114 委員報酬 △2,040	
5. 災害補償費	155	消防団員 △2,040 災害補償費 155	
8. 旅費	△211	負担金 △229 福祉共済制度掛金 △229	
17. 備品購入費	△2,266	非常備消防事業費 【防災課】 △3,202 費用弁償 △211	
18. 負担金、補助及び交付金	△954	事業用備品 △2,266 補助金 △158 消防団員運転資格取得事業費 △158 交付金 △567 消防団運営費 △567	
14. 工事請負費	△9,696	防火水槽整備事業費 【防災課】 △9,696 整備工事費 △9,696	
17. 備品購入費	△3,247	防火水槽 日高分署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】 △3,247 事業用備品 △3,247	
14. 工事請負費	△933	水防事業費 【防災課】 △933 設置工事費 △933 水防倉庫	

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 災害対策費	60,974	△7,159	53,815	△3,365			△3,794
計	1,606,120	△26,351	1,579,769	△3,365	△16,300	155	△6,841

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 教育委員会費	2,925	△130	2,795				△130
2. 事務局費	377,366	△1,301	376,065				△1,301
3. 教育振興基本計画 推進費	14,242	△350	13,892				△350
4. 教育研修センター 費	9,176	△204	8,972				△204

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△450	人件費	△450
10. 需用費		△58	会計年度任用職員報酬	△450
			防災支援員 (防災課)	△450
18. 負担金、補助及び交付金		△6,651	災害対策事業費 【防災課・建築住宅課】	△6,709
			印刷製本費	△58
			補助金	△6,651
			土砂災害対策支援事業費	△6,000
			避難促進事業費	△651

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅費		△130	教育委員会費 【教育総務課】	△130
			費用弁償	△130
7. 報償費		△21	学校教育事務局費 【こども教育課】	△186
			報償金	△21
8. 旅費		△147	費用弁償	△15
			普通旅費	△106
10. 需用費		△180	負担金	△44
			学校保健会	△5
12. 委託料		△800	小・中学校研究連盟	△12
			教頭会	△1
13. 使用料及び賃借料		△109	校長会	△26
18. 負担金、補助及び交付金		△44	幼児教育事務局費 【こども育成課】	△180
			修繕料	△180
			スクールバス運行管理費 【こども教育課】	△800
			業務委託料	△800
			通学バス運行管理業務	
			幼保対策事業費 【こども育成課】	△135
			普通旅費	△26
			会場借上料	△73
			通行料	△28
			駐車料	△8
8. 旅費		△350	教育プラン推進事業費 【こども教育課】	△350
			費用弁償	△200
			普通旅費	△150
7. 報償費		△100	教育研修センター管理費 【こども教育課】	△204
			報償金	△100
13. 使用料及び賃借料		△54	著作権料	△54
			補助金	△50
			学校園等支援事業研修費	△50

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(教育研修センター費)							
5. 学校振興費	175,619	△4,550	171,069			△174	△4,376
6. 特別支援教育費	153,188	△2,744	150,444				△2,744
9. 認定こども園費	252,579	△32,850	219,729		△26,700		△6,150
計	985,095	△42,129	942,966		△26,700	△174	△15,255

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△50		
1. 報酬		△2,375	人件費	△4,010
3. 職員手当等		△156	会計年度任用職員報酬	△2,375
4. 共済費		△1,479	パートタイム職員	△2,375
8. 旅費		△248	通勤手当	△105
12. 委託料		△247	期末手当	△51
18. 負担金、補助及び交付金		△45	共済組合負担金	△51
			健保、厚生年金保険料	△886
			学校共済組合負担金	△542
			外国語指導助手招致事業費 【こども教育課】	△540
			特別旅費	△248
			業務委託料	△247
			J E Tプログラムコーディネート業務負担金	△45
			研修旅費	△45
1. 報酬		△1,526	人件費	△2,667
3. 職員手当等		△232	会計年度任用職員報酬	△1,526
4. 共済費		△909	パートタイム職員	△1,526
7. 報償費		△40	通勤手当	△114
8. 旅費		△10	期末手当	△118
18. 負担金、補助及び交付金		△27	健保、厚生年金保険料	△608
			学校共済組合負担金	△301
			特別支援教育事業費 【こども教育課】	△77
			報償金	△40
			費用弁償	△10
			負担金	△27
			但馬特別支援教育研究協議会	△27
11. 役務費		△737	認定こども園運営事業費 【こども育成課】	△4,722
12. 委託料		△696	通信運搬費	△737
18. 負担金、補助及び交付金		△31,417	業務委託料	△696
			通園バス添乗業務	
			補助金	△3,289
			私立認定こども園振興事業費	△3,289
			認定こども園整備事業費 【こども育成課】	△28,128
			補助金	△28,128
			認定こども園等施設整備事業費	△28,128

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	575,589	△14,765	560,824	△3		△210	△14,552
2. 小学校教育振興費	92,486	△7,765	84,721	△288			△7,477
3. 小学校施設整備費	22,200	△3,380	18,820			△3,400	20
計	690,275	△25,910	664,365	△291		△3,610	△22,009

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	235,019	△4,373	230,646			△11	△4,362

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△23	人件費	△320	
4. 共済費	△297	会計年度任用職員報酬	△23	
10. 需用費	△3,958	パートタイム職員	△23	
12. 委託料	△2,717	健保、厚生年金保険料	△91	
14. 工事請負費	△700	学校共済組合負担金	△206	
17. 備品購入費	△7,070	学校施設管理費 【教育総務課】	△11,728	
		光熱水費	△3,958	
		整備工事費	△700	
		各小学校		
		事業用備品	△7,070	
		学校保健安全管理費 【こども教育課】	△2,717	
		業務委託料	△2,717	
		学校医業務		
		児童健康診査業務		
		教職員健康診査業務		
7. 償費	△300	理科教育等設備整備事業費 【こども教育課】	△76	
10. 需用費	△100	教材備品	△76	
11. 役務費	△1,000	通学補助事業費 【こども教育課】	△1,000	
13. 使用料及び賃借料	△1,200	通信運搬費	△1,000	
17. 備品購入費	△76	要保・準要保護児童関係事業費 【こども教育課】	△4,189	
19. 扶助費	△5,089	就学援助費	△4,189	
		特別支援教育就学奨励事業費 【こども教育課】	△500	
		特別支援就学奨励費	△500	
		小学校体験活動事業費 【こども教育課】	△2,000	
		報償金	△300	
		消耗品費	△100	
		会場借上料	△1,200	
		小学校体験活動費助成金	△400	
12. 委託料	△3,380	学校施設整備事業費 【教育総務課】	△3,380	
		業務委託料	△3,380	
		三江小学校長寿命化工事基本設計業務		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共済費	△453	人件費	△453	
10. 需用費	△2,478	健保、厚生年金保険料	△323	
12. 委託料	△1,442	学校共済組合負担金	△130	
		学校施設管理費 【教育総務課】	△3,278	
		光熱水費	△2,478	
		業務委託料	△800	
		GIGAスクール運営支援センター運営業務		

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(中学校管理費)							
2. 中学校教育振興費	73,360	△7,033	66,327	△147			△6,886
計	308,379	△11,406	296,973	△147		△11	△11,248

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	269,108	△3,272	265,836				△3,272
計	269,108	△3,272	265,836				△3,272

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		学校保健安全管理費 【こども教育課】 △642 業務委託料 △642 学校医業務 生徒健康診査業務 教職員健康診査業務
11. 役 務 費	△2,000	理科教育等設備整備事業費 【こども教育課】 △114 教材備品 △114
17. 備 品 購 入 費	△114	通学補助事業費 【こども教育課】 △3,000 通信運搬費 △2,000
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△1,000	補助金 △1,000 自転車・ヘルメット △1,000
19. 扶 助 費	△3,919	要保・準要保護生徒関係事業費 【こども教育課】 △3,739 就学援助費 △3,739 特別支援教育就学奨励事業費 【こども教育課】 △180 特別支援就学奨励費 △180

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報 酬	△849	人件費 △2,495 会計年度任用職員報酬 △849
2. 給 料	△1,048	パートタイム職員 △349 幼稚園教諭 (こども育成課) △500
4. 共 済 費	△598	一般職給 △1,048 一般職員 △136
8. 旅 費	△200	会計年度任用職員 △912 健保、厚生年金保険料 △169
10. 需 用 費	△194	学校共済組合負担金 △429
13. 使用料及び賃借料	△383	幼稚園運営事業費 【こども育成課】 △583 普通旅費 △200 自動車借上料 △374 著作権料 △9 幼稚園施設管理費 【教育総務課】 △194 光熱水費 △194

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	170,220	△650	169,570			△42	△608
2. 人権教育費	7,256	△1,427	5,829			△30	△1,397
3. 文化財保護費	144,307	△8,310	135,997	△5,070		△668	△2,572

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
7. 報 償 費	△43	市展事業費 【文化・スポーツ振興課】	△147	
		報償金	△43	
10. 需 用 費	△238	通信運搬費	△40	
		会場借上料	△64	
11. 役 務 費	△40	障害者学習事業費 【生涯学習課】	△265	
		事業委託料	△265	
12. 委 託 料	△265	青い鳥学級運営事業		
		文化振興費 【文化・スポーツ振興課】	△238	
13. 使用料及び賃借料	△64	印刷製本費	△238	
7. 報 償 費	△682	人権教育推進事業費 【生涯学習課】	△1,427	
		報償金	△682	
10. 需 用 費	△64	消耗品費	△60	
		燃料費	△4	
11. 役 務 費	△11	保険料	△11	
		建物借上料	△53	
13. 使用料及び賃借料	△53	負担金	△28	
		人権文化創造活動キャンプ	△28	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△617	補助金	△589	
		豊岡市人権教育推進協議会	△589	
1. 報 酬	△995	人件費	△1,064	
		委員報酬	△126	
4. 共 済 費	△69	伝統的建造物群保存審議会委員	△126	
		会計年度任用職員報酬	△869	
7. 報 償 費	△145	パートタイム職員	△59	
		作業員（文化・スポーツ振興課）	△293	
8. 旅 費	△160	出土遺物整理員（文化・スポーツ振興課）	△517	
		共済組合負担金	△21	
10. 需 用 費	△247	健保、厚生年金保険料	△48	
		文化財保護事業費 【出石地域振興課】	△885	
11. 役 務 費	△40	補修工事費	△885	
		辰鼓楼		
12. 委 託 料	△35	埋蔵文化財発掘調査事業費 【文化・スポーツ振興課】	△306	
13. 使用料及び賃借料	△171	費用弁償	△12	
		消耗品費	△23	
14. 工 事 請 負 費	△885	印刷製本費	△100	
		自動車借上料	△16	
16. 公 有 財 産 購 入 費	△838	重機借上料	△155	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△748	伝統的建造物群保存地区保存事業費 【出石地域振興課】	△1,240	
		報償金	△145	
		費用弁償	△78	
		普通旅費	△70	
		消耗品費	△124	
		通信運搬費	△40	
		業務委託料	△35	
		図面カルテ作成業務		
		補助金	△748	
		伝統的建造物群保存地区保存事業費	△748	
21. 補償、補填及び賠償 金	△3,977	但馬国分寺跡整備事業費 【文化・スポーツ振興課】	△4,815	
		土地購入費	△838	

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(文化財保護費)							
4. 青少年教育費	9,037	△2,019	7,018				△2,019
5. 青少年補導費	1,471	△150	1,321				△150
6. 図書館費	162,348	△2,240	160,108				△2,240
7. 市民会館等管理費	90,477	△1,442	89,035			△2,238	796
8. 市民会館等自主事業	7,968	△604	7,364	207		286	△1,097

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			但馬国分寺跡 補償金 物件移転補償金	△838 △3,977 △3,977
7. 報 償 費	△265		二十歳を祝う会事業費 【生涯学習課】	△1,190
			報償金	△65
10. 需 用 費	△182		消耗品費	△182
			手数料	△120
11. 役 務 費	△170		業務委託料	△823
			除雪業務	
12. 委 託 料	△823		映像配信業務	
			消毒業務	
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△579		青少年健全育成事業費 【生涯学習課】	△579
			補助金	△579
			子ども会連絡協議会運営費	△269
			子どもと心でつながる市民運動推進費	△310
			放課後子ども教室推進事業費 【こども育成課】	△250
			報償金	△200
			保険料	△50
12. 委 託 料	△150		青少年センター活動事業費 【生涯学習課】	△150
			事業委託料	△150
			補導委員研修事業	
1. 報 酬	△1,468		人件費	△2,114
			会計年度任用職員報酬	△1,468
3. 職 員 手 当 等	△196		パートタイム職員	△818
			補助員 (生涯学習課)	△650
4. 共 済 費	△450		通勤手当	△101
			期末手当	△95
7. 報 償 費	△49		共済組合負担金	△158
			健保、厚生年金保険料	△292
8. 旅 費	△14		子どもの読書活動推進事業費 【生涯学習課】	△126
			報償金	△49
13. 使用料及び賃借料	△63		費用弁償	△14
			自動車借上料	△63
1. 報 酬	△877		人件費	△1,303
			委員報酬	△39
3. 職 員 手 当 等	△138		文化会館運営委員会委員	△39
			会計年度任用職員報酬	△838
4. 共 済 費	△288		パートタイム職員	△577
			操作員 (文化・スポーツ振興課)	△261
8. 旅 費	△54		扶養手当	△78
			通勤手当	△60
11. 役 務 費	△85		共済組合負担金	△73
			健保、厚生年金保険料	△215
			豊岡市民会館管理費 【文化・スポーツ振興課】	△139
			普通旅費	△54
			保険料	△85
7. 報 償 費	△50		市民会館等自主事業費 【文化・スポーツ振興課】	△604
			報償金	△50

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(市民会館等自主事業費)							
9. 博物館等管理費	133,095	△2,144	130,951	△570		1,078	△2,652
10. 博物館等自主事業費	20,739	△816	19,923			1,426	△2,242
15. 新文化会館整備費	178,418	△23,798	154,620		△18,600	△5,200	2
計	938,272	△43,600	894,672	△5,433	△18,600	△5,388	△14,179

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11. 役 務 費	△451	通信運搬費	△40	
		広告料	△68	
13. 使用料及び賃借料	△103	手数料	△343	
		著作権料	△103	
1. 報 酬	△286	人件費	△485	
		会計年度任用職員報酬	△286	
4. 共 済 費	△199	パートタイム職員	△286	
		共済組合負担金	△64	
8. 旅 費	△67	健保、厚生年金保険料	△135	
10. 需 用 費	△391	日本・モンゴル民族博物館管理費 【文化・スポーツ振興課】	△605	
		補修工事費	△605	
11. 役 務 費	△200	トイレ		
		美術館管理費 【文化・スポーツ振興課】	△658	
12. 委 託 料	△396	普通旅費	△67	
		光熱水費	△391	
14. 工 事 請 負 費	△605	保険料	△200	
		植村直己冒険館管理費 【生涯学習課】	△396	
		業務委託料	△396	
		運営モニタリング業務		
7. 報 償 費	△175	美術館事業費 【文化・スポーツ振興課】	△264	
		報償金	△175	
8. 旅 費	△191	費用弁償	△39	
		手数料	△47	
11. 役 務 費	△250	保険料	△3	
		植村直己顕彰事業費 【生涯学習課】	△552	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△200	普通旅費	△152	
		手数料	△200	
		補助金	△200	
		植村直己に学ぶ野外活動実行委員会	△200	
7. 報 償 費	△30	新文化会館整備事業費 【新文化会館整備推進室】	△23, 798	
		報償金	△30	
11. 役 務 費	△459	手数料	△459	
		投資委託料	△20, 581	
12. 委 託 料	△23, 309	実施設計		
		土壌汚染調査		
		業務委託料	△2, 728	
		技術支援業務		
		電波障害調査業務		

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	72,881	△3,762	69,119		△1,100	△417	△2,245
3. 出石海洋センター費	94,377	△927	93,450		△800		△127
4. 体育館費	305,374	△26,900	278,474		△25,100	△1,800	
5. 市民グラウンド費	70,790	0	70,790			177	△177
7. 学校給食共同調理所費	331,490	△217	331,273				△217
8. 学校給食費	392,119	△583	391,536				△583
計	1,279,687	△32,389	1,247,298		△27,000	△2,040	△3,349

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
7. 報 償 費	△416		生涯スポーツ振興事業費 【文化・スポーツ振興課】	△569	
			報償金	△356	
8. 旅 費	△93		普通旅費	△93	
			補助金	△120	
10. 需 用 費	△180		スポーツ少年団体活動費	△120	
			スポーツフェスティバル開催事業費 【文化・スポーツ振興課】	△180	
12. 委 託 料	△731		報償金	△60	
			消耗品費	△50	
13. 使用料及び賃借料	△570		会場借上料	△70	
14. 工 事 請 負 費	△1,250		学校開放事業費 【文化・スポーツ振興課】	△1,681	
			投資委託料	△431	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△522		設計監理		
			整備工事費	△1,250	
			屋外体育施設		
			ボート推進事業費 【文化・スポーツ振興課】	△1,332	
			消耗品費	△130	
			業務委託料	△300	
			合宿受入支援業務		
			自動車借上料	△500	
			負担金	△200	
			ボート日本代表食支援事業	△200	
			補助金	△202	
			全国市町村交流レガッタ派遣費	△202	
12. 委 託 料	△927		出石海洋センター管理費 【文化・スポーツ振興課】	△927	
			投資委託料	△927	
			工事監理		
14. 工 事 請 負 費	△26,900		豊岡総合体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】	△26,900	
			整備工事費	△26,900	
			豊岡総合体育館		
			財源更正		
14. 工 事 請 負 費	△217		給食センター管理費 【教育総務課】	△217	
			補修工事費	△217	
			日高学校給食センター		
10. 需 用 費	△583		賄用需用費 【教育総務課】	△583	
			光熱水費	△583	

(款) 13. 諸支出金

(項) 1. 普通財産取得費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土地取得費	30,925	3,338	34,263			3,338	
計	30,925	3,338	34,263			3,338	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
16. 公有財産購入費	3,338	土地取得費 【財政課】 3,338 土地購入費 3,338 土地開発基金用地 3,338

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	そ の 他 の 手 当 (千円)				計 (千円)	
補正後	長 等	4		34,680	13,068 (4.4月分)		47,748	8,881	56,629	
	議 員	24	105,012		43,206 (4.4月分)		148,218	34,344	182,562	
	その他の 特別職	2,709	105,850				105,850	1,170	107,020	
	計	2,737	210,862	34,680	56,274		301,816	44,395	346,211	
補正前	長 等	4		34,680	13,068 (4.4月分)		47,748	8,881	56,629	
	議 員	24	105,012		43,206 (4.4月分)		148,218	34,344	182,562	
	その他の 特別職	2,787	108,787				108,787	1,170	109,957	
	計	2,815	213,799	34,680	56,274		304,753	44,395	349,148	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	△ 78	△ 2,937	0	0		△ 2,937	0	△ 2,937	
	計	△ 78	△ 2,937	0	0		△ 2,937	0	△ 2,937	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(869) 850	1,147,962	3,008,998	2,015,996	6,172,956	1,182,335	7,355,291	
補正前	(884) 850	1,157,746	3,017,623	2,016,810	6,192,179	1,194,858	7,387,037	
比 較	(△15) 0	△ 9,784	△ 8,625	△ 814	△ 19,223	△ 12,523	△ 31,746	

() 内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	103,106	41,128	113,334	1,558	12,605
	補正前	103,244	41,347	114,038	1,558	12,605
	比 較	△ 138	△ 219	△ 704	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	239,279	32,895	10,003	101,650	700
	補正前	238,829	32,895	10,003	101,650	700
	比 較	450	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	802,041	507,852	49,845		
	補正前	802,244	507,852	49,845		
	比 較	△ 203	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(792)		2,895,576	1,772,043	4,667,619	955,156	5,622,775	
補 正 前	(792)		2,898,754	1,771,950	4,670,704	959,016	5,629,720	
比 較	(0)		△ 3,178	93	△ 3,085	△ 3,860	△ 6,945	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	103,106	41,128	67,336	1,558	12,605
	補 正 前	103,244	41,347	67,336	1,558	12,605
	比 較	△ 138	△ 219	0	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	239,279	32,895	10,003	101,650	700
	補 正 前	238,829	32,895	10,003	101,650	700
	比 較	450	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	604,086	507,852	49,845		
	補 正 前	604,086	507,852	49,845		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(869) 58	1,147,962	113,422	243,953	1,505,337	227,179	1,732,516	
補 正 前	(884) 58	1,157,746	118,869	244,860	1,521,475	235,842	1,757,317	
比 較	(△15) 0	△ 9,784	△ 5,447	△ 907	△ 16,138	△ 8,663	△ 24,801	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			45,998		
	補 正 前			46,702		
	比 較			△ 704		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	197,955				
	補 正 前	198,158				
	比 較	△ 203				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 8,625	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 8,625	職員の変動によるもの △ 8,625 千円	
職員手当	△ 814	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 814	扶養手当 △ 138 千円 住居手当 △ 219 千円 通勤手当 △ 704 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 450 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 203 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	32,433,342	30,150,527	3,192,100	△ 165,300
(1) 総 務	4,702,690	4,385,078	281,300	△ 17,500
(3) 衛 生	6,017,186	5,285,633	114,800	△ 13,800
(4) 農 林 水 産	996,294	1,018,090	210,200	△ 26,200
(6) 土 木	7,083,294	7,010,903	1,565,100	△ 19,300
(7) 消 防	3,530,437	3,591,986	233,800	△ 16,300
(8) 教 育	8,303,927	7,329,669	670,600	△ 72,200
合 計	48,966,557	46,189,535	3,675,600	△ 165,300

(単位 千円)

増減見込み		当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中 元金償還見込額	補正前の額	補正額	補正後の額
3,026,800	4,553,809	28,788,818	△ 165,300	28,623,518
263,800	689,160	3,977,218	△ 17,500	3,959,718
101,000	680,402	4,720,031	△ 13,800	4,706,231
184,000	105,596	1,122,694	△ 26,200	1,096,494
1,545,800	967,898	7,608,105	△ 19,300	7,588,805
217,500	635,477	3,190,309	△ 16,300	3,174,009
598,400	1,157,848	6,842,421	△ 72,200	6,770,221
3,510,300	6,154,946	43,710,189	△ 165,300	43,544,889

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,751,371	31,200	9,782,571
14	分 担 金 及 び 負 担 金	194,435	△ 14,309	180,126
15	使 用 料 及 び 手 数 料	760,877	602	761,479
16	国 庫 支 出 金	7,186,027	△ 121,675	7,064,352
17	県 支 出 金	3,549,961	△ 79,665	3,470,296
18	財 産 収 入	112,422	366	112,788
19	寄 附 金	1,375,167	1,150	1,376,317
20	繰 入 金	2,003,392	△ 661,474	1,341,918
21	繰 越 金	1,537,287	131,151	1,668,438

(単位 千円)

主 な 内 容			
市民税	△ 1,800	固定資産税	4,000
軽自動車税	3,000	市たばこ税	20,000
入湯税	6,000		
基盤整備事業費	△ 1,250	老人福祉法第28条収入	△ 2,436
特定教育・保育施設利用者負担金	△ 10,933	助産制度利用者負担金	168
行政財産目的外	△ 3,730	有償旅客運送	△ 1,580
コミュニティセンター	400	豊岡斎場	1,260
玄武洞公園	14,163	駐車場	△ 746
住宅	△ 6,220	豊岡市民会館	△ 2,238
歴史博物館	913	日本・モンゴル民族博物館	1,350
印鑑証明	△ 1,063	し尿処理	△ 1,750
特別障害者手当等給付費	△ 3,846	国民健康保険基盤安定費	2,592
障害者（児）自立支援給付費	5,795	自立支援医療費	△ 5,965
生活困窮者自立相談支援事業等	△ 1,111	母子生活支援施設措置費	△ 2,680
児童扶養手当給付費	△ 7,612	児童手当	△ 42,771
マイナンバーカード交付事務費	3,930	デジタル田園都市国家構想推進交付金	△ 5,508
障害者地域生活支援事業費	△ 3,137	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	△ 1,780
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費	△ 33,179	放課後児童健全育成事業費	10,068
認定こども園特別支援教育・保育事業費	1,306	保育環境改善等事業費	△ 1,000
保育利用支援事業費	6,377	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	△ 30,550
防災・安全交付金	1,259	社会資本整備総合交付金	△ 6,339
史跡等購入費	△ 3,854	文化芸術振興費	2,515
障害者（児）自立支援給付費	2,898	自立支援医療費	△ 2,982
後期高齢者医療保険基盤安定費	△ 9,359	母子生活支援施設措置費	△ 1,340
児童手当	△ 8,156	空き家活用支援事業費	△ 2,000
障害者地域生活支援事業費	△ 1,568	人生いきいき住宅助成事業費	△ 1,558
多面的機能支払交付金	△ 7,565	農業水路等長寿命化・防災減災事業費	△ 38,209
農業生産コスト低減緊急対策事業費	△ 3,052	森林病虫害等防除事業費	△ 1,007
商店街消費拡大支援事業費	16,000	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費	△ 2,634
参議院議員選挙事務委託金	△ 1,101	基盤整備促進事業委託金	△ 4,848
海岸環境整備事業委託金	△ 4,150		
財政調整基金利子	750	公共施設整備基金利子	△ 680
立木売払収入	322	電力売払収入	△ 184
企業版ふるさと応援寄附金	1,100	環境保全事業費寄附金	50
太陽光発電事業特別会計	2,378	財政調整基金	△ 615,329
福祉基金	△ 7,086	コウノトリ基金	△ 352
地域振興基金	△ 28,812	公共施設整備基金	△ 11,500
前年度繰越金	131,151		

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
22	諸 収 入	2,817,647	△ 240,528	2,577,119
23	市 債	3,005,000	△ 165,300	2,839,700
歳 入 合 計		52,416,409	△ 1,118,482	51,297,927

主 な 内 容			
諸税滞納延滞金	3,500	保育所弁償金	1,700
各種検診弁償金	△ 2,259	他会計負担分消耗品等	△ 1,300
派遣職員給与費等負担金	△ 1,200	光熱水費等使用者負担金	△ 1,518
認定こども園給食費負担金	△ 2,100	事業負担金	△ 1,234
協議会等負担金	△ 9,429	移転補償金	△ 19,560
返納金	6,808	プレミアム付商品券販売収入	△ 214,600
バス交通対策事業債	△ 4,400	鉄道交通対策事業債	△ 4,800
庁舎整備事業債	△ 2,000	地域振興事業債	△ 1,200
市民プラザ整備事業債	△ 1,600	コミュニティセンター整備事業債	△ 3,500
水道施設整備事業債	△ 13,800	土地改良事業債	△ 12,700
林道整備事業債	△ 400	治山事業債	△ 12,300
水産業施設整備事業債	△ 800	急傾斜地崩壊対策事業債	△ 18,300
土木管理事業債	3,000	道路整備事業債	△ 11,200
橋りょう整備事業債	7,200	消防防災施設整備事業債	△ 16,300
認定こども園整備事業債	△ 26,600	新文化会館整備事業債	△ 18,600
保健体育施設整備事業債	△ 27,000		

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	270,718	△ 2,037	268,681
2	総 務 費	8,079,934	△ 69,544	8,010,390
3	民 生 費	15,030,276	△ 293,111	14,737,165
4	衛 生 費	5,385,514	△ 111,076	5,274,438

(単位 千円)

主 な 内 容			
議会管理費	△ 650	議会運営活動費	△ 1,387
人件費	65,499	一般管理費	△ 7,341
職員研修事業費	△ 3,265	土地管理費	△ 1,544
基金管理費	△ 9,251	城崎国際アートセンター管理費	△ 2,443
鉄道交通対策事業費	△ 4,960	バス交通対策事業費	△ 4,780
ごみの減量・資源化対策事業費	△ 2,801	行政情報化推進事業費	△ 10,067
D X 推進事業費	△ 11,016	市民プラザ管理費	△ 3,542
城崎振興局プロジェクト事業費	△ 1,212	庁舎管理費 (竹野)	△ 2,120
庁舎管理費 (日高)	△ 1,375	庁舎管理費 (出石)	△ 1,621
但馬空港利用促進事業費	3,320	防犯対策事業費	△ 1,540
コミュニティセンター管理費	△ 4,652	ワークイノベーション推進事業費	△ 1,039
内発型産業育成事業費	△ 9,545	定住推進事業費	△ 9,650
観光事業費	△ 1,073	新規就農総合支援事業費	△ 4,988
英語教育推進事業費	△ 5,034	英語遊び保育推進事業費	△ 1,235
地域おこし協力隊推進事業費	△ 18,493	賦課徴収事務費	△ 1,322
人件費	△ 14,378	福祉事務所費	△ 8,000
特別障害者手当等運営対策事業費	△ 5,126	国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 繰出金	2,306
国民健康保険事業特別会計 (直診勘定) 繰出金	△ 3,911	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費	△ 33,179
知的障害者福祉事業費	△ 7,198	精神障害者福祉事業費	△ 3,808
日高健康福祉センター管理費	△ 1,122	障害者 (児) 自立支援給付事業費	11,283
障害者 (児) 医療給付事業費	△ 11,930	地域生活支援事業費	△ 8,911
障害者基幹相談支援事業費	△ 1,684	住居確保給付金支給事業費	△ 1,403
生活困窮者自立支援金給付事業費	△ 1,780	介護保険事業特別会計繰出金	△ 28,838
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△ 12,479	老人クラブ活動事業費	△ 1,015
住宅改造費助成事業費	△ 3,115	老人福祉事業費	△ 4,050
老人保護措置事業費	△ 9,297	児童扶養手当給付事業費	△ 22,835
児童手当給付事業費	△ 59,085	養育支援訪問事業費	△ 1,579
子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	△ 30,550	市民交流広場及びこども広場管理費	△ 5,712
生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費	△ 1,498	放課後児童クラブ整備事業費	△ 4,847
私立保育園等振興事業費	△ 2,223	子ども子育て支援交付金等事業費	△ 2,391
保育所管理費	△ 3,746	母子生活支援施設措置事業費	△ 5,357
子育て世帯への家計応援給付金支給事業費	△ 3,107		
人件費	3,616	総合健康ゾーン運営事業費	△ 1,188
健康行動計画策定事業費	△ 1,178	健康診査事業費	△ 10,853
母子保健事業費	△ 1,181	歩いて暮らすまちづくり推進事業費	△ 1,100
クリーン作戦推進事業費	542	斎場管理費	△ 6,429
公立豊岡病院組合負担金	△ 11,269	診療所事業特別会計繰出金	△ 14,963
水道事業会計負担金	△ 13,790	塵芥処理事業費	△ 40,663
旧清掃施設管理費	△ 7,779	し尿処理費	△ 1,428

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
6	農 林 水 産 業 費	2,191,734	△ 111,411	2,080,323
7	商 工 費	3,173,993	△ 280,743	2,893,250
8	土 木 費	5,736,873	△ 68,841	5,668,032
9	消 防 費	1,606,120	△ 26,351	1,579,769
10	教 育 費	4,470,816	△ 158,706	4,312,110
13	諸 支 出 金	30,925	3,338	34,263
歳 出 合 計		52,416,409	△ 1,118,482	51,297,927

主 な 内 容			
人件費	△ 250	農業振興事業費	△ 6,560
有害鳥獣駆除対策事業費	△ 1,709	鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 11,111
多面的機能支払事業費	△ 10,216	農業用施設管理費	△ 54,531
基盤整備促進事業費	△ 2,247	ポンプ場管理費	1,370
林業総務費	△ 1,799	市行造林事業費	△ 2,061
森林管理100%作戦推進事業費	△ 2,247	治山事業費	△ 14,111
松くい虫防除事業費	△ 1,008	森林環境整備事業費	△ 1,901
水産業振興事業費	△ 1,013		
人件費	△ 217	商工振興事業費	△ 248,520
産業用地整備事業費	△ 24,908	観光事業費	△ 4,048
人件費	△ 281	急傾斜地崩壊対策事業費	△ 18,268
道路橋りょう総務費	△ 1,000	道路維持事業費	△ 10,955
片鍋一日市線道路改良事業費	△ 9,000	藤井中森線道路改良事業費	△ 3,000
栃江橋整備事業費	△ 4,000	上野橋整備事業費	19,000
交通安全施設整備事業費	△ 2,050	海岸環境整備事業費	△ 4,113
公園管理費	△ 1,170	下水道事業会計負担金	△ 8,320
住宅管理費	△ 4,397	住宅耐震改修促進事業費	△ 11,494
老朽危険空家対策事業費	△ 7,714		
人件費	△ 2,564	非常備消防事業費	△ 3,202
防火水槽整備事業費	△ 9,696	日高分署消防設備・施設整備事業費	△ 3,247
災害対策事業費	△ 6,709		
人件費	△ 14,911	認定こども園運営事業費	△ 4,722
認定こども園整備事業費	△ 28,128	学校施設管理費（小）	△ 11,728
学校保健安全管理費（小）	△ 2,717	通学補助事業費（小）	△ 1,000
要保・準要保護児童関係事業費（小）	△ 4,189	小学校体験活動事業費	△ 2,000
学校施設整備事業費（小）	△ 3,380	学校施設管理費（中）	△ 3,278
通学補助事業費（中）	△ 3,000	要保・準要保護生徒関係事業費（中）	△ 3,739
人権教育推進事業費	△ 1,427	伝統的建造物群保存地区保存事業費	△ 1,240
但馬国分寺跡整備事業費	△ 4,815	二十歳を祝う会事業費	△ 1,190
新文化会館整備事業費	△ 23,798	学校開放事業費	△ 1,681
ボート推進事業費	△ 1,332	豊岡総合体育館管理費	△ 26,900
土地取得費	3,338		

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,371,617	△ 12,721	1,358,896
2	給 料	3,052,303	△ 8,625	3,043,678
3	職 員 手 当 等	2,073,101	△ 814	2,072,287
4	共 済 費	1,239,997	△ 12,523	1,227,474
5	災 害 補 償 費	1,736	155	1,891
7	報 償 費	208,681	△ 10,075	198,606
8	旅 費	69,177	△ 13,945	55,232
9	交 際 費	3,063	△ 600	2,463
10	需 用 費	1,760,933	△ 26,255	1,734,678
11	役 務 費	480,874	△ 27,276	453,598
12	委 託 料	7,068,832	△ 408,588	6,660,244
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	304,099	△ 8,787	295,312
14	工 事 請 負 費	2,941,869	△ 147,820	2,794,049
16	公 有 財 産 購 入 費	59,377	△ 949	58,428
17	備 品 購 入 費	375,571	△ 18,284	357,287
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	11,751,478	△ 234,857	11,516,621
19	扶 助 費	7,598,227	△ 112,863	7,485,364
21	補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金	41,622	△ 5,788	35,834
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	6,922,666	△ 731	6,921,935
24	積 立 金	1,600,007	△ 9,251	1,590,756
27	繰 出 金	2,845,408	△ 57,885	2,787,523
歳 出 合 計		52,416,409	△ 1,118,482	51,297,927

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,192,364	37,347	8,229,711
2	物 件 費	9,204,234	△ 446,251	8,757,983
3	維 持 補 修 費	210,182	△ 2,443	207,739
4	扶 助 費	7,598,227	△ 112,863	7,485,364
5	補 助 費 等	11,145,268	△ 228,217	10,917,051
6	普 通 建 設 事 業 費	4,649,192	△ 298,919	4,350,273
(1)	補 助 事 業 費	1,677,005	△ 104,245	1,572,760
(2)	単 独 事 業 費	2,972,187	△ 194,674	2,777,513
10	積 立 金	1,600,007	△ 9,251	1,590,756
13	繰 出 金	2,845,408	△ 57,885	2,787,523
歳 出 合 計		52,416,409	△ 1,118,482	51,297,927

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位:千円)

事業名	予算額	特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
総務費	一般管理費	△ 2,732			△ 2,732	
	鉄道交通対策事業費	△ 4,811		△ 4,800	△ 11	
	バス交通対策事業費	△ 4,345		△ 4,400	55	
	コウノトリ文化館管理費	△ 941	△ 942		1	
	市民プラザ管理費	△ 1,450		△ 1,600	150	
	城崎振興局プロジェクト事業費	△ 1,212		△ 1,200	△ 12	
	庁舎管理費(竹野)	△ 2,120		△ 2,000	△ 120	
	庁舎管理費(日高)	△ 1,276			△ 1,276	
	庁舎管理費(出石)	△ 1,000			△ 1,000	
	コミュニティセンター管理費	△ 3,909		△ 3,500	△ 409	
小計	△ 23,796	△ 942	△ 17,500		△ 5,354	
民生費	知的障害者福祉事業費	△ 7,086			△ 7,086	
	日高健康福祉センター管理費	△ 1,122			△ 1,122	
	住宅改造費助成事業費	△ 3,115	△ 1,558		△ 1,557	
	放課後児童クラブ整備事業費	△ 4,847	△ 3,766		△ 1,100	19
	保育所管理費	△ 3,449				△ 3,449
	児童保育運営事業費	△ 500				△ 500
小計	△ 20,119	△ 5,324		△ 8,186	△ 6,609	
衛生費	浄化槽設置事業費	△ 793	△ 264			△ 529
小計	△ 793	△ 264			△ 529	
農林水産業費	農業振興事業費	△ 3,052	△ 3,052			
	鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 11,111			△ 9,429	△ 1,682
	法人化・高度化促進施設整備事業費	△ 263	△ 175			△ 88
	農業用施設管理費	△ 54,531	△ 38,209	△ 14,800		△ 1,522
	基盤整備促進事業費	△ 2,247	△ 147	2,100	△ 1,250	△ 2,950
	市行造林事業費	△ 2,061	△ 347		322	△ 2,036
	森林管理100%作戦推進事業費	△ 2,234			△ 9,064	6,830
	治山事業費	△ 14,111		△ 12,300	△ 5	△ 1,806
	林道管理費	△ 394		△ 400		6
	水産業振興事業費	△ 839		△ 800		△ 39
小計	△ 90,843	△ 41,930	△ 26,200	△ 19,426	△ 3,287	

<普通建設事業>

(単位:千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
商工費	産業用地整備事業費	△ 24,839				△ 24,839
	観光施設管理費	△ 127	△ 127			
小計		△ 24,966	△ 127			△ 24,839
土木費	急傾斜地崩壊対策事業費	△ 17,485		△ 18,300	135	680
	道路維持事業費	△ 10,955		△ 8,200		△ 2,755
	片鍋一日市線道路改良事業費	△ 9,000				△ 9,000
	藤井中森線道路改良事業費	△ 3,000		△ 3,000		
	栃江橋整備事業費	△ 4,000				△ 4,000
	上野橋整備事業費	19,000	10,940	7,200		860
	交通安全施設整備事業費	△ 2,050	△ 9,681			7,631
	河川改良事業費	△ 300				△ 300
	住宅管理費	△ 2,500	△ 3,183		△ 6,637	7,320
	住宅耐震改修促進事業費	△ 9,900	△ 2,750			△ 7,150
小計		△ 40,190	△ 4,674	△ 19,300	△ 6,502	△ 9,714
消防費	非常備消防事業費	△ 2,235		△ 2,300		65
	防火水槽整備事業費	△ 9,696		△ 10,800		1,104
	日高分署消防設備・施設整備事業費	△ 3,247		△ 3,200		△ 47
	水防事業費	△ 933				△ 933
小計		△ 16,111		△ 16,300		189
教育費	認定こども園整備事業費	△ 28,128		△ 26,600		△ 1,528
	学校施設管理費(小学校)	△ 700				△ 700
	文化財保護事業費	△ 885				△ 885
	但馬国分寺跡整備事業費	△ 4,815	△ 4,175			△ 640
	日本・モンゴル民族博物館管理費	△ 605	△ 570			△ 35
	新文化会館整備事業費	△ 20,581		△ 18,600	△ 5,200	3,219
	学校開放事業費	△ 1,681		△ 1,100	△ 417	△ 164
	出石海洋センター管理費	△ 927		△ 800		△ 127
	豊岡総合体育館管理費	△ 26,900		△ 25,100	△ 1,800	
	豊岡市民グラウンド管理費				407	△ 407
	給食センター管理費	△ 217				△ 217
小計		△ 85,439	△ 4,745	△ 72,200	△ 7,010	△ 1,484
諸支出金	土地取得費	3,338			3,338	
小計		3,338			3,338	
合計		△ 298,919	△ 58,006	△ 151,500	△ 37,786	△ 51,627

一般会計地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率90%)	土地改良事業	農地整備事業費負担金(下鶴井地区)	△ 900
		農免農道安全対策事業	△ 11,600
		農地整備事業(トンネル照明施設更新)	△ 3,200
		農道橋耐震化事業	△ 900
		農道橋長寿命化事業	3,900
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	△ 3,800
	橋りょう整備事業	上野橋整備事業	7,200
小計			△ 9,300
一般補助施設整備等事業債 (充当率90%)	水産業施設整備事業	水産業施設整備事業	△ 800
小計			△ 800
一般事業債 (充当率100%)	鉄道交通対策事業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	△ 4,800
小計			△ 4,800
合併特例事業債 (充当率95%)	認定こども園整備事業	(仮称)アートチャイルドケア豊岡認定こども園整備	△ 6,800
		(仮称)蓼川認定こども園整備	△ 19,800
小計			△ 26,600
緊急防災・減災事業債 (充当率100%)	消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車整備	△ 5,500
		防火水槽整備	△ 10,800
	保健体育施設整備事業	豊岡総合体育館整備	△ 9,400
小計			△ 25,700

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%)	市民プラザ整備事業	市民プラザ整備事業	△ 1,600
	コミュニティセンター整備事業	日高地区コミュニティセンター整備	△ 500
		清滝地区コミュニティセンター整備	△ 3,000
	新文化会館整備事業	新文化会館整備事業	△ 18,600
	保健体育施設整備事業	出石海洋センター整備	△ 800
		五荘小学校夜間照明整備	△ 1,100
		豊岡総合体育館整備	△ 15,700
小 計			△ 41,300
緊急自然災害 防止対策債 (充当率100%)	林道整備事業	シンプシ線整備	△ 400
	治山事業	林地崩壊対策事業	△ 12,300
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	△ 14,500
	土木管理事業	江原樋門整備	3,000
小 計			△ 24,200
辺地対策事業債 (充当率100%)	道路整備事業	道路防災事業	2,800
		道路構造物長寿命化事業	△ 100
		藤井中森線整備事業	△ 3,000
小 計			△ 300
過疎対策事業債 (充当率100%)	バス交通対策事業	イナカー整備	△ 4,400
	庁舎整備事業	竹野庁舎整備	△ 2,000
	地域振興事業	太鼓橋整備	△ 1,200
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 7,300
		道路構造物長寿命化事業	△ 3,600
小 計			△ 18,500
一般会計出資債 (充当率100%)	水道施設整備事業	水道会計負担金(城崎・港給水区配水施設整備等)	△ 13,800
小 計			△ 13,800
合 計			△ 165,300

第17号議案

令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第5号）

令和4年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,428千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,983,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税		1,560,898	△13,980	1,546,918
	1. 国民健康保険税	1,560,898	△13,980	1,546,918
2. 使用料及び手数料		900	△100	800
	1. 手 数 料	900	△100	800
4. 県 支 出 金		6,669,757	△42,576	6,627,181
	1. 県 補 助 金	6,669,757	△42,576	6,627,181
5. 財 産 収 入		350	20	370
	1. 財 産 運 用 収 入	350	20	370
6. 繰 入 金		671,940	△1,894	670,046
	1. 他 会 計 繰 入 金	667,740	2,306	670,046
	2. 基 金 繰 入 金	4,200	△4,200	0
8. 諸 収 入		8,025	102	8,127
	4. 雑 入	4,511	102	4,613
歳 入 合 計		9,042,403	△58,428	8,983,975

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		135,125	△166	134,959
	1. 総 務 管 理 費	125,983	△166	125,817
2. 保 険 給 付 費		6,194,680	△50,000	6,144,680
	2. 高 額 療 養 費	871,497	△50,000	821,497
8. 保 健 事 業 費		129,495	△12,361	117,134
	2. 特定健康診査等事業費	108,054	△12,361	95,693
9. 基 金 積 立 金		49,500	△10,009	39,491
	1. 基 金 積 立 金	49,500	△10,009	39,491
11. 諸 支 出 金		71,614	14,108	85,722
	1. 償還金及び還付加算金	64,847	9,826	74,673
	3. 繰 出 金	6,767	4,282	11,049
歳 出 合 計		9,042,403	△58,428	8,983,975

令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算(第5号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,560,898	△13,980	1,546,918
2. 使用料及び手数料	900	△100	800
4. 県支出金	6,669,757	△42,576	6,627,181
5. 財産収入	350	20	370
6. 繰入金	671,940	△1,894	670,046
8. 諸収入	8,025	102	8,127
歳入合計	9,042,403	△58,428	8,983,975

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	135,125	△166	134,959
2. 保険給付費	6,194,680	△50,000	6,144,680
3. 国民健康保険事業費納付金	2,441,889	0	2,441,889
8. 保健事業費	129,495	△12,361	117,134
9. 基金積立金	49,500	△10,009	39,491
11. 諸支出金	71,614	14,108	85,722
歳出合計	9,042,403	△58,428	8,983,975

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△266	100
△50,000			
4,511		2,472	△6,983
△2,246			△10,115
1,052		122	△11,183
4,107			10,001
△42,576	0	2,328	△18,180

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,560,248	△13,800	1,546,448
2. 退職被保険者等国民健康保険税	650	△180	470
計	1,560,898	△13,980	1,546,918

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 督促手数料	900	△100	800
計	900	△100	800

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,669,757	△42,576	6,627,181
計	6,669,757	△42,576	6,627,181

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	医療給付費分現年課税分	△9,200	医療給付費 △9,200
2.	後期高齢者支援金分現年課税分	△5,600	後期高齢者支援金 △5,600
3.	介護納付金分現年課税分	△11,500	介護納付金 △11,500
4.	医療給付費分滞納繰越分	8,000	医療給付費 8,000
5.	後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,500	後期高齢者支援金 2,500
6.	介護納付金分滞納繰越分	2,000	介護納付金 2,000
4.	医療給付費分滞納繰越分	△150	医療給付費 △150
5.	後期高齢者支援金分滞納繰越分	△10	後期高齢者支援金 △10
6.	介護納付金分滞納繰越分	△20	介護納付金 △20

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	保険税督促手数料	△100	督促手数料 △100

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	普通交付金	△50,000	普通交付金 △50,000
2.	特別交付金	7,424	保険者努力支援分 3,317 特別調整交付金 4,107

(款) 5. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	350	20	370
計	350	20	370

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	667,740	2,306	670,046
計	667,740	2,306	670,046

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 基金繰入金	4,200	△4,200	0
計	4,200	△4,200	0

(款) 8. 諸収入

(項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
7. 雑入	1	102	103
計	4,511	102	4,613

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 利子及び配当金	20	国民健康保険財政調整基金利子	20

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	1,182	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	1,182
2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	1,290	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	1,290
4. 職員給与費等繰入金	△166	職員給与費等繰入金	△166

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 基金繰入金	△4,200	国民健康保険財政調整基金繰入金	△4,200

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入	102	雑入	102

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	125,983	△166	125,817			△166	
計	125,983	△166	125,817			△166	

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 賦 課 徴 収 費	8,900	0	8,900			△100	100
計	8,900	0	8,900			△100	100

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者高額療養費	871,037	△50,000	821,037	△50,000			
計	871,497	△50,000	821,497	△50,000			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者医療給付費分	1,688,211	0	1,688,211	4,511		2,472	△6,983
計	1,690,697	0	1,690,697	4,511		2,472	△6,983

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△166	人件費 一般職給 一般職員	△166 △166 △166

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			財源更正	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付		△50,000	保険給付事業費 【市民課】 高額療養費	△50,000 △50,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			財源更正	

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定健康診査等事業費	108,054	△12,361	95,693	△2,246			△10,115
計	108,054	△12,361	95,693	△2,246			△10,115

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	49,500	△10,009	39,491	1,052		122	△11,183
計	49,500	△10,009	39,491	1,052		122	△11,183

(款) 11. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 償還金	52,157	9,826	61,983				9,826
計	64,847	9,826	74,673				9,826

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 共 済 費	△451	人件費 △451 共済組合負担金 △361
8. 旅 費	△35	健保、厚生年金保険料 △90
12. 委 託 料	△11,854	特定健康診査事業費 【健康増進課】 △4,154 業務委託料 △4,154 特定健康診査業務
13. 使用料及び賃借料	△21	特定保健指導事業費 【健康増進課】 △7,756 普通旅費 △35 事業委託料 △7,700 特定保健指導事業 通行料 △17 駐車料 △4

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積 立 金	△10,009	基金積立金 【市民課】 △10,009 国民健康保険財政調整基金積立金 △10,029 国民健康保険財政調整基金積立金 (利子) 20

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引	9,826	返納金 【市民課】 9,826 償還金 9,826 保険給付費等交付金償還金 9,826

(款) 11. 諸支出金

(項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 繰出金	6,767	4,282	11,049	4,107			175
計	6,767	4,282	11,049	4,107			175

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金	4,282	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【市民課】	4,282
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	4,282

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(11) 17	18,665	63,425	36,123	118,213	23,920	142,133	
補正前	(11) 17	18,665	63,591	36,123	118,379	24,371	142,750	
比 較	(0) 0	0	△ 166	0	△ 166	△ 451	△ 617	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,056	758	2,205		107
	補正前	1,056	758	2,205		107
	比 較	0	0	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	2,419			1,722	
	補正前	2,419			1,722	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	16,046	10,970	840		
	補正前	16,046	10,970	840		
	比 較	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(17)		63,425	31,951	95,376	20,370	115,746	
補 正 前	(17)		63,591	31,951	95,542	20,731	116,273	
比 較	(0)		△ 166	0	△ 166	△ 361	△ 527	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,056	758	1,414		107
	補 正 前	1,056	758	1,414		107
	比 較	0	0	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,419			1,722	
	補 正 前	2,419			1,722	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	12,665	10,970	840		
	補 正 前	12,665	10,970	840		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(11)	18,665		4,172	22,837	3,550	26,387	
補 正 前	(11)	18,665		4,172	22,837	3,640	26,477	
比 較	(0)	0		0	0	△ 90	△ 90	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			791		
	補 正 前			791		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3,381				
	補 正 前	3,381				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 166	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 166	職員の変動によるもの △ 166 千円	
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

第18号議案

令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第4号）

令和4年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,812千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,227千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使
用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 診 療 収 入		61,944	△8,360	53,584
	1. 外 来 収 入	57,335	△6,900	50,435
	2. そ の 他 診 療 収 入	4,609	△1,460	3,149
2. 使用料及び手数料		396	77	473
	1. 使 用 料	38	△13	25
	2. 手 数 料	358	90	448
4. 県 支 出 金		495	1,691	2,186
	1. 県 補 助 金	495	1,691	2,186
5. 繰 入 金		35,641	371	36,012
	1. 他 会 計 繰 入 金	35,641	371	36,012
7. 諸 収 入		415	△291	124
	2. 雑 入	415	△291	124
8. 市 債		3,400	△1,300	2,100
	1. 市 債	3,400	△1,300	2,100
歳 入 合 計		110,039	△7,812	102,227

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		66,302	△1,822	64,480
	1. 総 務 管 理 費	66,302	△1,822	64,480
2. 医 業 費		35,878	△5,990	29,888
	1. 医 業 費	35,878	△5,990	29,888
歳 出 合 計		110,039	△7,812	102,227

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理費	6,713
計			6,713

第 3 表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
機械器具整備事業費	3,000	1,700
〔資母診療所医療用機械器具〕	〔 3,000 〕	〔 1,700 〕
計	3,000	1,700

令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(直診勘定)補正予算(第4号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	61,944	△8,360	53,584
2. 使用料及び手数料	396	77	473
4. 県支出金	495	1,691	2,186
5. 繰入金	35,641	371	36,012
7. 諸収入	415	△291	124
8. 市債	3,400	△1,300	2,100
歳入合計	110,039	△7,812	102,227

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	66,302	△1,822	64,480
2. 医療費	35,878	△5,990	29,888
歳出合計	110,039	△7,812	102,227

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,691	△1,300	△214	△1,999
			△5,990
1,691	△1,300	△214	△7,989

2. 歳 入

(款) 1. 診療収入

(項) 1. 外来収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険診療報酬収入	7,419	△630	6,789
2. 社会保険診療報酬収入	4,547	390	4,937
3. 後期高齢者診療報酬収入	36,717	△6,420	30,297
5. 一部負担金収入	7,528	△500	7,028
6. その他診療報酬収入	1,124	260	1,384
計	57,335	△6,900	50,435

(款) 1. 診療収入

(項) 2. その他診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. その他診療収入	4,609	△1,460	3,149
計	4,609	△1,460	3,149

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
1. 使用料	38	△13	25
計	38	△13	25

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 手数料	358	90	448
計	358	90	448

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△630	診療報酬収入 △630
1. 現年度分		390	診療報酬収入 390
1. 現年度分		△6,420	診療報酬収入 △6,420
1. 現年度分		△500	一部負担金収入 △500
1. 現年度分		260	その他診療報酬収入 260

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△1,460	予防接種料収入 △1,460

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 使用料		△13	自動車使用料 △13

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 手数料		90	診断書等文書料 90

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	495	1,691	2,186
計	495	1,691	2,186

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	34,141	△3,911	30,230
2. 事業勘定繰入金	1,500	4,282	5,782
計	35,641	371	36,012

(款) 7. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 雑入	415	△291	124
計	415	△291	124

(款) 8. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 医療債	3,000	△1,300	1,700
計	3,400	△1,300	2,100

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	県補助金	1,691	設備整備事業補助金	1,691

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	一般会計繰入金	△3,911	一般会計繰入金	△3,911
1.	事業勘定繰入金	4,282	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金	4,282

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	雑入	△291	投薬容器代 医療提供体制設備整備交付金	30 △321

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	医療債	△1,300	機械器具整備事業債 医療用機械器具	△1,300 △1,300

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	66,302	△1,822	64,480	1,691	△1,300	△214	△1,999
計	66,302	△1,822	64,480	1,691	△1,300	△214	△1,999

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 医 療 用 衛 生 材 料 費	28,000	△5,990	22,010				△5,990
計	35,878	△5,990	29,888				△5,990

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	1,073	人件費	313
		特殊勤務手当	1,073
16. 公有財産購入費	△2,135	負担金	△760
		退職手当組合	△760
18. 負担金、補助及び交付金	△760	一般管理費 【健康増進課】	△2,135
		土地購入費	△2,135
		診療所用地	△2,135

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	△5,990	医療用衛生材料費 【健康増進課】	△5,990
		医薬材料費	△5,990

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5)		16,117	16,084	32,201	3,720	35,921	
補正前	(5)		16,117	15,011	31,128	3,720	34,848	
比較	(0)		0	1,073	1,073	0	1,073	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78		363	456	9,903
	補正前	78		363	456	8,830
	比較	0		0	0	1,073
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	228			755	
	補正前	228			755	
	比較	0			0	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,110	1,191			
	補正前	3,110	1,191			
	比較	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1)		6,494	13,965	20,459	1,163	21,622	
補正前	(1)		6,494	12,892	19,386	1,163	20,549	
比較	(0)		0	1,073	1,073	0	1,073	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78			456	9,903
	補正前	78			456	8,830
	比較	0			0	1,073
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	228			755	
	補正前	228			755	
	比較	0			0	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,354	1,191			
	補正前	1,354	1,191			
	比較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(4)		9,623	2,119	11,742	2,557	14,299	
補 正 前	(4)		9,623	2,119	11,742	2,557	14,299	
比 較	(0)		0	0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			363		
	補 正 前			363		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	1,756				
	補 正 前	1,756				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0	0千円		
職 員 手 当	1,073	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	1,073	扶養手当	千円	
				住居手当	千円	
				通勤手当	千円	
				単身赴任手当	千円	
				特殊勤務手当	1,073千円	
				時間外勤務手当	千円	
				休日勤務手当	千円	
				夜間勤務手当	千円	
				管理職手当	千円	
				管理職員特別勤務手当	千円	
				期末手当	千円	
				勤勉手当	千円	
児童手当	千円					

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
施設整備事業債	209	0	0	0	0
機械器具整備 事業債	4,708	4,500	3,000	△ 1,300	1,700
過疎対策事業債 〔過疎地域持続的 発展特別事業分〕	0	0	400	0	400
合 計	4,917	4,500	3,400	△ 1,300	2,100

(単位 千円)

当該年度中 元金償還見込額	当該年度末現在高見込額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
0	0	0	0
0	7,500	△ 1,300	6,200
0	400	0	400
0	7,900	△ 1,300	6,600

第19号議案

令和4年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)

令和4年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,146千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,327,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料		978,657	△7,669	970,988
	1. 後期高齢者医療保険料	978,657	△7,669	970,988
4. 繰 入 金		338,722	△12,479	326,243
	1. 一般会計繰入金	338,722	△12,479	326,243
6. 諸 収 入		1,537	2	1,539
	1. 延滞金、加算金及び過料	11	2	13
歳 入 合 計		1,347,391	△20,146	1,327,245

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		1,309,679	△20,146	1,289,533
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	1,309,679	△20,146	1,289,533
歳 出	合 計	1,347,391	△20,146	1,327,245

令和4年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第4号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料	978,657	△7,669	970,988
4. 繰 入 金	338,722	△12,479	326,243
6. 諸 収 入	1,537	2	1,539
歳 入 合 計	1,347,391	△20,146	1,327,245

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,309,679	△20,146	1,289,533
歳 出 合 計	1,347,391	△20,146	1,327,245

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△12,477	△7,669
0	0	△12,477	△7,669

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	633,814	13,588	647,402
2. 普通徴収保険料	344,843	△21,257	323,586
計	978,657	△7,669	970,988

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 保険基盤安定繰入金	303,533	△12,479	291,054
計	338,722	△12,479	326,243

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 延滞金	10	2	12
計	11	2	13

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	13,588	現年度分特別徴収保険料	13,588
1. 現年度分	△21,757	現年度分普通徴収保険料	△21,757
2. 滞納繰越分	500	滞納繰越分普通徴収保険料	500

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 保険基盤安定繰入金	△12,479	保険基盤安定繰入金	△12,479

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 延滞金	2	保険料滞納延滞金	2

3. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,309,679	△20,146	1,289,533			△12,477	△7,669
計	1,309,679	△20,146	1,289,533			△12,477	△7,669

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△20,146	後期高齢者医療広域連合納付金 【市民課】 納付金 納付金
		△20,146 △20,146 △20,146

第20号議案

令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第6号)

令和4年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242,803千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,169,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		2,522,653	△37,581	2,485,072
	2. 国 庫 補 助 金	885,103	△37,581	847,522
4. 支 払 基 金 交 付 金		2,563,447	△179,895	2,383,552
	1. 支 払 基 金 交 付 金	2,563,447	△179,895	2,383,552
5. 県 支 出 金		1,402,587	△65,182	1,337,405
	1. 県 負 担 金	1,311,781	△60,658	1,251,123
	2. 県 補 助 金	90,806	△4,524	86,282
7. 繰 入 金		1,695,188	39,929	1,735,117
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,660,472	△28,838	1,631,634
	2. 基 金 繰 入 金	34,716	68,767	103,483
9. 諸 収 入		16,623	△74	16,549
	3. 雑 入	16,610	△74	16,536
歳 入 合 計		10,411,966	△242,803	10,169,163

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		309,958	△7,208	302,750
	1. 総 務 管 理 費	258,957	△977	257,980
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	45,426	△6,231	39,195
2. 保 險 給 付 費		9,074,871	△216,000	8,858,871
	1. 介 護 サービス 等 諸 費	8,343,808	△216,000	8,127,808
3. 地 域 支 援 事 業 費		643,622	△19,595	624,027
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス 事 業 費	391,231	△13,892	377,339
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	37,036	△2,591	34,445
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	214,263	△3,112	211,151
歳 出 合 計		10,411,966	△242,803	10,169,163

令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第6号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	2,522,653	△37,581	2,485,072
4. 支払基金交付金	2,563,447	△179,895	2,383,552
5. 県支出金	1,402,587	△65,182	1,337,405
7. 繰入金	1,695,188	39,929	1,735,117
9. 諸収入	16,623	△74	16,549
歳入合計	10,411,966	△242,803	10,169,163

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	309,958	△7,208	302,750
2. 保険給付費	9,074,871	△216,000	8,858,871
3. 地域支援事業費	643,622	△19,595	624,027
歳出合計	10,411,966	△242,803	10,169,163

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△7,208	
△88,852		△133,412	6,264
△13,911		580	△6,264
△102,763	0	△140,040	0

2. 歳 入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 調整交付金	662,465	△28,194	634,271
2. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	113,232	△4,552	108,680
3. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	76,769	△4,835	71,934
計	885,103	△37,581	847,522

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費交付金	2,450,215	△175,343	2,274,872
2. 地域支援事業支援交付金	113,232	△4,552	108,680
計	2,563,447	△179,895	2,383,552

(款) 5. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1,311,781	△60,658	1,251,123
計	1,311,781	△60,658	1,251,123

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	52,422	△2,107	50,315
2. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	38,384	△2,417	35,967
計	90,806	△4,524	86,282

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	△28,194	普通調整交付金 特別調整交付金	△28,381 187
1. 現年度分	△4,552	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△4,552
1. 現年度分	△4,835	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	△4,835

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	△175,343	介護給付費交付金	△175,343
1. 現年度分	△4,552	地域支援事業交付金	△4,552

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	△60,658	介護給付費負担金	△60,658

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	△2,107	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△2,107
1. 現年度分	△2,417	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	△2,417

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	1,134,358	△27,000	1,107,358
2. 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	60,088	△1,629	58,459
3. 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	39,460	6,999	46,459
5. その他一般会計繰入金	314,431	△7,208	307,223
計	1,660,472	△28,838	1,631,634

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費準備基金繰入金	34,716	68,767	103,483
計	34,716	68,767	103,483

(款) 9. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
2. 返納金	1	1	2
3. 雑入	16,608	△75	16,533
計	16,610	△74	16,536

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	現年度分	△27,000	介護給付費繰入金	△27,000
1.	現年度分	△1,629	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△1,629
1.	現年度分	6,999	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	6,999
1.	職員給与費等繰入金	△977	職員給与費等繰入金	△977
2.	事務費繰入金	△6,231	事務費繰入金	△6,231

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	介護給付費準備基金繰入金	68,767	介護給付費準備基金繰入金	68,767

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	返納金	1	不当利得返納金	1
1.	雑入	△75	利用者負担金 参加者負担金	30 △105

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	258,081	△977	257,104			△977	
計	258,957	△977	257,980			△977	

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護認定審査会費	12,853	△631	12,222			△631	
2. 認 定 調 査 等 費	32,573	△5,600	26,973			△5,600	
計	45,426	△6,231	39,195			△6,231	

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 居宅介護サービス 給 付 費	3,218,489	△150,000	3,068,489	△90,922		△99,778	40,700
3. 地域密着型介護サ ービス給付費	1,846,493	△66,000	1,780,493	△13,306		△15,700	△36,994
5. 施設介護サービス 給 付 費	2,878,668	0	2,878,668	15,092		△14,269	△823
7. 居宅介護福祉用具 購 入 費	7,313	0	7,313	△29		△42	71

介護保険事業特別会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△662	人件費	△977
			会計年度任用職員報酬	△662
4. 共	済 費	△315	パートタイム職員	△662
			共済組合負担金	△69
			健保、厚生年金保険料	△246

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△324	人件費	△324
			委員報酬	△324
7. 報	償 費	△307	介護認定審査会委員	△324
			介護認定審査会費 【高年介護課】	△307
			報償金	△307
11. 役	務 費	△5,600	認定調査等費 【高年介護課】	△5,600
			通信運搬費	△600
			手数料	△5,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付	金	△150,000	保険給付事業費 【高年介護課】	△150,000
			給付金	△150,000
			保険給付費	△150,000
18. 負担金、補助及び交付	金	△66,000	保険給付事業費 【高年介護課】	△66,000
			給付金	△66,000
			保険給付費	△66,000
			財源更正	
			財源更正	

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 居宅介護住宅改修費	17,733	0	17,733	△69		△115	184
9. 居宅介護サービス計画給付費	375,111	0	375,111	△1,422		△1,877	3,299
計	8,343,808	△216,000	8,127,808	△90,656		△131,781	6,437

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護予防サービス給付費	155,027	0	155,027	△587		△755	1,342
3. 地域密着型介護予防サービス給付費	19,149	0	19,149	△73		△84	157
5. 介護予防福祉用具購入費	3,628	0	3,628	△14		△23	37
6. 介護予防住宅改修費	19,199	0	19,199	△74		△83	157
7. 介護予防サービス計画給付費	39,544	0	39,544	△150		△186	336
計	236,549	0	236,549	△898		△1,131	2,029

(款) 2. 保険給付費

(項) 3. その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 審査支払手数料	6,816	0	6,816	△26		△33	59
計	6,816	0	6,816	△26		△33	59

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(款) 2. 保険給付費

(項) 4. 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 高額介護サービス費	174,836	0	174,836	△662		△870	1,532
2. 高額介護予防サービス費	118	0	118	△2		△2	4
計	174,954	0	174,954	△664		△872	1,536

(款) 2. 保険給付費

(項) 5. 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 高額医療合算介護サービス費	21,191	0	21,191	2,128		2,155	△4,283
2. 高額医療合算介護予防サービス費	40	0	40			△1	1
計	21,231	0	21,231	2,128		2,154	△4,282

(款) 2. 保険給付費

(項) 7. 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定入所者介護サービス費	291,125	0	291,125	1,264		△1,750	486
3. 特定入所者介護予防サービス費	388	0	388			1	△1
計	291,513	0	291,513	1,264		△1,749	485

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	352,346	△13,892	338,454	△5,281		△5,610	△3,001
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	38,885	0	38,885	118		12	△130
計	391,231	△13,892	377,339	△5,163		△5,598	△3,131

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般介護予防事業費	37,036	△2,591	34,445	△1,324		△763	△504
計	37,036	△2,591	34,445	△1,324		△763	△504

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 任意事業費	39,755	△2,911	36,844	△4,920		3,638	△1,629

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11. 役 務 費		△250	支え合い通所介護事業費 【高年介護課】	△8,909
			事業委託料	△8,909
12. 委 託 料		△13,642	支え合い通所介護事業	
			通所型介護予防事業費 【高年介護課】	△250
			手数料	△250
			支え合い生活支援サービス事業費 【高年介護課】	△4,733
			事業委託料	△4,733
			支え合い生活支援サービス事業	
			財源更正	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬		△2,003	人件費	△2,003
			会計年度任用職員報酬	△2,003
7. 報 償 費		△100	歯科衛生士	△17
			指導員	△1,781
8. 旅 費		△63	栄養士	△156
			保健師	△49
10. 需 用 費		△425	介護予防普及啓発事業費 【健康増進課】	△100
			報償金	△100
			認知症予防事業費 【高年介護課】	△113
			費用弁償	△63
			印刷製本費	△50
			地域介護予防活動支援事業費 【健康増進課】	△375
			消耗品費	△375

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅 費		△209	家族介護支援事業費 【高年介護課】	△320
			事業委託料	△320
12. 委 託 料		△281	家族介護支援事業	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(任意事業費)							
5. 在宅医療・介護連携推進事業費	3,310	△201	3,109	△120		△40	△41
6. 生活支援体制整備事業費	27,842	0	27,842	△2,222		2,860	△638
7. 認知症総合支援事業費	14,435	0	14,435	△319		446	△127
10. 地域包括支援センター運営事業費	128,733	0	128,733	157		37	△194
計	214,263	△3,112	211,151	△7,424		6,941	△2,629

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△2,721	家族介護用品支給事業費 【高年介護課】 300 家族介護用品給付費 300 成年後見制度利用支援事業費 【高年介護課】 △2,500 補助金 △2,500 成年後見人等報酬助成金 △2,500 介護サービス相談員派遣事業費 【高年介護課】 △430 費用弁償 △111 普通旅費 △98 負担金 △221 介護サービス相談員研修 △221 食の自立支援事業費 【高年介護課】 39 事業委託料 39 食の自立支援事業
19. 扶助費	300	
7. 報償費	△150	在宅医療・介護連携推進事業費 【高年介護課】 △201 報償金 △150
8. 旅費	△51	費用弁償 △51
		財源更正
		財源更正
		財源更正

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	56	10,908			10,908	52	10,960	
	計	56	10,908			10,908	52	10,960	
補正前	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	56	11,232			11,232	52	11,284	
	計	56	11,232			11,232	52	11,284	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	0	△ 324			△ 324	0	△ 324	
	計	0	△ 324			△ 324	0	△ 324	

2 一般職

(1) 総 括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(78 21)	80,339	79,244	65,583	225,166	41,395	266,561	
補正前	(78 21)	83,004	79,244	65,583	227,831	41,710	269,541	
比 較	(0 0)	△ 2,665	0	0	△ 2,665	△ 315	△ 2,980	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,934	1,360	4,889		
	補正前	2,934	1,360	4,889		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	8,033			1,148	
	補正前	8,033			1,148	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	31,272	13,957	1,990		
	補正前	31,272	13,957	1,990		
	比 較	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(21)		79,244	47,881	127,125	26,107	153,232	
補 正 前	(21)		79,244	47,881	127,125	26,107	153,232	
比 較	(0)		0	0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,934	1,360	2,204		
	補 正 前	2,934	1,360	2,204		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	8,033			1,148	
	補 正 前	8,033			1,148	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	16,255	13,957	1,990		
	補 正 前	16,255	13,957	1,990		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(78)	80,339		17,702	98,041	15,288	113,329	
補 正 前	(78)	83,004		17,702	100,706	15,603	116,309	
比 較	(0)	△ 2,665		0	△ 2,665	△ 315	△ 2,980	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			2,685		
	補 正 前			2,685		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	15,017				
	補 正 前	15,017				
	比 較	0				

第21号議案

令和4年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第5号)

令和4年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,708千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所収入		23,015	△1,374	21,641
	1. 診 療 収 入	3,952	△846	3,106
	2. 使用料及び手数料	31	△31	0
	6. 繰 入 金	18,709	△605	18,104
	9. 諸 収 入	323	108	431
2. 森本診療所収入		86,586	△2,151	84,435
	1. 診 療 収 入	50,009	4,000	54,009
	4. 県 支 出 金	0	1,674	1,674
	7. 繰 入 金	32,686	△6,004	26,682
	9. 諸 収 入	325	△321	4
	10. 市 債	3,200	△1,500	1,700
3. 神鍋診療所収入		82,842	△7,355	75,487
	1. 診 療 収 入	52,283	△7,000	45,283
	4. 県 支 出 金	2,029	1,848	3,877
	7. 繰 入 金	25,770	△1,382	24,388
	9. 諸 収 入	326	△321	5
	10. 市 債	2,100	△500	1,600
4. 高橋診療所収入		73,591	△828	72,763
	1. 診 療 収 入	37,463	5,930	43,393
	2. 使用料及び手数料	252	△51	201
	4. 県 支 出 金	1,000	1,742	2,742
	7. 繰 入 金	31,334	△6,683	24,651
	9. 諸 収 入	342	△266	76
	10. 市 債	3,200	△1,500	1,700
5. 但東歯科診療所収入		16,816	0	16,816
	1. 診 療 収 入	12,172	140	12,312
	7. 繰 入 金	4,302	△289	4,013
	9. 諸 収 入	342	149	491

診療所事業特別会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	301,307	△11,708	289,599

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		22,915	△1,374	21,541
	2. 医 業 費	2,347	△1,374	973
2. 森本診療所費		86,486	△2,151	84,335
	1. 総 務 費	51,267	△151	51,116
	2. 医 業 費	34,245	△2,000	32,245
3. 神鍋診療所費		82,742	△7,355	75,387
	1. 総 務 費	48,141	△355	47,786
	2. 医 業 費	34,599	△7,000	27,599
4. 高橋診療所費		73,491	△828	72,663
	1. 総 務 費	42,745	632	43,377
	2. 医 業 費	24,364	△1,460	22,904
歳 出 合 計		301,307	△11,708	289,599

第 2 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
診 療 所 整 備 事 業 費	8,500	5,000
〔 森 本 診 療 所 医 療 用 機 械 器 具 〕	〔 3,200 〕	〔 1,700 〕
〔 神 鍋 診 療 所 医 療 用 機 械 器 具 〕	〔 2,100 〕	〔 1,600 〕
〔 高 橋 診 療 所 医 療 用 機 械 器 具 〕	〔 3,200 〕	〔 1,700 〕
計	8,500	5,000

令和4年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第5号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	23,015	△1,374	21,641
2. 森本診療所収入	86,586	△2,151	84,435
3. 神鍋診療所収入	82,842	△7,355	75,487
4. 高橋診療所収入	73,591	△828	72,763
5. 但東歯科診療所収入	16,816	0	16,816
歳入合計	301,307	△11,708	289,599

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	22,915	△1,374	21,541
2. 森本診療所費	86,486	△2,151	84,335
3. 神鍋診療所費	82,742	△7,355	75,387
4. 高橋診療所費	73,491	△828	72,663
5. 但東歯科診療所費	16,716	0	16,716
歳出合計	301,307	△11,708	289,599

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		77	△1,451
1,674	△1,500	△321	△2,004
1,848	△500	△321	△8,382
1,742	△1,500	△317	△753
		149	△149
5,264	△3,500	△733	△12,739

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	3,952	△846	3,106
計	3,952	△846	3,106

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 2. 使用料及び手数料

目	補正前の額	補正額	計
2. 手 数 料	31	△31	0
計	31	△31	0

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 6. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	18,709	△605	18,104
計	18,709	△605	18,104

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑 入	323	108	431
計	323	108	431

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 国民健康保険診療報酬収入		△123	現年度分 △123
2. 社会保険診療報酬収入		△456	現年度分 △456
3. 後期高齢者診療報酬収入		△150	現年度分 △150
4. 一部負担金収入		△117	現年度分 △117

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 手数料		△31	諸証明手数料 △31

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		△605	一般会計繰入金 △605

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		108	医療提供体制設備整備交付金 108

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	50,009	4,000	54,009
計	50,009	4,000	54,009

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県 補 助 金	0	1,674	1,674
計	0	1,674	1,674

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	32,686	△6,004	26,682
計	32,686	△6,004	26,682

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑 入	325	△321	4
計	325	△321	4

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 10. 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 医 業 債	3,200	△1,500	1,700

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
2.	社会保険診療報酬収入	1,300	現年度分	1,300
3.	後期高齢者診療報酬収入	2,700	現年度分	2,700

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	医業費補助金	1,674	医療施設等設備整備費補助金	1,674

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	一般会計繰入金	△6,004	一般会計繰入金	△6,004

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	雑入	△321	医療提供体制設備整備交付金	△321

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	医業債	△1,500	診療所整備事業債 医療用機械器具	△1,500 △1,500

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 10. 市債

目	補正前の額	補正額	計
計	3,200	△1,500	1,700

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	52,283	△7,000	45,283
計	52,283	△7,000	45,283

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県 補 助 金	2,029	1,848	3,877
計	2,029	1,848	3,877

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	25,770	△1,382	24,388
計	25,770	△1,382	24,388

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	△2,000	現年度分 △2,000
2. 社会保険診療報酬収入	1,000	現年度分 1,000
3. 後期高齢者診療報酬収入	△6,800	現年度分 △6,800
4. 一部負担金収入	△1,500	現年度分 △1,500
5. その他診療報酬収入	2,300	現年度分 2,300

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 医療費補助金	1,848	医療施設等設備整備費補助金 1,848

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	△1,382	一般会計繰入金 △1,382

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	326	△321	5
計	326	△321	5

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 10. 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 医療債	2,100	△500	1,600
計	2,100	△500	1,600

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	37,463	5,930	43,393
計	37,463	5,930	43,393

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 2. 使用料及び手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 使用料	26	19	45
2. 手数料	226	△70	156
計	252	△51	201

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入		△321	医療提供体制設備整備交付金 △321

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 医療債		△500	診療所整備事業債 △500 医療用機械器具 △500

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 国民健康保険診療報酬収入		2,370	現年度分 2,370
2. 社会保険診療報酬収入		5,150	現年度分 5,150
3. 後期高齢者診療報酬収入		△1,130	現年度分 △1,130
4. 一部負担金収入		690	現年度分 690
5. その他診療報酬収入		△1,150	現年度分 △1,150

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 使用料		19	自動車使用料 19
1. 手数料		△70	諸証明手数料 △70

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	1,000	1,742	2,742
計	1,000	1,742	2,742

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	31,334	△6,683	24,651
計	31,334	△6,683	24,651

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	342	△266	76
計	342	△266	76

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 10. 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 医療債	3,200	△1,500	1,700
計	3,200	△1,500	1,700

(款) 5. 但東歯科診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	12,172	140	12,312

診療所事業特別会計

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
2.	医業費補助金	1,727	医療施設等設備整備費補助金	1,727
3.	県補助金	15	発熱等診療・検査医療機関等運営支援事業補助金	15

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	一般会計繰入金	△6,683	一般会計繰入金	△6,683

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	雑入	△266	投薬容器代 衛生材料等 医療提供体制設備整備交付金	5 50 △321

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	医業債	△1,500	診療所整備事業債 医療用機械器具	△1,500 △1,500

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	国民健康保険診療報酬収入	150	現年度分	150

(款) 5. 但東齒科診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
(外 来 収 入)			
計	12,172	140	12,312

(款) 5. 但東齒科診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	4,302	△289	4,013
計	4,302	△289	4,013

(款) 5. 但東齒科診療所収入

(項) 9. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑 入	342	149	491
計	342	149	491

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2.	社会保険診療報酬収入	120	現年度分 120
3.	後期高齢者診療報酬収入	300	現年度分 300
4.	一部負担金収入	100	現年度分 100
5.	その他診療報酬収入	△530	現年度分 △530

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	一般会計繰入金	△289	一般会計繰入金 △289

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	雑入	149	医療提供体制設備整備交付金 149

3. 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	20,531	0	20,531			77	△77
計	20,531	0	20,531			77	△77

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	2,347	△1,374	973				△1,374
計	2,347	△1,374	973				△1,374

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	51,267	△151	51,116	1,674	△1,500	△321	△4
計	51,267	△151	51,116	1,674	△1,500	△321	△4

(款) 2. 森本診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	34,245	△2,000	32,245				△2,000
計	34,245	△2,000	32,245				△2,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	△1,374	医業費 【健康増進課】 △1,374 医薬材料費 △1,374

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△151	人件費 △151 負担金 △151 退職手当組合 △151

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	△2,000	医業費 【健康増進課】 △2,000 医薬材料費 △2,000

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	48,141	△355	47,786	1,650	△600	△321	△1,084
計	48,141	△355	47,786	1,650	△600	△321	△1,084

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	34,599	△7,000	27,599	198	100		△7,298
計	34,599	△7,000	27,599	198	100		△7,298

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	42,745	632	43,377	1,742	△1,500	△266	656
計	42,745	632	43,377	1,742	△1,500	△266	656

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	24,364	△1,460	22,904			△51	△1,409

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△355	人件費 負担金 退職手当組合	△355 △355 △355

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△7,000	医業費 【健康増進課】 医薬材料費	△7,000 △7,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		1,140	人件費	632
4. 共済費		49	特殊勤務手当 共済組合負担金	1,140 49
18. 負担金、補助及び交付金		△557	負担金 退職手当組合	△557 △557

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△1,460	医業費 【健康増進課】 医薬材料費	△1,460 △1,460

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	24,364	△1,460	22,904			△51	△1,409

(款) 5. 但東歯科診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	10,251	0	10,251			149	△149
計	10,251	0	10,251			149	△149

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(12) 12	8,666	45,021	48,299	101,986	15,648	117,634	
補正前	(12) 12	8,666	45,021	47,159	100,846	15,599	116,445	
比 較	0 0	0	0	1,140	1,140	49	1,189	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	336		1,337		28,749
	補正前	336		1,337		27,609
	比 較	0		0		1,140
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	298			2,265	
	補正前	298			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	9,735	5,579			
	補正前	9,735	5,579			
	比 較	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(6) 6		30,999	44,140	75,139	11,763	86,902	
補正前	(6) 6		30,999	43,000	73,999	11,714	85,713	
比 較	(0) 0		0	1,140	1,140	49	1,189	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	336		576		28,749
	補正前	336		576		27,609
	比 較	0		0		1,140
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	298			2,265	
	補正前	298			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	6,337	5,579			
	補正前	6,337	5,579			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12) 6	8,666	14,022	4,159	26,847	3,885	30,732	
補 正 前	(12) 6	8,666	14,022	4,159	26,847	3,885	30,732	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			761		
	補 正 前			761		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	3,398				
	補 正 前	3,398				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0	0千円		
職 員 手 当	1,140	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	1,140	扶養手当	千円	
				住居手当	千円	
				通勤手当	千円	
				単身赴任手当	千円	
				特殊勤務手当	1,140千円	
				時間外勤務手当	千円	
				休日勤務手当	千円	
				夜間勤務手当	千円	
				管理職手当	千円	
				管理職員特別勤務手当	千円	
				期末手当	千円	
勤勉手当	千円					
児童手当	千円					

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
森 本 診 療 所 債 整 備 事 業	13,306	11,971	3,200	△ 1,500	1,700
神 鍋 診 療 所 債 整 備 事 業	900	1,900	2,100	△ 500	1,600
高 橋 診 療 所 債 整 備 事 業	59,000	52,844	3,200	△ 1,500	1,700
過疎対策事業債 〔過疎地域持続的 発展特別事業分〕	968	200			
合 計	74,174	66,915	8,500	△ 3,500	5,000

(単位 千円)

当該年度中 元金償還見込額	当該年度末現在高見込額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
866	14,305	△ 1,500	12,805
	4,000	△ 500	3,500
6,367	49,677	△ 1,500	48,177
100	100		100
7,333	68,082	△ 3,500	64,582

第22号議案

令和4年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 財 産 収 入		102,654	8,000	110,654
	1.財 産 売 払 収 入	102,564	8,000	110,564
4. 諸 収 入		1	138	139
	2.雑 入	0	138	138
歳 入 合 計		114,164	8,138	122,302

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		7,713	6,559	14,272
	1. 総 務 管 理 費	7,713	6,559	14,272
2. 施 設 費		55,686	△799	54,887
	1. 施 設 費	55,686	△799	54,887
4. 諸 支 出 金		49,745	2,378	52,123
	1. 繰 出 金	49,745	2,378	52,123
歳 出 合 計		114,164	8,138	122,302

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 施設費	1. 施設費	山宮地場ソーラー事業	12,789
計			12,789

令和4年度豊岡市太陽光発電事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	102,654	8,000	110,654
4. 諸収入	1	138	139
歳入合計	114,164	8,138	122,302

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	7,713	6,559	14,272
2. 施設費	55,686	△799	54,887
4. 諸支出金	49,745	2,378	52,123
歳出合計	114,164	8,138	122,302

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		138	6,421
			△799
			2,378
0	0	138	8,000

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 生産物売払収入	102,564	8,000	110,564
計	102,564	8,000	110,564

(款) 4. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 雑 入	0	138	138
計	0	138	138

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 生産物売払収入	8,000	電力売払収入 但馬空港地場太陽光発電 竹貫地場太陽光発電	8,000 5,000 3,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入	138	市有物件配分金及び共済金 共済金	138 138

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 基金積立金	7,566	6,559	14,125			138	6,421
計	7,713	6,559	14,272			138	6,421

(款) 2. 施設費

(項) 1. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施設管理費	55,686	△799	54,887				△799
計	55,686	△799	54,887				△799

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般会計繰出金	49,745	2,378	52,123				2,378
計	49,745	2,378	52,123				2,378

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	6,559	基金積立金 【生活環境課】 太陽光発電事業基金積立金	6,559 6,559

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
26. 公課費	△799	山宮地場ソーラー事業費 【生活環境課】 消費税及び地方消費税 但馬空港地場ソーラー事業費 【生活環境課】 消費税及び地方消費税 竹貫地場ソーラー事業費 【生活環境課】 消費税及び地方消費税	△60 △60 △401 △401 △338 △338

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金	2,378	一般会計繰出金 【生活環境課】 一般会計繰出金	2,378 2,378

第23号議案

令和4年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,043,019 千円	△ 78,768 千円	964,251 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,258,748 千円	272 千円	2,259,020 千円
第1項 営業収益	1,716,501 千円	272 千円	1,716,773 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,165,874 千円	19,396 千円	2,185,270 千円
第1項 営業費用	1,940,694 千円	△ 868 千円	1,939,826 千円
第2項 営業外費用	211,639 千円	20,264 千円	231,903 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,394,381 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 82,149 千円、過年度分損益勘定留保資金 676,289 千円及び当年度分損益勘定留保資金 635,943 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,369,402 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 75,938 千円、過年度分損益勘定留保資金 676,289 千円及び当年度分損益勘定留保資金 617,175 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	626,285 千円	△ 53,789 千円	572,496 千円
第1項 企業債	445,400 千円	△ 29,500 千円	415,900 千円
第2項 出資金	84,562 千円	△ 13,790 千円	70,772 千円
第4項 補助金	52,722 千円	△ 10,499 千円	42,223 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,020,666 千円	△ 78,768 千円	1,941,898 千円
第1項 建設改良費	1,043,849 千円	△ 78,768 千円	965,081 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	445,400千円	415,900千円
計	445,400千円	415,900千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	157,658 千円	△ 811 千円	156,847 千円

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和4年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第4号)に関する説明書

令和4年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,258,748	272	2,259,020			
1 営業収益	1,716,501	272	1,716,773			
15 その他営業 収益	58,480	272	58,752			
				015 雑収益	272	下水道使用料徴収等受託金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,165,874	19,396	2,185,270			
1 営業費用	1,940,694	△ 868	1,939,826			
05 原水及び浄 水費	300,605	87	300,692			
				105 賞与引当金繰入 額	87	賞与引当金 68 法定福利費引当金 19
10 配水及び給 水費	222,426	△ 138	222,288			
				105 賞与引当金繰入 額	△ 138	賞与引当金 △ 109 法定福利費引当金 △ 29
20 総係費	192,145	△ 817	191,328			
				105 賞与引当金繰入 額	△ 817	賞与引当金 △ 673 法定福利費引当金 △ 144
2 営業外費用	211,639	20,264	231,903			
15 消費税及び 地方消費税	38,898	20,264	59,162			
				155 消費税及び地方 消費税	20,264	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	626,285	△ 53,789	572,496			
1 企業債	445,400	△ 29,500	415,900			
05 企業債	445,400	△ 29,500	415,900	005 企業債	△ 29,500	上水道事業債
2 出資金	84,562	△ 13,790	70,772			
05 他会計出資金	84,562	△ 13,790	70,772	005 一般会計出資金	△ 13,790	
4 補助金	52,722	△ 10,499	42,223			
07 県補助金	52,722	△ 10,499	42,223	005 県補助金	△ 10,499	生活基盤施設耐震化等補助金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	2,020,666	△ 78,768	1,941,898			
1 建設改良費	1,043,849	△ 78,768	965,081			
05 配水施設費	1,043,019	△ 78,768	964,251	040 委託料	△ 4,000	調査業務等
				090 工事請負費	△ 74,825	給配水管布設替等工事
				105 賞与引当金繰入額	57	賞与引当金 56 法定福利費引当金 1

令和4年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	9,278
	減価償却費	1,105,168
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 658
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 153
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	780
	修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,289
	長期前受金戻入額	△ 261,345
	受取利息及び受取配当金	△ 1,500
	支払利息	159,219
	固定資産除却損	75,000
	未収金の増減額 (△は増加)	44,050
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 42,823
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	500
	前受金の増減額 (△は減少)	△ 3
	小計	1,085,224
	利息及び配当金の受取額	1,500
	利息の支払額	△ 159,219
	業務活動によるキャッシュ・フロー	927,505
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,424,807
	有形固定資産の売却による収入	2
	国庫補助金等による収入	43,177
	負担金による収入	43,573
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,338,055
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	853,900
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 976,817
	他会計からの出資による収入	70,772
	豊岡市奨学基金への支出	△ 600
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 52,745
	資金増加額	△ 463,295
	資金期首残高	3,240,104
	資金期末残高	2,776,809

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 17	89	61,005	32,050	93,144	19,852	112,996
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,669	13,511	36,180	7,671	43,851
	合 計	10	() 23	89	83,674	45,561	129,324	27,523	156,847
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 17	89	61,005	32,764	93,858	20,006	113,864
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,669	13,455	36,124	7,670	43,794
	合 計	10	() 23	89	83,674	46,219	129,982	27,676	157,658
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	△ 714	△ 714	△ 154	△ 868
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	56	56	1	57
	合 計	0	() 0	0	0	△ 658	△ 658	△ 153	△ 811

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,328	941	1,625			6,840
	補正前	2,328	941	1,625			6,840
	比 較	0	0	0			0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,205	16,725	13,857	1,040	
	補正前		2,205	17,064	14,176	1,040	
	比 較		0	△ 339	△ 319	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 15	89	57,573	31,188	88,850	19,148	107,998
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,669	13,511	36,180	7,671	43,851
	合 計	10	() 21	89	80,242	44,699	125,030	26,819	151,849
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 15	89	57,573	31,913	89,575	19,303	108,878
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,669	13,455	36,124	7,670	43,794
	合 計	10	() 21	89	80,242	45,368	125,699	26,973	152,672
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	△ 725	△ 725	△ 155	△ 880
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	56	56	1	57
	合 計	0	() 0	0	0	△ 669	△ 669	△ 154	△ 823

() 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,328	941	1,461			6,840
	補正前	2,328	941	1,461			6,840
	比 較	0	0	0			0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,205	16,027	13,857	1,040	
	補正前		2,205	16,377	14,176	1,040	
	比 較		0	△ 350	△ 319	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	2		3,432	862	4,294	704	4,998
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	2		3,432	862	4,294	704	4,998
補正前	損益勘定 支弁職員	2		3,432	851	4,283	703	4,986
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	2		3,432	851	4,283	703	4,986
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	11	11	1	12
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	0		0	11	11	1	12

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			164			
	補正前			164			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			698			
	補正前			687			
	比 較			11			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 23 人 補正前 23 人 増 減 0 人
職員手当	△ 658	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 658	扶養手当 0 千円 住居手当 0 千円 通勤手当 0 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 △ 339 千円 勤勉手当 △ 319 千円 児童手当 0 千円	

令和4年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和5年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		696,202	
ロ 建 物	2,000,332		
減価償却累計額	984,434	1,015,898	
ハ 構 築 物	34,150,036		
減価償却累計額	16,755,998	17,394,038	
ニ 機 械 及 び 装 置	9,926,135		
減価償却累計額	7,131,542	2,794,593	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	19,023		
減価償却累計額	18,072	951	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	96,462		
減価償却累計額	83,247	13,215	
ト 建 設 仮 勘 定		909,746	
有形固定資産合計			22,824,643
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		2,268	
ロ その他無形固定資産		177,863	
無形固定資産合計			180,131
固定資産合計			23,004,774

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		2,776,809	
(2) 未収金	356,826		
貸倒引当金	11,673	345,153	
(3) 貯蔵品		20,789	
(4) 前払金		958	
(5) その他流動資産		61	
流動資産合計			3,143,770

資産合計

26,148,544

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>9,355,393</u>		
	企業債合計		9,355,393	
	固定負債合計			9,355,393
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>983,044</u>		
	企業債合計		983,044	
(2)	未払金		220,819	
(3)	引当金			
	イ 賞与引当金	9,195		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,769</u>		
	引当金合計		10,964	
(4)	その他流動負債		<u>3,456</u>	
	流動負債合計			1,218,283
5	繰延収益			
	長期前受金		11,678,732	
	収益化累計額		<u>6,749,430</u>	
	繰延収益合計			<u>4,929,302</u>
	負債合計			15,502,978

資本の部

6	資本金			7,677,844
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	18,564		
	ロ 国庫（県）補助金	52,302		
	ハ 一般会計補助金	2,816		
	ニ 工事負担金	75,532		
	ホ その他資本剰余金	<u>161,627</u>		
	資本剰余金合計		310,841	
(2)	利益剰余金			
	イ 建設改良積立金	250,000		
	ロ 資産維持積立金	866,600		
	ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,540,281</u>		
	利益剰余金合計		<u>2,656,881</u>	
	剰余金合計			<u>2,967,722</u>
	資本合計			<u>10,645,566</u>
	負債資本合計			<u>26,148,544</u>

第24号議案

令和4年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（4）おもな建設改良事業			
管渠施設事業費	1,013,478千円	△ 201,259千円	812,219千円
処理場施設事業費	1,414,946千円	△ 280,287千円	1,134,659千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	5,610,365千円	△ 42,164千円	5,568,201千円
第1項 営業収益	1,828,585千円	△ 1,427千円	1,827,158千円
第2項 営業外収益	3,781,778千円	△ 40,737千円	3,741,041千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,858,749千円	31,355千円	4,890,104千円
第1項 営業費用	4,329,740千円	2,933千円	4,332,673千円
第2項 営業外費用	520,446千円	28,422千円	548,868千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,411,545千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額106,571千円、当年度分損益勘定留保資金1,815,046千円、減債積立金489,928千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,418,332千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 86,798千円、当年度分損益勘定留保資金1,814,635千円、減債積立金 516,899千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	3,716,168 千円	△ 488,333 千円	3,227,835 千円
第1項 企業債	2,506,000 千円	△ 223,600 千円	2,282,400 千円
第2項 補助金	1,209,666 千円	△ 267,733 千円	941,933 千円
第3項 負担金	500 千円	3,000 千円	3,500 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	6,127,713 千円	△ 481,546 千円	5,646,167 千円
第1項 建設改良費	2,428,424 千円	△ 481,546 千円	1,946,878 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	1,223,200千円	999,600千円
計	2,517,900千円	2,294,300千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	125,731 千円	2,252 千円	127,983 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「2,367,308千円」を「2,358,987千円」に改める。

令和5年2月24日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和4年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第4号)に関する説明書

令和4年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

収益の収入及び支出

収入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,610,365	△ 42,164	5,568,201			
1 営業収益	1,828,585	△ 1,427	1,827,158			
10 他会計負担金	151,666	△ 1,427	150,239			
				005 雨水処理負担金	1	
				010 し尿処理負担金	△ 1,428	
2 営業外収益	3,781,778	△ 40,737	3,741,041			
15 他会計補助金	2,348,242	△ 2,355	2,345,887			
				005 一般会計補助金	△ 2,355	一般会計繰入金
23 長期前受金戻入	1,378,835	6,297	1,385,132			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	9,537	
				010 他会計補助金 長期前受金戻入	△ 3,241	
				015 受益者負担金 (分担金)長期 前受金戻入	1	
30 消費税及び地方消費税還付金	44,679	△ 44,679	0			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 44,679	消費税及び地方消費税還付

支出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,858,749	31,355	4,890,104			
1 営業費用	4,329,740	2,933	4,332,673			
05 管渠費	206,859	△ 1,312	205,547			
				080 委託料	△ 997	内水対策業務
				175 賞与引当金 繰入額	△ 315	賞与引当金繰入額 △ 255 法定福利費引当金繰入額 △ 60
10 ポンプ場費	43,491	40	43,531			
				175 賞与引当金 繰入額	40	賞与引当金繰入額 33 法定福利費引当金繰入額 7
15 処理場費	760,598	△ 4,106	756,492			
				115 負担金	△ 3,767	汚泥処理負担金
				175 賞与引当金 繰入額	△ 339	賞与引当金繰入額 △ 282 法定福利費引当金繰入額 △ 57
25 総係費	124,911	2,425	127,336			
				015 手当等	500	時間外勤務手当
				115 負担金	272	使用料徴収事務
				175 賞与引当金 繰入額	1,653	賞与引当金繰入額 1,372 法定福利費引当金繰入額 281
30 減価償却費	3,174,204	△ 12,228	3,161,976			
				175 有形固定資産減 価償却費	△ 12,228	機械及び装置
35 資産減耗費	19,676	18,114	37,790			
				185 固定資産除却費	18,114	除却損

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
2 営業外費用	520,446	28,422	548,868			
20 消費税及び地方消費税	0	28,422	28,422	250 消費税及び地方消費税	28,422	消費税及び地方消費税納付

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的収入	3,716,168	△ 488,333	3,227,835			
1 企業債	2,506,000	△ 223,600	2,282,400			
05 企業債	2,506,000	△ 223,600	2,282,400	005 企業債	△ 223,600	下水道事業債
2 補助金	1,209,666	△ 267,733	941,933			
05 国庫補助金	1,190,600	△ 261,767	928,833	005 国庫補助金	△ 261,767	
10 他会計補助金	19,066	△ 5,966	13,100	005 一般会計補助金	△ 5,966	一般会計繰入金
3 負担金	500	3,000	3,500			
05 受益者負担金(分担金)	500	3,000	3,500	005 受益者負担金(分担金)	3,000	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	6,127,713	△ 481,546	5,646,167			
1 建設改良費	2,428,424	△ 481,546	1,946,878			
05 管渠施設事業費	1,013,478	△ 201,259	812,219	080 委託料	17,712	長寿命化対策業務
				140 工事請負費	△ 219,336	汚水管渠整備工事 △ 17 管渠施設長寿命化 △ 19,406 工事 処理場施設統廃合 △ 303,885 工事 内水処理工事 103,972
				175 賞与引当金繰入額	365	賞与引当金繰入額 300 法定福利費引当金繰入額 65
15 処理場施設事業費	1,414,946	△ 280,287	1,134,659	015 手当等	250	時間外勤務手当
				080 委託料	△ 19,143	処理施設長寿命化対策業務
				140 工事請負費	△ 261,492	処理施設長寿命化対策工事
				175 賞与引当金繰入額	98	賞与引当金繰入額 76 法定福利費引当金繰入額 22

令和4年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	644,367
減価償却費	3,161,976
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,244
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	258
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,880
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 4,261
長期前受金戻入額	△ 1,385,132
受取利息及び受取配当金	△ 325
支払利息	520,444
固定資産除却損	37,790
未払金の増減額 (△は減少)	△ 34,276
小計	2,943,965
利息及び配当金の受取額	325
利息の支払額	△ 520,444
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,423,846

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,970,866
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,519,973
他会計補助金による収入	13,100
負担金等による収入	3,501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,434,290

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,872,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,699,289
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 827,089

資金増加額	162,467
資金期首残高	2,561,068
資金期末残高	2,723,535

補正予算給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 12	96	43,399	22,873	66,368	14,193	80,561
	資本勘定 支弁職員		() 7		25,409	13,969	39,378	8,044	47,422
	合計	10	() 19	96	68,808	36,842	105,746	22,237	127,983
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 12	96	43,399	21,505	65,000	14,022	79,022
	資本勘定 支弁職員		() 7		25,409	13,343	38,752	7,957	46,709
	合計	10	() 19	96	68,808	34,848	103,752	21,979	125,731
比較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	1,368	1,368	171	1,539
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	626	626	87	713
	合計	0	() 0	0	0	1,994	1,994	258	2,252

() 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,592	336	1,384		16	2,465
	補正前	2,592	336	1,384		16	1,715
	比較	0	0	0		0	750
	区分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,693	14,893	12,153	1,310	
	補正前		1,693	14,226	11,576	1,310	
	比較		0	667	577	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 11	96	41,683	22,550	64,329	13,832	78,161
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,479	13,532	37,011	7,666	44,677
	合計	10	() 17	96	65,162	36,082	101,340	21,498	122,838
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 11	96	41,683	21,136	62,915	13,653	76,568
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,479	12,906	36,385	7,580	43,965
	合計	10	() 17	96	65,162	34,042	99,300	21,233	120,533
比較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	1,414	1,414	179	1,593
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	626	626	86	712
	合計	0	() 0	0	0	2,040	2,040	265	2,305

() 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,592	336	1,309		16	2,465
	補正前	2,592	336	1,309		16	1,715
	比 較	0	0	0		0	750
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,693	14,208	12,153	1,310	
	補正前		1,693	13,495	11,576	1,310	
	比 較		0	713	577	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1		1,716	323	2,039	361	2,400
	資本勘定 支弁職員	1		1,930	437	2,367	378	2,745
	合 計	2		3,646	760	4,406	739	5,145
補正前	損益勘定 支弁職員	1		1,716	369	2,085	369	2,454
	資本勘定 支弁職員	1		1,930	437	2,367	377	2,744
	合 計	2		3,646	806	4,452	746	5,198
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	△ 46	△ 46	△ 8	△ 54
	資本勘定 支弁職員	0		0	0	0	1	1
	合 計	0		0	△ 46	△ 46	△ 7	△ 53

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			75			
	補正前			75			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			685			
	補正前			731			
	比 較			△ 46			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 19 人 補正前 19 人 増 減 0 人
職員手当	1,994	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,994	扶養手当 0 千円 住居手当 0 千円 通勤手当 0 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 750 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 667 千円 勤勉手当 577 千円 児童手当 0 千円	

令和4年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和5年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,930,290	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>3,254,132</u>	5,128,844	
ニ 建物附属設備	1,145,530		
減価償却累計額	<u>1,103,264</u>	42,266	
ホ 構築物	105,852,981		
減価償却累計額	<u>42,504,361</u>	63,348,620	
ヘ 機械及び装置	30,957,092		
減価償却累計額	<u>20,261,008</u>	10,696,084	
ト 車両及び運搬具	8,492		
減価償却累計額	<u>8,072</u>	420	
チ 工具器具及び備品	68,088		
減価償却累計額	<u>59,171</u>	8,917	
リ 建設仮勘定		<u>2,214,163</u>	
有形固定資産合計			84,411,081

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300	
ロ その他無形固定資産		<u>1,284</u>	
無形固定資産合計			<u>4,584</u>

固定資産合計 84,415,665

2 流動資産

(1) 現金預金		2,723,535	
(2) 未収金	320,904		
貸倒引当金	<u>12,539</u>	308,365	
(3) その他流動資産		<u>78</u>	
流動資産合計			<u>3,031,978</u>

資産合計

87,447,643

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>38,058,493</u>		
	企業債合計		38,058,493	
(2)	引当金			
	イ 修繕引当金	<u>31,294</u>		
	引当金合計		<u>31,294</u>	
	固定負債合計			38,089,787
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,710,976</u>		
	企業債合計		3,710,976	
(2)	未払金		806,619	
(3)	預り金		1,582	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	9,331		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,834</u>		
	引当金合計		<u>11,165</u>	
	流動負債合計			4,530,342
5	繰延収益			
	長期前受金		62,333,202	
	収益化累計額		<u>29,407,894</u>	
	繰延収益合計			<u>32,925,308</u>
	負債合計			75,545,437

資本の部

6	資本金			8,868,686
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国庫（県）補助金	803,924		
	ロ 他会計補助金	36,865		
	ハ 受益者負担金（分担金）	<u>77,821</u>		
	資本剰余金合計		918,610	
(2)	利益剰余金			
	イ 減債積立金	942,149		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,172,761</u>		
	利益剰余金合計		<u>2,114,910</u>	
	剰余金合計			<u>3,033,520</u>
	資本合計			<u>11,902,206</u>
	負債資本合計			<u>87,447,643</u>

注記

I 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、26,333,291千円である。

II セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:千円)

項 目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニテイ ・プラント	合 計
営業収益	1,232,285	400,208	30,634	3,840	1,622	2,614	2,323	1,673,526
営業費用	2,339,928	1,186,136	585,718	37,780	23,782	13,936	53,965	4,241,245
営業損益	△ 1,107,643	△ 785,928	△ 555,084	△ 33,940	△ 22,160	△ 11,322	△ 51,642	△ 2,567,719
経常損益	497,306	151,486	454	9	9	73	91	649,428
セグメント資産	44,643,809	25,266,825	14,711,366	662,601	340,453	124,519	1,698,070	87,447,643
セグメント負債	40,275,331	22,234,713	11,585,703	508,087	203,412	96,938	641,253	75,545,437
その他の項目								
他会計繰入金	1,237,358	731,162	481,694	17,115	19,922	7,613	1,324	2,496,188
減価償却費	1,735,629	837,129	492,353	25,870	13,141	7,206	50,648	3,161,976
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,584	843	454	9	9	73	91	5,063
固定資産増加額	503,741	1,219,525	0	50,912	0	0	0	1,774,178